

令和５年第３回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第１日（９月２８日）	
開 会	5
開 議	5
議席の指定	5
議席の一部変更	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
所信表明	6
議案第４１号 与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例	12
議案第４２号 与論町墓地条例の一部を改正する条例	13
議案第４３号 与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第４４号 与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例	18
議案第４５号 与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する 条例	19
議案第４６号 令和５年度与論町一般会計補正予算（第６号）	20
議案第４７号 令和５年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	27
議案第４８号 令和５年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）	28
議案第４９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の 変更及び同組合理約の変更について	29
議案第５０号 町道路線の一部廃止について	30
議案第５１号 令和４年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て	31
承認第 ４号 専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般 会計補正予算（第４号））	32
承認第 ５号 専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般 会計補正予算（第５号））	34
同意第１２号 与論町副町長の選任について	36
同意第１３号 与論町教育長の任命について	37

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	38
認定第 1 号	令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	39
認定第 2 号	令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出 決算認定について	39
認定第 3 号	令和 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	39
認定第 4 号	令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について	39
認定第 5 号	令和 4 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	39
認定第 6 号	令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	39
認定第 7 号	令和 4 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	39
特別委員会設置及び委員の選任について		42
散 会		43

第 2 日（10 月 10 日）

一般質問		48
南 有隆君		48
喜山康三君		63
福地元一郎君		75
林 敏治君		82
原 栄徳君		96
林 隆壽君		109
散 会		119

第 3 日（10 月 12 日）

認定第 1 号	令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	125
認定第 2 号	令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出 決算認定について	125
認定第 3 号	令和 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第 4 号	令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について	125
認定第 5 号	令和 4 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第 6 号	令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	125

認定第 7 号	令和 4 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	125
議案第 5 2 号	与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	129
議案第 5 3 号	令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 7 号）	132
陳情第 7 号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について （環境経済建設常任委員長の報告）	133
陳情第 8 号	令和 6 年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についての お願い（総務厚生文教常任委員長報告）	134
発議第 2 号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について （野口靖夫ほか 2 人提出）	136
発議第 3 号	令和 6 年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についての お願い（林隆壽ほか 2 人提出）	137
議員派遣の件		138
閉会中の継続審査・調査について		138
閉 会		139

令和5年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9 月 28 日	木	全員協議会 本会議(開会、所信表明、議案審議) 令和4年度事業個所調査
9 月 29 日	金	
9 月 30 日	土	
10 月 1 日	日	
10 月 2 日	月	決算審査特別委員会
10 月 3 日	火	決算審査特別委員会 常任委員会
10 月 4 日	水	常任委員会
10 月 5 日	木	
10 月 6 日	金	常任委員会
10 月 7 日	土	
10 月 8 日	日	
10 月 9 日	月	
10 月 10 日	火	本会議(一般質問)
10 月 11 日	水	特別委員会
10 月 12 日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 5 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 5 年 9 月 2 8 日

令和 5 年第 3 回与論町議会定例会会議録
令和 5 年 9 月 2 8 日（木曜日）午前 9 時 2 8 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 議席の指定

第 2 議席の一部変更

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 会期の決定

第 5 諸般の報告

第 6 所信表明

第 7 議案第 4 1 号 与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例

第 8 議案第 4 2 号 与論町墓地条例の一部を改正する条例

第 9 議案第 4 3 号 与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 4 4 号 与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例

第11 議案第 4 5 号 与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例

第12 議案第 4 6 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 6 号）

第13 議案第 4 7 号 令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

第14 議案第 4 8 号 令和 5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

第15 議案第 4 9 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

第16 議案第 5 0 号 町道路線の一部廃止について

第17 議案第 5 1 号 令和 4 年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第18 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号））

第19 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 5 号））

第20 同意第 1 2 号 与論町副町長の選任について

第21 同意第 1 3 号 与論町教育長の任命について

第22 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第23 認定第 1 号 令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第24 認定第 2 号 令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳

出決算認定について

- 第25 認定第 3 号 令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
第26 認定第 4 号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第27 認定第 5 号 令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第28 認定第 6 号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第29 認定第 7 号 令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
第30 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1 番 吉 田 剛 君	2 番 南 有 隆 君
3 番 林 敏 治 君	4 番 林 隆 壽 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 福 地 元一郎 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 原 栄 徳 君	10 番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	茶花こども園長 富 千加代 君
児童発達支援センター副所長 川 北 英 代 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-----------------	---------------

開会 午前9時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） ただいまから令和5年第3回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議席の指定

○議長（沖野一雄君） 日程第1、吉田剛君の議席の指定を行います。

今回当選されました吉田剛君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。

-----○-----

日程第2 議席の一部変更

○議長（沖野一雄君） 日程第2、議席の一部変更を行います。

今回新たに当選された吉田剛君の議席及び議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条の3項の規定によって、南有隆君の議席を2番、原栄徳君の議席を9番、沖野一雄君の議席を10番に、それぞれ変更します。

変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりです。

-----○-----

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番吉田剛君、6番福地元一郎君を指名いたします。

-----○-----

日程第4 会期の決定

○議長（沖野一雄君） 日程第4、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月12日までの15日間にすると思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月12日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第5 諸般の報告

○議長（沖野一雄君） 日程第5、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきまして

は、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○**議会事務局長（町 健司郎君）** 諸般の報告をいたします。

町長から令和4年度与論町健全化判断比率の報告、令和4年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、町監査委員から令和5年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。下の表を御確認ください。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第148号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○**議長（沖野一雄君）** これで諸般の報告を終わります。

————○————

日程第6 所信表明

○**議長（沖野一雄君）** 日程第6、所信表明を行います。

町長から所信表明の申出がありました。これを許します。

町長、田畑克夫君。

○**町長（田畑克夫君）** おはようございます。

所信表明。本日ここに、令和5年与論町議会第3回定例会が開会されるに当たり、議会の皆様、傍聴にお越しいただきました皆様、そしてインターネット中継にて本議会を御覧いただいています皆様に対し、私の所信の一端を申し述べる機会をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

私は、去る9月3日に行われました与論町長選挙において、多くの町民の方々からの御支援と負託を賜り、与論町長の職を務めさせていただくこととなりました。

私は与論町の少子高齢化の現状をはじめとした、地域社会が直面している課題に大きな危機感を抱き、何とかこの与論島を未来を生きる世代により良い形で残したい、そのために人々がお互いに力を合わせながら、大きくチャレンジできる島づくりの一助になればとの強い思いから、政治や行政職の経験を持たないままに町長

として町政の運営に携わることを志しました。

そのような大きな挑戦へと踏み出した私に、ありがたくも島内外の大変多くの皆様から温かい御支援や御指導をいただきました。その多くの支援のもと、選挙という厳正なる審判を経て、本日このように皆様の前に立ち、この与論島に関わる全ての方へ向けて、私の想いをお伝えできることを誠に光栄に存じますとともに、町長としての大きな職責を負託されていることに、改めて身の引き締まる思いを感じています。

町長として皆様へ所信を述べるに当たり、最初に申し上げます。

私、田畑克夫は、与論町の発展と次世代への希望を築くために、町長としての責任を全うするべく、全身全霊をあげて職務に取り組むことを、全ての皆様に固くお誓い申し上げます。

私たちのふるさと与論町が直面しているのは、担い手の不足による産業の衰退や社会機能の低下、この島にしかない環境や文化の消滅の危機など、進行する少子高齢化を共通の背景とする深刻な課題が多く存在している現状です。

少子化の状況について統計を紐解きますと、本町の出生者数は2012年度の51人から2022年は28人と、この10年間で45%減少しています。総人口や若年人口、就業者人口は一貫して減少の一途を辿っています。これら出生数及び若年世代の人口減少は、この島の暮らしの存続を直接的に脅かす重要な問題であるとともに、我が国の離島や中山間地などの各地で進行する過疎化の要因として、国の政策においてもその対応が重要性を増している深刻な課題です。

こうした少子高齢化・人口減少対策を、各地の事例や国・県の施策動向も十分に収集・検討の上、現在の与論町が置かれている状況に即した最適な対策を講じていく必要があります。そのために、官民の別を問わず、新しい感性や大胆な発想、アイデアを積極的に取り入れ、多くの皆様の優れた知恵や情報、技術を集約し、課題解決に向けたチャレンジの果敢な展開により、直面する危機的な現状を乗り越え、未来にわたって成長を続ける活力に満ちた島の実現が、私のビジョンです。

このビジョン実現に向けた私の町政運営における基本理念は、「思いどう力 みんなが輝く島づくり」です。社会情勢や価値観が激しく変動する今日にあって、この小さな与論島の未来へ向けたチャレンジを進めようとするとき、「島に対岸は無い」と私は考えます。島での暮らしに関わる問題を「対岸の火事」と決め込み、無関心な態度を貫くのではなく、今を生きる私たち全てが自分ごととして受け止め、お互いが持つ島への想いや提案・要望に耳を傾け合いながら、より良い与論の未来へ向けた取り組みを選択し実践していく必要があると思います。

そのために、私自身が率先して住民の皆様お一人お一人の立場から見える御要望

や思いに寄り添いながら、幾度も対話を重ね、全ての皆様が主役として本町の未来に向けて大きくチャレンジを続ける島づくりを行います。

また、政策は役場職員の手の中にあると私は考えています。私にバトンを託された山元宗前町長が、任期中を通じて心血を注がれた「信頼される役場」・「親しまれる役場」・「期待される役場」づくりを継承し、職員全員が主体として機能する環境の維持に努めます。

加えて、近年の各自治体における多様な事例を参考にしながら、職員が各自の経験や技能を最大限発揮し、やりがいを持って業務に取り組む中で、地域の持続的な発展を担う人材として成長できる環境の創出を目指します。そのために、職員の構成及び業務の見直し、並びに人材の確保・育成の強化を行い、より一層島づくりへの活力に満ちた役場となるよう、職員一人一人の想いを大事にしながら、行政の環境づくりに取り組んでまいります。

折しも今年は、与論町の町制施行60周年の節目の年でもあります。町制の施行以前、明治6年に初代戸長に就任された鶴政信氏から山元宗前町長まで、27代にわたる戸長・村長・町長によって連綿と受け継がれたこの島の自治と発展の歴史、そして先週末の任期満了まで粉骨砕身、町政運営の先頭に立ち御尽力されました、山元宗前町長の2期8年間の御功績を受け継ぐとともに、未来へ向けて本町が更なる発展を遂げるべく、山町政のもと、策定されました与論町第6次総合振興計画を引き続き踏襲し、私のもとにおいて町民の皆様との対話や協働をより促進する形で、町行政の推進に当たりたいと考えています。

第6次総合振興計画を基本として、私が任期中に取り組む政策の基本的な方向性については、次の3点を大きな柱として各施策の推進に当たりたいと考えています。

第1点目は、「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」、第2点目が「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」、第3点目が「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくり」です。

本所信においては、総合振興計画に対応した各論の全容までの御紹介は致しかねますため、各項目の政策の概要について簡潔に御説明させていただきます。

基本方針の1点目「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」においては、まず喫緊の課題である出生数の増加に向けた対策として、出産及び子育て応援施策の強化に取り組めます。子育て分野においては、従来から子育て支援金や、島外出産に係る妊産婦の出産待機に対する補助等の施策が実施されていますが、それらに加え、当事者である子育て世帯や医療・児童福祉分野の従事者などと連携した施策ニーズの検討を行い、与論島での子育てを地理的・社会的なハンディキャップによ

る負担と捉えず、前向きに受け止めることが可能な環境づくりに取り組みます。

そのために、官民を横断し、民間と連携した臨機応変な支援体制の検討や男性の子育てへの参加の促進、家庭の経済状況による格差解消を図る施策づくりにも取り組んでまいります。

次に、地域の魅力や特色を活かした教育の推進により、未来を担う人材育成を行います。この島に生まれた子供たちが、こども園から小中高まで一貫した教育体制の中で、地域を支える次世代人材として広く活躍できるよう、従来の海洋教育において取り組まれてきたプログラムの更なる強化と地域との連携を推進するとともに、子供たちの非認知能力を伸ばす教育、教育カリキュラムの魅力化、充実して学べる施設整備の検討など、本町の教育環境の更なる拡充に重点的に取り組んでまいります。

基本方針の2点目「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」においては、私のこれまでの商工・観光分野での経験を活かし、まず「持続的に稼ぐ島づくり」に取り組みます。

農水産業分野における取り組みとして、地元の農水産物を使った一次産品加工や商品開発を推進し、未利用資源の活用を図るとともに、島内産品の購買促進による自給率の向上及び域内経済の循環を図り、町民の収益向上と特産品開発による魅力ある地域づくりを図るため、農商工連携をはじめとした施策をより強力に推し進めてまいります。

観光分野においては、令和3年度に策定された「与論町観光振興計画」に即し、従来の観光形態によらない視点からの新たな観光資源の創出に加え、地域がイニシアチブをとり、島内の自然環境や生活文化の保全を図ることで、過度な観光消費による地域の荒廃を回避し、来訪客と住民との対等な交流を通じた持続可能な観光地域づくりの推進に取り組めます。

次に、高齢者が安心できるコミュニティづくりを進めます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、全ての町民が年齢や疾病、障害の有無等の違いにかかわらず安心して暮らし、元気に活躍できる生活環境の実現を目指します。

あわせて、医療・介護分野における専門人材は、地域における安心した暮らしの持続にとって重要な存在であることから、大学等の高等教育機関や島内外の医療機関及び支援団体と連携し、島外からの専門人材の招聘及び島内における人材育成に取り組めます。

3番目に「暮らしを守る対策」として、IT化・災害対策・住居問題の解決な

ど、島の暮らしを守るための対策を進めます。

官民双方の分野における時代の潮流への的確な対応を図るため、デジタル技術を活用した業務の大胆な見直しの推進に取り組むほか、災害対策においては台風災害にとどまらず、地震・津波災害等多様な災害に対応するための定期的な与論町地域防災計画の見直しや、集落単位での自主防災組織の活性化に向けた支援を消防署・消防団と連携し展開してまいります。

また、住宅政策については与論町住生活基本計画に沿って、公共・民間セクターによる賃貸住宅施設の整備について、与論町の財政状況や各施設の更新予定等も鑑みつつ、今後の需要の推移や民間事業者の住宅整備への参入の動向を注視し、最適な規模と手法による住宅の供給が行われるよう、各分野の事業者や町民の皆様の意見を収集し、対策の検討を行ってまいります。

4番目に、与論町の航路・航空路輸送に係る欠航・抜港・条件付運航への対策についてです。

御承知のとおり、与論町における航路・航空路輸送は、外海離島である与論町の社会経済活動を支える生活路線として重要な役割を担っています。特に、航路輸送における欠航・抜港・条件付運航の軽減は、先の町長選挙に先立つ政策発表会においても議題に上がるなど、多くの方が関心を寄せており、この島に暮らす全ての方々が当事者となる課題として、その対策の重要性は大変大きいと認識しています。

そのため、航路輸送における欠航・抜港・条件付運航の対策については、すべからく町民の皆様に課題解決に向けて御参画をいただきながら、幅広い御理解を得られる形での実施が必要であると考えます。

この考えのもと、航路・航空路輸送における定常運航の向上に向けた対策については、まず町民の皆様の御意見を幅広く伺いながら、施設管理者である鹿児島県及び関係する中央省庁、並びに輸送事業者等と引き続き連携し、問題の背景にある要因の精査や、航路・航空路それぞれの分野における対策に取り組んでまいります。

基本方針の3点目「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくり」においては、世界の中でこの与論にしか存在しない美しい自然環境や特色ある生活様式、言語や文化などさまざまな宝を守り、しっかりと磨いて未来へと受け継ぐ島づくりを行います。

まず、現在よりも美しい島が未来へ残せるよう、この島の陸域・海域にわたる自然環境の一体的な保全について、効果ある施策の検討と実践に取り組んでまいります。そのために、一般廃棄物の削減及び再利用の更なる促進や産業廃棄物の処理の適正化、森林の伐採、海洋環境の汚染防止など、私たちの小さな島における貴重な

自然環境をしっかり守っていけるよう、必要な施策を展開します。

あわせて島内における一次産業の生産活動と環境保全の両立を図るため、サンゴ礁保全をはじめとする海洋資源の保護及び農畜産業における廃棄物処理の適正化対策など、環境保全型の産業活動への転換を支援してまいります。

次に、伝統文化の継承について、より重点的に取り組んでまいります。ユンヌフトゥバは先人から受け継がれたこの島のかけがえのない財産の1つです。この言語を活きた財産として後世に遺していくために、実用的な形での継承に寄与する人材育成と環境づくりに取り組みます。この取り組みにも、財産を受け継ぐ当事者として広い世代の町民の皆様の御参画が必要不可欠です。多くの皆様との島の今昔に関するムヌガッタイを交わさせていただきながら、ユンヌフトゥバや豊かな生活文化のバトンをつなぐ継承事業に取り組んでまいりたいと考えています。

また、近年与論城跡の学術的な調査・研究が進んでおり、琉球王朝時代やそれ以前からの与論島と沖縄との歴史的交流など、この小さな与論島における人々の暮らしについても、新たな事実が判明してきています。これらの成果を、私たちの島をより深く知る道標として、島内外の皆様へ共有しつつ、後世へ受け継ぐ財産として保管していくほか、教育や観光等の分野とも連携した新たな資源としての活用にも取り組んでまいります。

以上、私の町政運営に係る政策の概要について述べさせていただきました。

本所信において申し上げましたとおり、私の任期における町政運営の基本方針といたしましては、山町政下において策定されました第6次総合振興計画を基本としつつ、より町民との対話を重ねることを通じ、官民の別や年齢、性別等あらゆる立場の違いを越えて皆様の意見や志を重ね、「想いどう力」の理念のもとに「オール与論」として手を携え、共に未来へ大きくチャレンジし続ける島となることを目指したいと考えています。

私たちの与論町は、激動する変化期の中にあって多くの課題に直面していますが、これまでも島の存続が危ぶまれるような幾多の災厄や危機にあっても、この小さな島の先人たちはその都度お互いの力を合わせ、一丸となって島の未来を切り開く大きな決断と挑戦を重ね、今日までこの島の暮らしをつないできた歴史があります。

その末端に連なる今、未来への大きなチャレンジに挑もうとする場にあって、私は、この島に暮らす人々の未来を切り拓く力をあくまで信じてやみません。そして、私は皆様の島への想いを丁寧に向い、意見を交わし、志を重ね合わせることを通じ、皆様の想いを力として未来へ向けた豊かな島づくりに邁進してまいります。

どうか皆様、この島の幸せのために、皆様から寄せられる声を聞き、町政運営の改善を常に積み重ねながら、未来へ向けた挑戦を進めていく所存ですので、職員をはじめ町民、事業者の皆様など、総力戦で共に取り組んでまいりましょう。

地域課題の解決達成に向けては、二元代表制の一翼を担う議会の皆様の御協力が何より必要です。与論町の行政執行の最高責任者として、皆様からの厳正なる審査をいただくとともに、より良い島づくりのために無私の心を同じくする議員各位と、町民の皆様の前で議論を重ねながら、一つずつ実行してまいりたいと存じますので、何とぞ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本所信において、私は今一度開かれた町政における対話と協働を重視したまちづくりを進めることを皆様にお約束いたします。

私自身、もとより微力な一人の島民です。島づくりは町長一人の権力を以てして結実するものではなく、島民全員が各々の多彩な力を持ちより結集することで、この島の未来を切り拓いていくものであると考えています。

今後の町政運営においては、若年世代の意見やアイデアを積極的に取り入れ、先輩方の助言もいただきつつ、ワンチームとして知恵を出し合い、実効性ある各施策を迅速かつ果断に展開することにより、与論町発展の新たな地平を切り拓く4年間となるよう、精一杯努力してまいります。

皆様の御理解と御支援をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで所信表明は終わりました。

—————○—————

日程第7 議案第41号 与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第7、議案第41号「与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第41号、与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

与論町衛生処理センターの設置に伴い、与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例が必要となるため、本条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号、与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、与論町衛生処理センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第４２号 与論町墓地条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第８、議案第４２号「与論町墓地条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４２号、与論町墓地条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、ハキビナ墓地及び城墓地内の町有地部分について、与論町墓地条例（令和５年条例第１３号）を適用し、当該墓地の適性管理を推進することを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは以前にも、個人の土地と一緒に管理されることになるのかということで質問したことがあるのですが、今回示された中には、ハキビナも城も全部個人の土地が墓地に入っていますが、これは取り扱いはどうなっていますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

ハキビナ墓地それから城墓地につきましては、まだ個人名義の土地が残っています。そちらの部分については、今後個人名義から町の方に移転登記を進める作業を行いまして、この墓地条例を適用していくということです。今回の条例につきましては、ハキビナ墓地のある程度まとまった部分の区域が町有地としてあります。それから城墓地についても、ある程度まとまった部分の町有地部分があります。そういう中で、そのまとまった部分の町有地については、この墓地条例を適用して適正管理を図っていてもいいのではないかとということで、提案をさせていただいています。そのハキビナ墓地の町有地の部分の一部分の墓地の区画の中には、結構荒れ果てた墓地とか、草がもう生えてちょっと管理が行き届いていない墓地とか区画とか、そういった中にはモクマオウがこの区画から生えて、隣のお墓の所有者にちょっと迷惑をかけているとか、そういった事情がありまして、ある程度まとまった区画なのでそこは町の墓地として管理がこれからできますので、そういったところでその墓地の適正管理を進めていく。また、中にはその区画を予備的に持っている方々がたくさんいまして、すでにお墓は持っているのですが、例えば自分の子供とか、そういった方々がお墓を持つときに、その墓地を前もって買って、そういう区画を所有しているという形態が多々見られまして、そういったところが、得てして墓地を所有していること自体がちょっと記憶が薄れて管理が行き届いていないとか、そういったところでそういう墓地が見受けられますので、その辺のところもその墓地条例を被せることによって、もうその区画が今後使用する必要がないとか、そういったときには墓地の返還をできるようにするとか、またそこを新しい使用者に提供するとか、そういったことがこの墓地条例を被せることによって可能となりますので、町有地になっているその一部分ですが、そのところについてはハキビナ墓地、城墓地、そこもこの墓地条例を適用してまいりたいということで提案させていただいています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう個人の土地も入ったりとか、公有地も入ったりとかして、そして今また共同墓地の計画とかもいろいろあって、いわゆるその海岸辺りの

土地の利用のあり方とか、整地の管理のあり方というのは一貫性がないのですよ。それでハキビナにしても前浜にしても、以前はいわゆる防潮林みたいにモクマオウがいっぱいあったけど、全部伐採していますよね。だからこういう海浜地の管理のあり方、それについても、もうちょっといろいろな形で検討する必要はないか。何ゆえにその墓地条例を急いでやるのか、その意味がわからないんですよ。そして、そのハキビナ墓地でも公有地と個人の土地があって、それがあやふやで、そうやって議会に出された資料も地籍図があるわけじゃない。どこにどういう配置があるとか丁寧な説明もない。これで審議するということは無理な話です。ちょっと藪から棒にこういうことは、今後のその今の景観条例にも取り組んでいるでしょう。島の全体の景観の問題、いわゆる背後地の農地の防潮のこと。さまざまなことを勘案しながらこの墓地指定はしないと、逆に今からこれを淘汰して整理するべきではないのかと、私は逆にそう思いますけど、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、喜山議員からおっしゃられることもよくわかります。しかし、今後墓地を整備する方々、あるいは新たに墓地を求める必要な方々がおられますので、こういった条例で、町でこの区域を決めることによって、その墓地の適正な管理が進めていけるというふうには思っています。先ほどおっしゃった防災の面からの植栽とか、そういったものにつきましては、そこの利用されている皆さん、あるいはそこの地域の皆さん方と話し合いもしながら進めてまいりたいと思います。今後、共同墓地の建設についても何回か話も出ていますので、その方向性と既存の墓地の管理についてをあわせて、考えてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号、与論町墓地条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、与論町墓地条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第４３号 与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第９、議案第４３号「与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４３号、与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） 与論町にこの条例が適用されるような空き家の状況は調査されていますか。どういう状況にあるかと、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

与論町には今、空き家の対策としていろいろサブリース、あと特定空家、去年与論町特定空家に関する策定をしまして、空家等対策基本計画というのを策定しまして、去年壊すべきところは壊し、またサブリースしていくところはサブリースしていくような感じで、今空き家の適正な管理に努めようとしています。その中での条例で、国の特措法が今までの１６条から３０条まで大幅に改正されたので、その中で与論町の条例もそれに則した改正となっています。今、空き家の状況も調べたりして、ほとんどは与論町で１回地主さんと交渉をして、借り上げて、次の人に貸す

という事業と、またちょっと違う民間団体の方で、自分たちでちょっとしたDIYをして貸していくという状況で、今空き家対策は進めています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この条例ができてからどのような実績があるか概要について、何件あって予算的にどういう使われ方をしたか。わかっている分で結構です。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） サブリースについては、今1件やっています。その改修費用で大体400万円ぐらいをあれしています。特定空家といういろいろな弁護士さんとか宅建さん、建築士さん、そういういろいろな町長をはじめとして、特定空家というこれは壊さなければいけないという物件がありまして、空港の近くの皆さんもわかっている物件だと思うのですが、そちらの方がちょっと道路側の方に倒れかけてきていて、そちらを壊して今整備をしているのが1件。あと民間の方でサブリースとしてやられているのが1件です。あとその民間の方は、またもう1件今年中に募集できればなというのが1件あります。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 私は、町のホームページにある空き家ラボを毎日見ているのですが、なかなか情報が更新されていないというのと、なかなか空家等対策協議会とかあまみ空き家ラボという調査会社があって、いろいろな情報が出ていると思うのですが、そういった情報もホームページに載せるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

平成27年だったか1回調査はしていますが、その調査したときに、家主さんの方にその情報を公開していいのかどうかというところまでは行き届いてなくて、情報公開というのがその家主さんと話をして、情報公開をしていいもいいですよということを得られてからの情報公開になると思います。また、情報公開はやはり個人情報という観点から、なかなか進んでいかない状況ではあります。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それと町と民間がお互い情報を共有して、話し合いする場も必要だと思いますがいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） それはですね、月1回ぐらいその民間のスマイルプロジェクトというのですが、そのスマイルプロジェクト、あと総務企画課、建設課、また

その担当、担当の方で毎月情報共有をしながら、また一緒に民間が進めるようなところの片づけをしたり、そういうまた自分が行って、技術的なところはこうしたほうがいいよというところの指導まで民間と一緒にやって、次の空き家の活用の方を進めています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。それでは公開できる情報は、最新のものをなるべく素早く町のホームページの方に載せるように、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、与論町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第44号 与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第10、議案第44号「与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４４号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

令和５年４月１日に、与論町の光ファイバーケーブル設備及び付属設備を西日本電信電話株式会社へ譲渡を行ったことから、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４４号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号、与論町光ブロードバンド・サービス設置条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第４５号 与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第１１、議案第４５号「与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４５号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

令和５年４月１日に、与論町の光ファイバーケーブル設備及び付属設備を西日本電信電話株式会社へ譲渡を行ったことから、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４５号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、与論町光ブロードバンド・サービス分担金徴収条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第４６号 令和５年度与論町一般会計補正予算（第６号）

○議長（沖野一雄君） 日程第１２、議案第４６号「令和５年度与論町一般会計補正予算（第６号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第46号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税3億2516万6000円、障害者自立支援給付費197万5000円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、町単独改良事業費1840万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費628万1000円、町債管理基金費1億548万2000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億7640万1000円を追加し、一般会計予算総額52億7741万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 23ページの款9、災害対策費、ハザードマップ作成業務に10万円がありますが、質問の1つ目はその10万円で足りるのかということと、関連して27ページに、中央公民館にAEDを設置するために42万円が計上されていますが、このハザードマップにAEDの設置場所、公共施設にはあちこちにAEDが設置されると思うのですが、それをハザードマップに記すことはできないのか。そうすれば、例えば中央公民館でAEDが必要となった場合に、そこにあるとわかれば取りに行けますし、探すこともできる。そこにあるのがわからなければ、救急車をずっと待たなければいけない。そうなる手遅れになったりするという可能性もありますので、AEDの設置場所をハザードマップに載せるのは大変重要だと思うのですが、その2点をお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

ハザードマップ作成業務として10万円を計上させていただいていますが、これは20万円を先に組んでいまして、ちょっと足りなくて10万円追加で計上させていただいています。その土砂警戒区域とか、浸水区域もあわせてしないといけないということで、10万円プラス計上しています。先ほど福地議員がおっしゃいましたAEDのそれもちょうどできないかということでございましたので、これまたとてもいいことだというふうに思っていますので、ちょっと検討しながら作業を進め

てまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） ほかに。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 10 ページに臨時財政対策債 1313 万 6000 円が減額になっていますが、この理由は。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

今回、地方交付税を 3 億 2516 万 6000 円歳入として計上しています。それによって、ちょっと臨時財政対策債を減額して充当できたので、減額してございます。そもそもの臨時財政対策費というのは、地方財政収支の不足額を補てんするために、地方公共団体が特別として発行する地方債ですが、不足する一部を一旦お金を借りて行政に賄っておくということです。その元利償還金相当額につきましては、金額をその翌年度以降、地方交付税の基準財政需要額に算入するということとされておりまして、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように措置されているわけございまして、今回はそれを不足額を補うことが少し減ったということで、減額をしてございます。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 次、もう 1 件、今福地議員から質問された AED の件ですが、これについて私は広域の消防の議員をしている関係で、AED の設置について、電池が切れて使えなくなったという事故が結構多発しているんですね。管理されていないんですよ、設置はしたけど後の管理がされていない。それで、これについては、誰が責任を持ってやるかということを消防の議会の方でも聞いて、もちろんこれは自治体の方で責任を持ってやるべきだという話だったのですが、やはりいざとなったときには消防士も関わることで、この管理のあり方はどういう具合にやっているかということですね。今まで町内にも何カ所か設置されていますけど、設置されていない。それから、港の待合所、沖永良部の待合所には AED が設置されているのですが、与論町は設置されていないのですね。あれは県の管轄ですから、県の方にも要望しないといけないと思っているのですが。あっても、屋内にあっても鍵を閉められていたのでは、いざというときに使えないわけですよ。だから設置したときに、外部でいざというときがあっても外部からも来て使えるという形の設置の仕方でないと、意味がないのではないかとということも指摘されているんですよ。この辺も消防署と連携を取りながら、それで今福地議員が指摘されたハザードマップの方に表記することも、是非きちんとその辺をフォローした形で整備していただきたい。ただ、つければいいという話ではないと思うんですよ。その点

いかがですか、総務企画課長。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 御指摘ありがとうございます。確かに港の待合所につきましては、時間を過ぎますと、もう鍵を閉めて中に入れないという状況にありますので、その付近につきましては県の施設ですので、県と協議をしましてどこかそういった緊急なときに誰でも来て利用できるように、今後もちよっと相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 外部に設置するときには特殊なケースがいるんですよ。だから予算もこれでは足りないはずなのです。そういういろいろなことを考えた場合。是非その辺も勘案して予算にまた上げていただいて、きちんといざというとき使えるような体制を組み込んでほしいと、以上要望しておきます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 22ページの土木費、防災・安全交付金事業費ということで1200万円の減額がされています。その説明をお願いしたいのですが、町道船倉茶花線の排水路工事、町道宇勝城線の舗装工事、町道兼母源手名線の舗装工事それから町道皆田線の舗装工事、同じ300万円の金額でこれは減額していますので、その内容説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

この減額に関しては、最初この当初予算を組むときに、国の方に要望した金額で予算計上をしています。国の方でいろいろ精査をされて、それから決定金額というのがありまして、その決定金額が要望金額より少なくなったので、その決定金額に関してそれだけの減額をしています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） これは同じその300万円ずつというのは、これはもう均等に配分されているわけですね。それと、今現在工事も進めているのですが、いかがですか。これからのその予算はどうなりますか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

この国庫補助事業費、一律300万円ずつで下げてはいるのですが、この一括りとして防災安全交付金事業としての決定金額ですので、その各路線から300万円ずつ、ちょっとまた設計変更とかいろいろあったりしたらいけないので、ちょっと

残額は残してはいるのですが、またそういう感じで均等に減額をした次第です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） あまりわかりませんが、一応、工事は進んでいると思いますので、是非またスピード感をもって早めに工事をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） ほかにありますか。

9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 25ページ、款10の教育費の方で、社会教育総務費730万2000円の減になっていますが、その中身の説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） これは主には人件費というか、職員の給与でございます。生涯学習課の方に1人いたのですが、中央公民館が指定管理を外れまして、町で管理することになりまして、中央公民館の方に職員を1人派遣した形になっています。その分の減です。その分は、また公民館費の中でまたプラスとなっています。以上です。

○議長（沖野一雄君） よろしいですか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 環境課長にお伺いします。この18ページなのですが、この需用費で燃料費、水道料、修繕料ということで248万6000円計上されています。私が申し上げたいことは、この修繕費なのですが、額は46万5000円だから少ないのですが、何をお伺いしたいかと言いますと、これからのごみ焼却施設、あれは修繕費が相当加算されてくる気がするんですね、今後。今までもかかってきましたが、これはどういう原因なのかと言いますと、ごみの焼却の適正管理がなされていないのではないかと。焼却施設で処理しなければならないもの以外のものを、焼却しているのではないかと疑われるんです。それで、私は適正な管理運営をしなければ、このごみの処理施設の修繕費が年々かさんでいく一方で、大変な財政負担になるのではないかと、そう思うときに、これはどのようにして今度修繕費を少なく済むような方法でやっていこうと思っておられるのか。またあるいは、そういうことを考えておられるのであれば、適正管理をするために、沖縄あたりでごみ焼却施設の適正管理をする施設がありますよね。そういうところも調査されたりして、いろいろやろうという考え方があるのかないか、そこら辺をちょっとお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

先般、沖縄の方にもちょっとそういう施設、メーカーとかも拝見させていただい

て、現状において一番故障とかそういう修繕に係る大きな要因となっているのが、漂着ごみ、プラスチック容器、ペットボトルとか年間五、六十トンぐらい職員を配置して回収して、それも焼いています。あと台風被害などで出る廃材、そういったものが200トンぐらい出てきますが、一番炉を傷めるのがその高熱による耐火煉瓦、1000度を超えますと昇温のために水をかけますが、高温に水をかけると煉瓦でもコップでもぱんと割れますが、そういった形で損傷します。ですので、島民が出す燃えるごみというのは、年間1,400トンぐらいありますが、それプラス漂着ごみ、そういった廃屋廃材とかが出てくるごみによって、年間1,800トンから1,900トン発生します。そういった高温を出す木材、プラスチック、漂着ごみですね、そういったものを別に焼けるのであれば、炉の維持管理が長くできると私は思っていますが、それに関しては、今、国・県などで漂着ごみに関しても同じ炉を使って焼いていますので、沖縄の久米島とかに行きますと、県から委託されて漂着ごみは別個の小型の焼却炉で焼いているんですね。だからそういった負担が少なくなっているのですが、本町においても鹿児島県や国、環境省など、そういう奄振事業などの要望も活用しながら、その海外から流れてくる漂着ごみとか、そういった分の一部廃材とかは産業廃棄物の部類にも入りますが、そういったものも含めて、年間200トンぐらいそういったごみが出ますので、それを別個に焼けるのであれば、炉の損傷、維持管理の方は軽減できると思っています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今、課長の答弁の中にもありましたが、高温による炉の故障、これが一番大きな原因ですよね。そうした場合、この間新しくできた焼却施設を莫大な予算を組んで修繕しましたよね。だから、そういうことがこれから頻繁に続く可能性があるんですよ、これからずっと。古くなるわけだから、もっと今よりも古くなるわけだから。だからそうやってきた場合に、この町の財政が非常に逼迫してくる可能性が出てきます。だからこそ、今課長が言われるように対策を立てておかないと、大変な問題が起きるのではないかって、その辺で環境経済建設常任委員会でも議論になるんです。そういうことからして、是非ひとつ執行部も議会と一緒に、そういうことをいかにすれば軽減できるか、修繕費を軽減できるかということと一緒に検討していただけないか。これは新しく町長になられた田畑町長が、やろうという決断をされればできることですので。決してその予算を、金を多く使おうということではなくて、逆に予算を有効的にしようということだから、町長にお伺いしますが、このことに関しては是非ひとつ町長、新しく町長になられたわけですので、この議会と執行部がタイアップして、一緒になってこの焼却炉の問題はそろそろ解決していこうと私は思うのですが、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の野口議員の提案というか、それはもう当然一緒になって経費削減ですので、また環境課と議会と一緒にあって取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） ほかにありませんか。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 17ページに新型コロナウイルスのワクチン接種についての業務委託が193万3000円計上されていますが、現在もワクチン接種は進行形で接種されていると思うのですが、私も実は9月23日に、第6回目のワクチンを打ってもらったのです。それで今後のワクチン接種についての見通しはどうなっているのか、これから後も例えば7回目とか、そういうのが予想されるのか。また6回目までは無料だったのですが、これから先はまた有料になるのかどうか、その辺の見通しについて課長の見解を。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 御質問ありがとうございます。今、この出ている補正予算に関しては、年度内の分というふうに聞いていますが、今後その接種状況に関しては、まだ未確認ですので、再度確認させていただいてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、
原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第47号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄君） 日程第13、議案第47号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第47号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国民健康保険税5万円を減額し、国庫補助金5万円、県補助金26万7000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費26万7000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ26万7000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額6億9626万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４７号、令和５年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号、令和５年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第４８号 令和５年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（沖野一雄君） 日程第１４、議案第４８号「令和５年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４８号、令和５年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、繰越金１４９９万９０００円を追加しています。

歳出の補正としまして、償還金及び還付加算金１５６７万６０００円を追加し、施設介護サービス給付費６７万７０００円を減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ１４９９万９０００円を追加し、介護保険特別会計予算総額６億９３９１万６０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第49号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
名称の変更及び同組合理約の変更について

○議長（沖野一雄君） 日程第15、議案第49号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について」を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第49号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」が、令和5年4月1日付けで「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第50号 町道路線の一部廃止について

○議長（沖野一雄君） 日程第16、議案第50号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第50号、町道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本路線は、一部延長部分を路線変更し町道整備を行っているため、道路法第10条第1項の規定により、町道路線の一部を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この廃止された分は、その後どのような取り扱いになるのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

一応、平成28年度まで行われていました畑地帯総合整備事業岸本地区において、路線の変更がなされて、両側同じ人の牛舎です。町道も整備されていないことから、牛舎の方が整備したいなということで、ちょっと町道として払下げができないような状況になっています。また、その地主さんと払下げ交渉を今からまた進めていこうかなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５０号、町道路線の一部廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号、町道路線の一部廃止については、可決されました。

—————○—————

日程第１７ 議案第５１号 令和４年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（沖野一雄君） 日程第１７、議案第５１号「令和４年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第５１号、令和４年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、令和4年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和4年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号））

○議長（沖野一雄君） 日程第18、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号））について提案理由を申し上げます。

物価高騰対策に係る事業経費等を令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号）

として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6 3 7 5 万 4 0 0 0 円、財政調整基金繰入金 1 0 5 3 万 3 0 0 0 円を追加しています。

次に歳出としまして、総務緊急経済対策事業費 2 6 7 0 万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 3 1 7 7 万 6 0 0 0 円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 7 4 2 8 万 7 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 0 億 9 3 2 2 万 4 0 0 0 円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、南有隆君。

○2 番（南 有隆君） 7 ページの 1 4 目の 1 9 節扶助費ですが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 3 0 0 0 万円とありますが、これは与論町では何世帯ぐらいを予定しているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 現在、約 1, 0 0 0 人を対象としています。1, 0 0 0 人掛ける 3 万円で 3 0 0 0 万円というふうに計上してございます。

○議長（沖野一雄君） 2 番、南有隆君。

○2 番（南 有隆君） これは世帯別ではなくて、一人一人ということでよろしいのですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） すみません、世帯です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第 4 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 4 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第4号））は、承認されました。

—————○—————

日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第5号））

○議長（沖野一雄君） 日程第19、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第5号））について提案理由を申し上げます。

台風6号被災及び町議会議員補欠選挙に係る事業費を令和5年度与論町一般会計補正予算（第5号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金178万6000円、災害対策費保険料600万円を追加しています。

次に歳出としまして、与論町議会議員補欠選挙費178万6000円、災害対策費600万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ778万6000円を追加し、一般会計予算総額51億101万円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 7ページの4目、災害対策費の10の需用費の食糧費の説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 御説明いたします。

これにつきましては、先の台風6号が行ったり来たり、また行ってからブーメランという感じで、大分10日間ぐらい影響がありました。それで2回ほど気象庁から避難指示が出ておりまして、避難指示が出た場合には避難所を開設しなければならないということになっていきますので、与論町におきましては、茶花小体育館、それから砂美地来館、社会福祉協議会の3カ所を開放しまして、それぞれそちらに職員そして消防隊員の方々を配置しています。一日中職員がはりつけになるということで、そちらの夜食等を賄うことが必要ですので、その食糧費を計上させていただいています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それは大体1人いくらという基準はあるのですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 基準はございませんが、ほとんどがカップラーメンです。カップラーメンとおにぎりでご我慢いただいています。それと飲料水ですね。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） この前の台風6号も行ったり来たりというのがすごかったですが、こういうやはり対応してくれる方には、できればカップラーメンもそうですが、おにぎりにできればお菓子でも付けて、労ってほしいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論

町一般会計補正予算（第５号））についてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般会計補正予算（第５号））は、承認されました。

—————○—————

日程第２０ 同意第１２号 与論町副町長の選任について

○議長（沖野一雄君） 日程第２０、同意第１２号「与論町副町長の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第１２号、与論町副町長の選任について提案理由を申し上げます。

地方自治法第１６２条の規定により、与論町大字那間３４８番地２、山下哲博氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第１２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第１２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第１２号、与論町副町長の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、同意第12号、与論町副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 同意第13号 与論町教育長の任命について

○議長（沖野一雄君） 日程第21、同意第13号「与論町教育長の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第13号、与論町教育長の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、与論町大字立長3670番地、中山義和氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第13号、与論町教育長の任命について同意と求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、同意第13号、与論町教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（沖野一雄君） 日程第22、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により令和5年12月31日をもって、喜村雅子氏の人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある川畑こず枝氏を推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第23 認定第1号 令和4年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第2号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第3号 令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第4号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第5号 令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第6号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第7号 令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（沖野一雄君） 日程第23から日程第29までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第23、認定第1号「令和4年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第1号、令和4年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第24、認定第2号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第2号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第25、認定第3号「令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第3号、令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第26、認定第4号「令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第4号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第27、認定第5号「令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第5号、令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第28、認定第6号「令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第6号、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

日程第29、認定第7号「令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 認定第7号、令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第30 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（沖野一雄君） 日程第30、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、吉田剛君、南有隆君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、大田英勝君、野口靖夫君、原栄徳君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、吉田剛君、南有隆君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、大田英勝君、野口靖夫君、原栄徳君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に林隆壽君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わります。

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月10日本会議、主な内容は一般質問です。

午前9時までに御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前11時32分

令和 5 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 5 年 1 0 月 1 0 日

令和5年第3回与論町議会定例会会議録
令和5年10月10日（火曜日）午前8時58分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 吉田 剛 君	2番 南 有 隆 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 原 栄 徳 君	10番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	与論こども園長 吉 田 朋 子 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター所長 阿 野 齊 君
港湾空港対策室長 町 聡 志 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午前8時58分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（沖野一雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） おはようございます。田畑町政になりまして、一番目に一般質問をできる喜びをかみしめながら、質問していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

1 与論町の経済と人手不足対策について

- (1) コロナも落ち着きつつある中で島内の経済状況は物価高やガソリンの高騰・食料品の値上げなどにより生活が困窮状態にある。物の値段が高いと買い控えが増え与論町の経済が回らなくなってしまう。今後どのような対策が必要だと考えるのか伺います。
- (2) 相変わらずどの業種も慢性的に人手不足・後継者不足が続いている。問題を解決するためには働き手を増やす必要がある。そのためには子育てしやすい町・住みやすい町などの島の魅力づくりをして人口増に力を入れるべきだと考えるが見解を伺います。

2 町行政サービスや情報発信のデジタル化について

- (1) デジタル社会の中、行政サービスや情報発信はSNSやソーシャルメディア等が利用されている。島民一人一人が情報共有ができ、DX化に対応し、不便なく利用できる環境整備が必要だと考えるが見解を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 皆さん、おはようございます。今、南有隆議員からありました与論町の経済と人手不足対策について、今後どのような対策が必要だと考えるのかという問いにお答えいたします。

物価高騰による商工観光業の影響については、食費やアメニティ関係の高騰により宿泊料金の値上げが必要となり、メニューの少量化やアメニティ商品の削減など、サービスの低下につながることを懸念されます。そのため、今後は、地場産業の商品を有効的に利用した新しいメニュー開発等、島内で経済が回るようなしくみ

づくりが必要になると思います。

農業振興の面についても、燃料や肥料、配合飼料をはじめとした資材の高騰により農業経営を圧迫している現状がありますが、国・県において実施している価格高騰対策事業等を積極的に活用していくほか、農業生産コストを抑え収益性を上げる経営手法の推進など、農業経営の安定が図られるよう進めてまいります。

また、子育て支援の充実・強化の観点から、子ども医療費、保育料、給食費等について、子育て世帯の更なる経済負担の軽減を図ることも必要ではないかと考えます。

次に、質問事項１の（２）、与論町の経済と人手不足対策について見解を伺いたいというところにお答えします。

人手不足や後継者不足の対策として、ＵターンやＩターンを促進し働き手を島に呼び込むほか、高齢者や主婦層の更なる経済活動への参加を促す必要があります。そのためには、「子どもを産み育てやすい島づくり」など魅力ある島づくりを推進し、ＵターンやＩターン者が住むところ、働くところを提供できるようにすることや、短時間労働などの多様な働き方ができる環境づくりが必要であると考えています。

働き手を増やすためには、まず住宅が必要であると考えます。現在、本町は住宅不足が喫緊の課題だと認識しており、令和４年度に策定した「住生活基本計画」に沿って住宅不足の解決に向けた取り組みを行っています。今後は、空き家を活用したサブリース事業や、住宅整備基金等を活用した町単独住宅の整備についても取り組んでまいりたいと考えています。

また、介護福祉人材不足対策として、令和６年度に島外からの福祉従事者用の住宅を１棟２戸整備する予定です。

福祉分野における人材育成としては、令和３年度から導入している在宅人材育成事業による事業所の開設支援や資格取得のための勉強会や研修会等を実施し、与論町介護資格者確保対策補助金を活用した有資格者の確保に努めています。

また、新規創業者を支援し働き手の確保を図ることを目的として、ゆんぬ創業塾やスタートアップ支援事業などを実施しています。今年度は、関係機関・団体等が相互連携を図り、「与論町創業支援協議会」を設立し、更なる新規創業者への支援を行い、働き手の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

質問事項の２、（１）行政サービスや情報発信のデジタル化についてお答えいたします。

行政サービスや情報発信については、町民の方々に対してアプリを活用した情報発信ができるよう準備を進めているところです。このサービスにより、紙媒体で配

布していた情報発信につきましては、情報の即時取得や現在検討しているアプリ内のチャットボットによる応答により、利便性の向上と窓口への問い合わせ軽減にも貢献できると思っています。なお、高齢者やアプリを使うことが難しい人向けに、各主要施設等へモニターを設置するなど、情報を得られる場を設けることも検討しています。

また、各種証明書発行等における行政手続きのデジタル化につきましても、従来、紙で受け付けていた申請をオンラインで受け付け可能とすることにより、待ち時間の短縮や柔軟な時間対応ができるようあわせて整備を進めています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、さらに深く突っ込んで質問していきたいと思います。

コロナも落ち着き、マスクも徐々に外してきている流れになってきています。どこを見てもマスクをしているのは、ほとんどもう8割、9割方いないのではないかと考えています。我が与論町においても、もうほとんどコロナが出てもインフルエンザ程度並みという取り扱いになっているので、そろそろコロナで落ち込んだ経済も上がってくるのではないかと期待しているところですが、やはり2022年度から4万品目、どの食べ物、食糧品、調味料それからガソリンあと飼料、電気、ガス何から何まで全部値上がりしている状況が続いています。こういった中で、我が与論町は鹿児島県最南端です。しかも、送料とか一番経費がかかる場所も与論町です。そう考えたとき、やはりいかにして自分たちの経済を良くして懐を温かくするかという考えが出てきます。実際僕も、昨日ガソリンを入れに行ったら、ある町のガソリン屋さんはリッター200円でした。これは補助があって200円です。しかも1週間前は204円でした。それを考えますと、補助が無くなったらどうなるのか。一旦国もガソリンの補助を9月に打ち切ると言いましたが、あまりの物価高騰のために打ち切れずに、年末まで延長するという事になっています。しかしながら、では年末過ぎたら次はどうなるのだと、来年になったらまたはね上がるのかと、それを考えた場合、一体我々の身の回りの物はいくらまで上がるのかと。本当に怖い思いがするところです。それを考えた場合、現在の与論町の経済状況、実際本当にみんなが今の収入でちゃんと生活していけるのか、今後10年、20年先までこのままでいいのか、どういうふうになっているのか、現在の与論町の経済状況をどう思っているのか町長に伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 与論町の経済状況につきましては、今、南有隆議員がおっしゃったように、地図上には一番南には沖縄県があるのですが、沖縄県はいわゆる特例措置で沖縄開発振興基金という交付金があるのに対して、与論との状況は

全然違って、おっしゃった鹿児島県の最南端であるやはり与論が一番負荷を受けているというのは、私も認識しています。経済については、国はいわゆる物価上昇にあわせて賃金を上げると言っていますが、この与論の中では、大企業というのはありませんよね。いわゆる内部留保できた大企業であれば、いろいろ賃金等の値上げができるでしょうが、なかなか与論において、例えば、建設会社の働き手の人を例えば1万円だった日当を1万2000円に上げろとか、そういったことが果たして言えて可能なのか。鹿児島県における時給のあれが今897円で、多分人手不足もあり、もうそれ以上の例えば900円や1,000円に上げて、果たして人手が募集してくるのか。そこはちょっとまた後で触れる人手不足も関係してあるのですが、経済状況においてはそういうことで、いわゆる働き手も経営者側も、負担を十分にやっているという状況だと私の方は認識しています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。やはりですね、本当にいかにして所得を上げるかという、この小さい島でですね。そう考えた場合、大体島民の年収は大よそ200万円ほどと言われています。その中で、やはり生活費もそうです、ですけど病気になったら医療費、年を取れば介護保険だとか、介護医療費というのもお金がかかってくるのは、もっと目に見えてわかっていることです。そうしたら、やはり我々島民がいかにして所得を上げるか、そういった場合どうすればいいのかとなると、やはりきびだったり畜産、あと観光関係だったら観光を盛り上げてあげれば、所得も増えるのではないかと思います。そこで、副町長に聞きたいと思いますが。この小さい与論島の中で所得を上げるには、一体まずどういうことをしたらいいのかを伺います。

○議長（沖野一雄君） 副町長。

○副町長（山下哲博君） ありがとうございます。町内において所得を上げるというのは非常に至難の業だと思います。やはり経費を抑えて、どれだけその生産性を上げるかということですが、やはり地産地消そして食品のロス、やはり自分たちで努力をして支出をいかに抑えるかが一番大事なところだと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 確かにですね、本当にもう出るものにいかにして抑えるかということです。収入を増やして出るのを抑える、これが一番ベストです。そうすると、やはり与論町としても鹿児島県が推している稼ぐ力というのを強化する必要があります。やはり稼ぐ力ということはどういうことかということ、外貨を稼いで、島で回して流出を防ぐと、これが一番の稼ぐ力の強化になります。そうしますと、やはり収入をどうするかと考えた場合、私の持論ですが、やはり島外に物を

売って島外から外貨を得るか、若しくは先ほどから出た空き家といったものを町の補助を借りて、新しくして家賃収入を得るとか。あと、ほかでは味わえない観光、与論に来たときにしかできない観光というのをつくって、そこで外貨を稼ぐと。そうすることによって、やはり稼ぐ力というのもレベルアップをしてくるのではないかと考えています。今、副町長が述べたように、いかに経費を抑えるかとなった場合、私たちもそうなのですが、今、与論の方々はまず野菜の種を買って、自分の庭で植えて、できたものを自分たちで食べると。あとまた果物もつくっています。パイナップルだったりバナナだったりパッション、そういったものもつくっているのです。それを見ますと本当に地産地消しているのは、普通の一般家庭なのではないかなとそう思っています。しかしながら、町を運営していくに当たりましては、やはり税金の収入というのが一番のメインになってくるのではと思います。今、与論町の中でもいろいろ銀座通り、中央通り、そのほかのところの商店を見てみますと、やはり1つ減り、2つ減りと、お土産屋さんも全盛期に比べれば今はもう数件しか残っておりません。しかも、今年3月には唯一あった本屋も無くなりました。それを考えた場合、本当に前の一般質問でも言ったのですが、鉛筆1本買うのも1カ所ではしか買えない。もし今ある箇所に物がなければ、ではどうやって買うかと、ネットで買うのか、それとも出張で行ったときに買うのか、そういう状態になっています。そう考えた場合、本当に特定の業種は減るのですが、特定の業種、飲食店とか簡単に言えば飲み屋、あぁいったのは増えてきているのが現状です。それを考えた場合、やはり一つずつ気が付かないうちに減っていく業種をどうにかつなぎとめておかないことには、じわりじわりと私たちの生活にも、本当に綿で首を絞められるぐらいきつい生活が待っていると思います。そこら辺も考えて、今後商店街の状況をどうやったら活性化していけるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南有隆議員からおっしゃった、なかなか難しい問題だと思います。やはり商売は黒字でないとやっていけませんので、そこは人口がどうなのでしょうね、その業種がどれだけの人口規模でもつのか。だから人口減少がいわゆるその業種を少なくしていくわけですので、そこに対しては、やはり私が言っている少子化に向けた対策を、十二分にやっていく必要があるのではないかと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。やはり人口というのはどれだけ大事かというのがわかってくると思います。それと、以前一般質問で言ったのですが、やはりでは商売だけ、お金のあれだけすればいいのかと考えると手狭になってしまいますの

で、中山教育長にもちょっとお伺いしたいのですが、現在国は、もう小学校のときからデジタル化が進み、金融関係、株とか投資とかの金融教育もなされていると思いますが、それについてはどう考えているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。学校の方もいろいろこういうデジタル社会で、私たち大人よりも子供の方が情報を仕入れるのが早い時代になっています。これまではどちらかというと、そういった部分をなるべく使わせないようにという時代がありましたが、今は逆に子供たちにどんどん使わせて、ある意味そこにはいろいろなマイナスというか、危険な状況もありますが、そこを100%セーブにしてスタートということではなくて、やりながら子供がどんどん覚えていきながら、その中で課題が出てきたときにはそこに対応していくという形で、どんどん進めていかないといけないと思います。そのためには、それに伴う我々大人、教師の指導力であったりという部分も大事になってきますので、そこについては日々研修をしながら、新しい情報を仕入れ、そして子供たちにはどんどん使わせていきながら、世の中に負けていけないように、特に与論の場合は地理的には遠いですが、情報の中でいけば、即日本や世界につながっていただけますので、ここについては進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。今、携帯電話1つあれば、株の投資も貯蓄もできる時代になっています。それを考えた場合、先進地の事例を言いますと、東京であったやつなのですが、証券会社が2022年度から小学生向けに金融経済教育を実施しています。また、楽天証券が2022年12月に親子向けのオンラインセミナーを開催したところ、定員500組に対して2倍を超える応募があったそうです。また、大和証券が2022年12月に、職業体験イベントを開催したところ、1,000人の親子が参加したそうです。鹿児島でも三井住友信託銀行さんが、南大隅町の南大隅高校で将来に向けて若い頃からお金の大切さや将来を見据えた適切な貯蓄や投資の種類を学ぶための出前授業も行っています。さらに言いますと、鹿児島銀行が金融教育を通じた地域貢献事業として、児童生徒の皆様に金銭感覚と金融経済に対する興味・理解を深めていただくために、職場体験や出前講座を鹿児島銀行本店・支店で実施しています。これを見ますと、やはり鹿児島県でも金融、投資・貯蓄に対してですね、前向きにこういう銀行さんが行っています。証券会社もしています。こういうのもやはり今後金融関係、金融リテラシー教育を行う上では、与論町でも出前授業とかそういったものをやる必要があるのではないかと思います。教育長はいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、具体的な例を教えてくださいましたので、参考にさせてもらいながら必要に応じてやってまいりたいと思います。今、ネットそれからこういう情報端末を使わないで物を買ったりしたときには手数料がかかる、またはそういうネット等でやると半額で買えたりとかという意味では、そういったのを使いこなせるということは、逆に出費を抑えるということにもなっていく。それからいろいろな旅行券なんかもそうですけど、そういったものの注文であっても、そういうのを使えなければ取れないとかという状況にもなります。そういったものを金融政策も含めながら、生活の中でこの利便性というか、便利な使い方を教えていくそういったものを、教師だけでは情報不足の部分もあると思いますので、そういった専門の業者等を人材活用して、授業又は学校で取り入れていくということも大事なことからと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 是非ですね、前向きにこういうのを取り入れていって、与論も取り残されないようにしていただきたいと思います。我が与論町も稼ぐ力を身につけ、所得の向上、地域の格差是正をなくして、与論で生まれ育った若者たちが帰ってきて、与論で働きたくなる、住みたくなる島づくりをやらなければならないと思います。やはりそのためには、国が進める投資や貯蓄また最新の金融情報を取得して、対応できる知識や知恵そういったものを備えなければ、自分たちの生活を守ることにはできないと思っています。私たちも他人任せではなく、自分たちで稼ぐ力を身につけて、やはりこの苦境を乗り越える必要があるのではないかと考えています。今後も田畑町長はじめ町行政に、与論町の経済発展のために是非ともよろしく願いして、まず1番目の質問を終わりたいと思います。

要旨2に移りたいと思います。人手不足についてです。先ほどから人手不足もありますが、中にはやはり後継者不足というの也有ります。何件か私は商店街を回ったのですが、中には子供はいるけど家業を継がない、もう自分の年でやめる、もう年を取って足が痛い、膝が痛いからもうやらないという話をよく聞きます。そうになると、やはり僕たちが買い物に行ったときに、あれも無いこれも無い、与論には売っていないのだとなると、やはりネットを使ってしまうということになってしまいます。私は、あるお店の人に言われたのですが、あともう20年後、30年後には別にお店がなくてもネットで買えば、物流さえしっかりしていれば、何でも買えるよ、不便はないのではないのかという人もいました。いや、そうではないだろうと、今まで頑張ってきた人たちがいるからこそ与論があるんだよという話をしたのですが、極端な話、本当に物流さえしっかりしていれば、物が無くなるということ

はまずないのではないかなと、そういうふうを考えるようになってしまいました。ですが、やはり島も自分たちの稼業、これをつぶすということは、本当に僕なんかは小学校時代、観光で盛り上がっているのを見ますと、あのときのみんなが頑張っている笑顔とか、本当にみんながお酒を飲んで将来について語った頃が懐かしく思います。ですので、本当に与論町の地域の魅力を生かしたことが大事だと思っています。そのためには、まず今子供たちがやっている海洋教育、そういったものを充実して、更なる海洋教育で島外にも与論町の魅力発信をしていく必要があるのではないかと思います、教育長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。与論の魅力は、私は3つあると思います。もちろん海、そして星、そして人。この3つはどこにも負けないそういうものがあります。この海洋教育は、小中高を通してもうカリキュラムができています。これはそれぞれのカテゴリの中で目指すものをつくって、そして子供たちが島だちをしていくときに大きな力になると思います。この海洋教育については、その海のすばらしさとかそういったものを研究していくことで、与論の良さというのを十分子供たちがこの18歳までの中で培って行って、そしてその与論の良さというものを持って島外だったりしたときに、改めてまた、ああ、やはり島はいいところだなというのを再認識することにつながると思うのですね。そういったものを含めて島の良さを活かす、そしてまたそれが大学受験だったりとか、就職試験のときに自分のPRだったり、そういったところにも活かしていけるという意味では、与論を知る、与論を自慢できる、そういう子供たちの育成にもなりますが、将来自分の就きたい仕事に就けるための一手段にもなり得るかなと。その方法というのは、海洋教育でいろいろ小学校は小学校なり、中学校は中学校なり、高校は高校なりにそれぞれのその学び方を勉強します。その学び方をいろいろな受験だったり、就職試験だったりで活かせるわけです。そういった意味では、町長の方針の中にもありますが、この海洋教育をしっかりと柱にして進めてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。いかに人手不足とか後継者不足を解消するのが難しいかというのがわかると思います。それでは、町長にお聞きしたいのですが、それだったら外国人人材を受け入れてもいいのではないかなと思いますが、それについてはどのような考えでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南議員がおっしゃった外国人とは、どういった方々で、どういった業種ですか。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） すみません、私の説明が足りなかったみたいです。今、与論町においても、介護施設だとかというところに外国人が実は働いています。ほかのところを見ますと、特に沖縄なんかですとコンビニエンスストアでは、ほぼ外国人。聞くとフィリピンとかタイといった方が多いです。そういったのを与論でも人手不足を考えるのでしたら、そういうところからまた何人か入れてもいいのではないかなということで質問させていただきました。それについてどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。私はまたいきなりその募集を島外からすぐ外国人に向けて、外国人いらっしゃいみたいな募集の仕方だと思って、気になったものですから。まずは答弁に述べているように、まずはできれば、やはり与論出身のUターンをお願いしたり、どうにか島に帰ってきてほしい、やはり家業を継いでほしいとか、跡取りが島に帰ってきて島で働いて、島の経済を支えてもらいたいというのを伝えながら、もしそういうのが少ないのであれば、国内からまた若い世代のIターン者を島内に受け入れるというのが、私は基本的にはそちらの方で、また職種によっては、先ほど南議員からありました介護とか福祉とか、そういう中では資格を持っている外国人の方が募集できて、採用できるのであればそこはやぶさかではありません。そういう考え方です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。一応ここに新聞記事でもあるのですが、全国の首長調査でしますと、外国人人材受け入れ推進が必要かどうかというアンケートに対して、「必要」と言ったのが30%、「どちらかと言えば必要」というのが56%で、トータルで86%というのが出ています。これは全国47都道府県の1,741市区町村の首長を対象に行ったアンケートです。中には「不要」というのもありました。「不要」、「どちらかと言えば不要」というのは8%ございます。その中で鹿児島県においてもアンケートが実施されておりました。鹿児島県内は86%の首長が外国人の受け入れを推進すると、そういう必要があると言っています。「必要」というのが50%、21市町村、「どちらかと言えば必要」と回答したのが36%ですね。「不要」としたのが5%、「どちらかと言えば不要」というのが7%です。一番の必要とする理由は、一次産業の人手不足、医療・介護人材の確保、製造業の人手不足というのがランクしています。逆に、不要、別にうちはいらないよと言ったところの理由は、先ほど田畑町長が述べたように、まずは若者の移住・定住を増やす取り組みが必要だと、あとは国内からの移住政策の必要性が高

く優先順位は低い、それと受け入れ態勢がまだ不十分であるというのが出ています。受け入れが必要だと言った市町村の中では、やはり対応で言葉の問題、文化の問題、宗派の問題ですね、そういった解決策が必要だと言っています。あとは日本人の地域住民との交流、外国人向けの災害情報発信というのが必要だと言っています。それと人材もそうなのですが、人口が減る、人が減るということはですね、我が自治体の消滅の危機もあるということです。この中で、まず全国の中で、自分の自治体の消滅の危機はあるのか、それに対してどれくらい危機感を抱いているかというアンケートもありまして、40%が「強く抱いている」と、44%が「ある程度抱いている」と、トータル84%が自治体の消滅危機がどこにか頭の中にあるというのが出ています。ちなみに、これも鹿児島県なのですが、「自治体消滅の危機感を強く抱いている」のが48%、「ある程度抱いている」というのが31%です。これもやはり80%近く自治体が、消滅するのではないかと危機感を抱いています。私もやはり人を増やすということは大事だと思っていますが、中には、来たら来たでいいが、島の風習に慣れない、習慣に慣れないという方もいっぱいいます。それと中には、本当に地域の輪を乱す人もいます。来てもらったのはいいが、地域の輪をかき回してぼっといなくなる。そういう方も何人か見たことはあります。やはり誰でもいいから取りあえずウエルカムではなくて、人を選んである程度この人は大丈夫だろう、この人だったら地域になじんでくれるだろうという人をちゃんと見極めることも大事ではないかと思っています。それと、人口が減っている、減っていると先ほどから言っておりましたが、与論町のホームページで「ひとのうごき」という欄があるのですが、その中で見たときに、今年1月から9月末までの人口の推移が出ておりました。1月は5,077人、2月が5,062人、3月が5,016人、ここまで減っているのですが、4月から5,061人、5月末には5,080人、6月末には5,092人、7月末には5,098人、8月末には5,100人と、9月には5,087人とちょっと減っていますが、このなぜ人口が増えたかという原因を、ちょっと不思議に思って何があったのかなと思って考えたのですが、何かわかっている方がいらっしゃったら、お知らせをください。お願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 1月で5,077人でしたか、3月で5,016人。そこまでは減っている。多分それは高校生とか何か移動時期での流出だと思っていて、急に4月以降は今度は転入が入ってくるわけですが、どうなのでしょう。やはりIターン含めてUターンも帰ってきているのか、そこは調べていないのですが、やはりIターンが。あとどうなのでしょうね、仕事関係で住所まで移している方がいらっ

しゃるのか、そこまでは調べていないのですが、4月以降は転入の方が増えている
ということの私は認識しています。詳しい状況はまた誰か知っている課があればお
願いします。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 先ほどからあまり人が来ないとか、与論の悪いところばかり
喋っているような気がします。こういう人口推移を見たら、やはり何かしら島に
魅力があって、与論に住みたいからこういう人口が増えたのではないかなと思っ
ています。こういう人口もどういうふうに調べたのかちょっとまだわからないの
ですが、是非ともなぜ増えたかという要因を調べていただきたいと思います。それと本
当に先ほどから言っているように、空き家対策とか住むところも必要になってきま
すので、人が来たら住むところは必要です。私が30年前帰ってきたときは、与論
には仕事がないと、そればかり言われました。ところが今は仕事はあります、ない
のは家だけです。ですので、空き家問題とか核家族化また住宅不足問題、そういっ
たものをしっかり解決していただければ、昔の7,500人程度に増えることはな
いと思いますが、できれば5,000人を維持してそのまま推移していければ、与
論町もどうにかやっていけるのではないかと私は思っています。ですので、そう
いった対策をよろしくお願いいたします。

それでは次に移ります。与論町の行政サービスのデジタル化についてなのです
が、私も会社を経営している以上、結構、会社の印鑑証明とかが急に必要になっ
たりすることがあります。それを考えた場合、与論町でも法務局まで行かなくても、
与論町役場内で取れるようにシステムの構築をしていただきたいと思います。い
かがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

今、その印鑑証明等という御質問がありますが、現在、この役場等からのいろ
ろな情報発信につきましては、これまで役場のホームページや主に紙媒体でのお知
らせを基本としまして、毎月2回町民の皆様に配布して情報発信をしています。近
年はインターネットの普及によりまして、情報取得が多様化になりました。特に世
帯でのスマホやタブレット等の保有率については、もう9割近くというように高
くなっていると思っています。それで、今年度7月にはスマホで対応できるように、
本町のホームページも更新したところでございまして、現在、情報発信につしま
しては、アプリを活用したプッシュ型通知が行えるように準備を進めているところ
です。今後もそれによって、町民の皆様が即時に情報が取得できるようになるとい
うことで期待されることと、今後のその紙媒体での配布についても、縮小につながる

経費の削減及び各小組合長さんの軽減も図られることに期待されると思っています。その印鑑証明書とか転入・転出届、また住民票の取得、税証明の取得とかという行政手続きにつきましても、今回、これにつきましては、オンラインで申請手続きができるように今整備を進めているところです。来年度からは何とかできるように、今準備を進めたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 町本総務企画課長にお聞きします。それでしたら、会社の印鑑証明だったり、履歴事項全部証明書だったり、ああいったものも取れるようになるということでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これにつきましては、ちょっと今法務局と連携を取りながら、できるかできないかというのは検討中です。後ほどまたいろいろ調査結果を御報告はしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 私の知っている限りでは、和泊町は庁舎内に1室ありまして、そこから法務局の書類が取れるようになっていきます。是非とも与論町もそういうシステムを構築していただいて、わざわざ名瀬とか法務局に書類を送ることがない手間が省けるような整備をしてほしいと思っています。それと先ほど言われた、この答弁にもありましたように、このアプリの開発というのは私もすごく期待をしています。ですが、2021年につくられたのを議会だよりとかを読む「マチイロ」というアプリがあるかと思いますが、これの利用状況について何かわかっていれば教えてください。お願いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 「マチイロ」の状況につきましては、こちらでどれだけの方がしているというのは、ちょっとまだ実績を把握しておりませんが、今現在でそのアプリを検討しているのは、皆さんが一番使いこなしているLINEの方を使って、皆様に情報発信ができないかと考えています。これでしたら町民皆様が即時にアプリを、町アカウントを取得して、町からの緊急情報なりいろいろな情報を発信できるというのが行えるということで、そういうやり方説明もしなくて、すぐ町民の方々が情報を取得できるという感じで考えていますので、これにつきましては、それを利用して皆様方に情報発信をしてまいりたいと今現在整備を進めています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） LINEを使うよりは、町独自のアプリをつくってもいいので

はないかなと思うのですが、その方が皆さんダウンロードしていただいて、そこから全部島民だけでなく、島外の人にもそのアプリをスマホにインストールしていただいて、そこから情報が見られると。あと観光関係もいろいろな与論町の情報、天気とかそういったのもつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） それにつきましても今検討をしております、今現在多くの自治体が使っているのは、インスタグラムとかツイッター、フェイスブックというようなまた一番その下でLINEというのを使っていますので、いろいろな総合的に勘案しながら検討して、行政アプリをつくって、町民の皆様にはすぐ情報が取りやすいように整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 是非とも早急に進めていただきたいと思います。あと実例を申しますと、これは高知県なのですが、人口が4,800人の日高村というところがあります。そこは、役場がスマホ普及率100%を目指しているそうです。なぜそれをするかという、まず住民のエンパワメント、住民が力をつけるというのを大前提にしているそうです。その中の3本柱として、健康、防災、情報の3本柱を必ず入れてやるようにしているそうです。スマホを普及するためには、みんながスマホを持たなければなりません。結構多いのが、やはり高齢者に対するスマホ嫌いです。うちはガラケーでいいよとか、スマホ使えないからいいよとか、スマホは高いからいいというのもありまして、それをいかに100%に近づけるかということで、2022年度、令和2年5月時点で日高村のスマホ普及率は64.5%でした。それから現在2023年度になりまして、86%まで増えています。これは、各村役場で毎日携帯よろず相談所というのをつくりまして、そこに全くわからない村民の方が来て、電源の入れ方から電話の仕方から、全部教えるそうです。そういうことをじっくりじっくりやって、スマホ普及率86%まで上げたそうです。そうすることによって、確かな情報、絵で見る情報、こういったものを瞬時に取得できることを目指して、今、日高村は頑張っているそうです。それと、鹿児島県内でも事例がありまして、肝付町です。肝付町は各公民館で60代から70代を中心に、毎月2回から9回スマホ講座を開いています。調べたところ、こういった対応策は鹿児島県内でも24市町村自治体が実施しています。これは国の補助を受けたり、地域にある携帯ショップが取り組んでいろいろ講座を開いているそうです。1回の講座ではやはり定着しないので、日常的に支援を進めることが大事だと言っています。この中で、肝付町のデジタル推進課の課長補佐が、「人口が減る中で、暮らしを維持するためにデジタル化は必要である。ネットへのアクセスの環境整備や生活

に取り入れるためのサポートは可能な限りしたい。」と言っています。与論町も、今答弁にありましたように、行政手続きだとか確かな情報は絵で見るほうが一番わかりやすいです。そういったことをするためには、まずスマホを購入させて、スマホの扱い方を指導していくのが大事ではないかと思っています。ちなみに、来年2024年には、今現在ガラケーが使われている3G、それはサービスが全て終了いたします。大手キャリアは3社、一番最後はドコモさんですが、終わってしまいます。3Gが使えなくなるということはガラケーが一部使えなくなります。そうなった場合、スマホに買い替える可能性がありますので、来年ぐらいの3月か4月頃には与論町もスマホに対する扱い方、あと近くの島にあるスマホのお店とかを利用して、こういった講座を開く必要があると思いますが、総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） そのことにつきましては、確かにガラケーは廃止するというふうに情報を得ています。今後もその高齢者の方々とか、スマホに対して苦手な方々とか、そういった方々に今後はちょっといろいろな行政側からも、また専門の方も検討しながら、そういうふうな勉強会を開催して公民館単位に検討してまいりたいなと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。それではよろしくお願ひしたいと思います。それでは、やはりデジタル化は行政だけではありません。今、GIGAスクール構想で教育の場にもデジタル化というのは来ています。その中で、よく言われているのが生成AIの誕生です。もう宿題も何から何までAIがやってくれるというような時代になってきています。それで、教育長にお伺ひしたいと思います。教育長はChatGPTについて、どのようにお考えがあるかお聞きします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 先ほどもちょっと述べたのですが、どうしても最初はそれが出てきたときは、いやいや、それはまだ早いだろうという思いをしておりました。しかし、いろいろな研究結果とか文献、そして講話等を聞いていく中で、いや、それでは遅いと、子供たちにはそういった先ほどもありました、その全てが安全になってからどうぞということではなくて、できる分のところで進めていかないと私たちよりも子供たちの方が情報も早いし、飲み込みも早い。そういう意味ではできるところから進めていくということが必要だと思います。ただ、進めるに当たってはそこに対応する教職員であったり、そういう指導者の面も必要になってきますので、進めたいという思いはありますが、そういった環境、状況を整えていかないと

いけないのかなと。ただ、言いましたように、積極的に進めていく必要があるのだと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 今は本当に教科書もデジタル化になろうかという時代です。それを考えた場合、やはりやってみなければわからないというのもありましたが、先にやって実例をつくるというのも大事にはなってくると思いますので、是非とも今教育の現場でもデジタルを使って、教育がいいふうに進展していけば、必ずこれは入れていく必要があるのではないかと考えています。ちなみに大島郡内でデジタル化が進んでいるのではないかとという事例も結構出てきています。1つは、徳之島町は、全国のコンビニでマイナンバーカードを使って住民票が取れるサービスを始めています。これはもう本当に画期的ではないかなと私も思っています。それと、徳之島3町は実験的にですが、人工衛星AIを利用して水道管の漏水検知システムを試験的に導入する予定があるそうです。現地調査に係る時間と費用は、やはり事業費3町で2450万円、国の過疎地域持続発展支援交付金を活用しているそうです。やはりこういうのを見た場合、与論町も行政だけでなく、今言った教育もそうです。それと農業もスマート農業と言われています。水撒きも太陽光を使って時間が来たら水を撒くと、あとドローンを使って農薬散布ということも始まっています。それを聞いた場合、与論町も必ずこういうことを使って、全部が全部デジタルがいいというわけではございませんが、多少不便なところもあったほうがいいとは思いますが、やはりこういうところで取り残されることがないようにしていただきたいと思っています。

最後ですが、今までいろいろデジタル化について、デジタル化したほうが便利だよと言ってまいりましたが、1つ、私がいつも頭の中にあるのは、以前私がホテルを経営したときに、ある会社の社長さんが来て、毎年来ていたのですが、夏に来て与論で浜辺に行って一日中帰ってこない。僕は不思議に思って「社長さん、何で行ったつきり帰ってこないのですか。」と言ったら、「いや、与論はね、浜辺に行ったら携帯が繋がらないからいいんだよ。」と言われました。「何ですか。」と言ったら、「与論まで来て仕事はしたくないよ。」と、そういうことを言われて、ああ、なるほどねというふうに思いました。そしたらその社長さんが言った言葉がすごい私は衝撃を受けまして、「南君、あのね、世の中で一番の贅沢って何だと思う？」と言われまして、「おいしいものを食べるのですか、豪華な旅行ですか。」と言ったら、「違うよ、不便をお金で買うことだよ。」と言われました。不便をお金で買う人がいますか。その社長がわざわざ与論に来るのは、携帯が繋がらない、電波が悪いから与論に来ると本人は言うておりました。やはりですね、

前から言っているのですが、全部が全部電波がつながる、便利になるというところは、与論の自然、文化、多少不便なところは残しておいて、そういうところもバランスを取りながら、やはり今後与論町の経済もそうですが、観光とかも発展していったらいいのではないかなと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） おはようございます。新しい町長と副町長を迎え、そして教育長を迎えて、既存の枠にとらわれないようにしっかり頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

一般質問に入りたいと思います。

1 町長が掲げる主要政策について

- (1) 「子育て支援」施策は多岐にわたる。どのような施策に重きを置いて進めるつもりか、財源はどうするのか、見解を伺いたい。
- (2) 貴重な自然環境をしっかり守っていける施策展開とある。放置船をはじめ産業振興の陰に海浜及び背後地破壊など貴重な自然破壊が進んでいる。現在までの事業のあり方についてPDCA、いわゆるPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）を行うとともに弊害除去と再生事業Action（改善）に取り組む必要があると考える。見解を伺いたい。
- (3) 「暮らしを守る対策」に諸施策を掲げている。凸凹、蛇行、センターラインや路側帯がかすれ、カーブや変則交差点が多い本町の道路事情は危険が一杯だ。安全道路構築に向け施策と対策を急ぐ必要がある。見解を伺いたい。

2 新供利港建設について

- (1) 抜港、欠航対策として新港建設が取り沙汰されているが見解を伺いたい。
- (2) 供利湾はサンゴが繁茂し、絶好のダイビングポイントで、冬季の波が荒いときの唯一のダイビングポイントです。港湾建設に伴う湾内サンゴ破壊が進み、観光産業振興に大きな打撃を与えるのは必至です。関係業者及び地域住民から意見を聴収したか。

以上です。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山康三議員、ありがとうございます。質問事項の町長が掲げる主要政策について、子育て支援施策の方でお答えいたします。

御指摘のとおり、子育て支援施策は、妊娠、出産、育児、保育、教育、保健、福祉、医療など多岐にわたります。

行政の役割として、まず「子どもを安心して産み育てられる環境」を整えることが、最も重要だと考えています。

具体的には、国や県の政策と連動し、また、その動向も見極めながら、子ども医療費、保育料、給食費等の更なる負担軽減を検討するとともに、町立こども園統合による保育・教育サービスの提供体制の充実・強化、子育て支援の拠点施設としての機能強化などを重点施策として考えています。

財源につきましては、過疎債のソフト事業債の活用や新園舎建設基金への積み立て、国や県の補助金等の活用の検討、今ある全ての政策の見直しや整理による財源の捻出などにより、財源確保に努めてまいります。

子育て支援の大きな目的の1つは、少子化に歯止めをかけ、子供の数を増やすことにあります。しかし、子育て支援策の充実強化だけでは不十分と考えています。若者が与論に来たい、与論に住みたい、与論で子供を育てたいと思える魅力的な島づくりが必要です。そのためには、観光や教育をはじめ、あらゆる分野の総合的な発展が大事だと考えています。島の総合力を発揮して、10年後を見据え、少子化対策に取り組んでまいります。

質問事項の町長が掲げる主要政策の（2）につきまして、貴重な自然環境をしっかりと守っていける施策展開、また取り組み展開をお伺いしたいという問いにお答えいたします。

現在、令和6年4月に景観条例制定及び景観計画策定に向け準備を行っています。景観計画では、まち歩きやワークショップを通し、広く町民の意見を取り入れ、景観保護と不法投棄問題等も含め、与論町民の共通認識として諸問題に対応できる景観計画を策定したいと考えています。

また、第5次与論町総合振興計画に則って、おおむねの事業は実施してまいりましたが、ニーズの多様化に伴う優先順位の変更や緊急性による事業見直し等、柔軟に対応してまいりたいと思います。

与論町が管理する漁港及び鹿児島県管理のコースタルリゾート等に沢山の放置船が見受けられ、景観及び安全面において支障を来すものとなっています。

今後も漁船については、与論町漁協と連携・協力し、その他の放置船については週報等での啓発活動を行うなど、貴重な自然環境を守っていけるよう引き続き取り組んでまいります。

質問事項1の町長が掲げる主要政策の、安全道路構築に向け施策と対策を急ぐ必要がある、見解をお伺いしたいという問いにお答えします。

現在、町道として管理している路線は216路線、総延長にして146.185キロメートルに及びます。のり面の崩落・舗装道路の陥没及びわだち等が見つければ、安全対策を行い、優先順位をつけて対応していますが、多くの道路が老朽化しており、修繕が計画に対し追いついていない状況にあります。また、御指摘のあった変則交差点につきましては、設計専門業者や鹿児島県沖永良部事務所建設課・与論幹部派出所等と協議を行い、整備を進めてまいります。

主要道路におきましては、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を活用し財政に負担の少ない方法で整備を進めているところです。

質問事項2、新供利港建設についてお答えいたします。

本町の海上輸送における欠航・抜港・条件付き運航対策については、先の南町長、山町長の町政運営においても重要課題と位置付けられ、議会の皆様からもたびたび対策の実施を求める御要望を頂いているところです。

御質問にありました与論港供利地区における新岸壁の整備につきましては、本町の直面している定期船の欠航・抜港・条件付き運航の低減化に向けたハード・ソフトを含めた手法の中の1つとして捉えています。

今後の町政運営におきましても、欠航・抜港・条件付き運航対策は重要な地域課題であると考えています。その上で、対策の内容につきましては、今一度各手法の効果の検証を鹿児島県や運航事業者及び有識者、何より町民の皆様に広く伺いながら検討を行ってまいります。

質問事項2、新供利港建設について、関係業者及び地域住民から意見を聴取したかという問いに答えます。

与論港供利地区における海洋環境につきましては、喜山議員御指摘のとおり、入江内部の海岸から比較的近距離で20メートルから30メートルの水深域となる地形となっており、サンゴ礁が発達しダイビングポイントとして利用されている箇所が複数存在しており、冬季を含めた年間を通じての利用が可能な海域となっています。本町におけるこれまでの欠航・抜港・条件付き運航対策の検討の際に、当該海域を利用するダイビング事業者への意見聴取を複数回実施しており、環境破壊への懸念や事業への影響を心配する御意見を頂いています。

こうした経緯を踏まえ、今後の欠航・抜港・条件付き運航対策の推進に際しては、引き続き各事業者や住民の皆様の御意見を頂きながら、広く町民の皆様の御理解を得られる対応策の検討を全方位的に進めてまいります。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。田畑町長に伺いたいのですが、田畑町長が今度の選挙でぶっちぎりの票差で当選して、町民が田畑町政に対して期待感を

持っている表れだと私は理解しているのですよ。それと、町長の公約だとかいろいろな挨拶の中で、私は今日これを持ってきたのですが、それとはがきとね、いろいろ持ってきたのですが、やはり今までの町長選とは、立候補する候補者の演説の中とはかなり内容が違って、ある意味新鮮さがあると。そして既存の物事にとらわれないで、斬新な行動とアイデアできっとやってくれるだろうと、そういう期待を非常に持っているのではないかと。是非、この所信を肝に銘じて、この4年間頑張ってくださいたい。それと、町長が行われていた所信表明の中を見ても、かなり今までの所信表明と中身が大分違うのですよ。いわゆる既定路線みたいなね、いわゆる役場職員が書いた演説の内容とは大分違うわけですよ。いいか悪いかは別として、これもまた私は評価すべき点があるのではないかと思うのですが、その中で、今子育て支援のことが出ましたが、この答弁書を見たら所信表明とは全く違って、役所文書になっているわけ。あなたらしいものがないのよ、私に言わせると。一体どういうわけかなと思ったのですよ。それでいわゆる子育て支援について、例えばもちろん多岐にわたりますよ。住宅問題とか、さまざまなもちろん教育、保育料の問題ね。保育料なんて膨大な金額ですよ、あれ。あんな金額で子供なんか育てられませんよ、何考えているのかなと思いますよね。これは南町政のときから私は随分このことについては質問をしたのですが、子供を育てるためにこんなにまた負担を強いるのかと。支援をする前にその負担から取ってくれと、逆に言いたいぐらいですよ。その辺が今保育をしたりとか学校に行かせて、そしてそのための支援策を並べるのではなくて、どれだけどんな形でお金を使わせているだろうか、まずその辺のチェックも必要ではないかなと。是非その辺から見直していただきたい。それから、財源のことですよ。財源につきましては過疎債のソフト事業債の活用や新園舎建設への積み立てとか、国や県の補助金とかありきたりの文章ですよ。町長が笑ったのではしょうがないな。私が思うのは、だったらもっとアイデアを出しましょうよと、私は南町長のときも言いましたけど。だって話は飛びますけど、水道料が与論は今の料金の2倍以上上げないと、一般会計からの補てんとかも全部止められない状態になっていますよね。かといって、今よく見渡すとあちこちでプールができていますよ。これだけ負担かけた水を使って、プールができて上がっているわけですよ。プールができて使えば使うほど、与論町がその分負担することになりますよね。これはどうしますか。結局ね、私、別荘課税をつくればと言っていたのですよ。要するに、敷地面積に対していくらかというのを、もう税金みたいな形で徴収するのですが、これは固定資産税はないんだと、熱海市だけでも全部やっていますよね。そういうことを水道事業の方にプールを使うのには、水資源税というのもまたつくってもいいのではないですか。いろいろな財源を別にもっと考えて

ほしいよと。そういう提案があつてしかるべきだけど、この答弁ではもう既定路線を言つて、これを絞つても絞つても、町長がやりたい子育て支援の事業予算はどこから取るのですか。限界はもう、同じ予算立ての中でやっていたらもう出せる金額は決まっています。だったら、別に田畑町政でなくてもいいではないかという話になってしまいますよ。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山康三議員の御質問にお答えします。

確かに、選挙で立候補して戦うときには、それなりの思い、そういうのが優先して、なかなか政策等は私の場合は持っていなくて、打ち出せなかったわけです。実際にこうやって議会の中に入っていきますと、それなりに各担当課といろいろなセッションしてみますと、やはりそこは全部が全部私が理解して答弁できるようなことではなくて、やはり各課の持っている政策や財源等は、もう各課にお願いするしかないと思っていましたので、確かに、喜山康三議員がおっしゃるように、僕は子ども医療費とか保育料、教育費等の逆にそのゼロにすればかっこよくて、無理してやれないこともないでしょう。でも、そこで極端に僕だけの名前を上げるために、公約で挙げたその無償化だけに走っていくと、後々の町が抱えるちゃんとやらなければならないそういった事業も各課で持っていますので、そこにまずは支障を来してはいけないというのを感じました。国が、岸田さんが異次元の子育て支援、少子化対策というのであれば、国にそれを求めていくべきだと思います。それは、どこかの首長会議でも集まったときにそういう要望をするなり、地方の外海離島の首長の意見として上げてまいりたいとはどこかで思っています。財源のあり方について、私も過疎債がどういうものか、ソフト事業債がどんなものか、言い訳をするわけではないですが、当選して25日からの初登庁からまだ2週間で、内容そのものもそんなにわかりませんし、そこはまた勉強しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もちろん、私2000年に議員になってから今年で23年になりますが、いくらでも切りがないんですよ、法律は変わる何は変わるで、ほとんど毎晩必ずネットでいろいろチェックをしたり見たりとかしていますが、それはそうでしょう。しかし、私が町長にお願いしたいのは、例えばここに、観光関連事業のヨロン島観光協会に出した委託金と補助金だけでも8,500万円超えているわけですよ。結局1つだけ取り上げて何ですけど、そういう今まで、先日行われた琴平神社の弁当代、あれはどこから出ているかわかりませんが、そういういろいろなものからきちんと拾い上げて、本当に今必要なものかどうか。そういうものを拾

い上げて、与論町独自の財源を捻出して初めて町長が考える田畑町政の政策ができるわけですね。国の政策はさておいて、是非ですね、今までの委託金とか補助金とか、その辺のものを1円たりまでチェックして本当に考え直そうよと。やはりそれは檄を飛ばしてほしいですね、それをお願いしておきます。そして、ほかの一般質問にもありますが、もちろん住宅建設の問題、共同墓地の問題、これは1億円だとか言っていますが、大概事業を始めると2億円、3億円と増えてしまいますよね。言っては失礼ですけど、これが緊急性があるかと。先般、し尿処理センターができましたが、あれも緊急性があったのかと。あれも4億円、5億円お金を使っていますよ。今から一千二、三百万円のランニングコスト、電気、水道、人件費がかかりますよね。あれがそんなに緊急性のある事業かと、私に言わせれば、これはみんな子育てに入れてもいいではないですかと言いたくなるわけですよ。それから共同墓地ね、それから先に墓地条例ができて、個人所有地を買い上げて、それに管理費を年間10万円か何かあげるのですか。これは1万7280平方メートルで、ざっと1平方メートル3,000円で計算すると、5,000万円余りのお金をまた町費から出さなくてはいけないのですよ。それから給食センターね、これも喫緊の課題。那間小の問題、中央公民館の問題、清掃センターの取り壊しの問題、もう財政はいくらあっても金が足りない。その中で優先事項、その中でももっと優先事項は子育てでしょう。私はそう思います。そして今町長がおっしゃっていましたが、広域の議会でも奄振の中から子育てに使えるようにしてくださいよ。今までの町長が奄振の予算から子育てに使うことを要求したことがありますか。副町長は御存じですか。総務企画課長。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今の御質問につきましては、ちょっと私も存じ上げません、失礼します。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私も奄美群島が20万人余りの人口が、もう10万人切れる寸前ですね。そういう状況の中で、奄振が相変わらず土木予算にばかり偏重してしまっている、何考えているのかと。それから、子育て支援に私がお願いしたい点が1つありますが、やはり親御さんが子育てをされていて、一番心配なことは自分がケガしたり病気したり、御主人が病気したりね、また子供が病気したり。いわゆる危機的なそういう経済的、精神的に追いつめられたときに、いわゆるセーフネットですよ。そのときに手を差し伸べられる制度をしっかりとつくってほしいということ。これは1つ沖縄県では、離島患者等通院費支援事業というのがあるのですが、これは沖縄では離島の方の出産とかにでも付き添いまで運賃は出ているのですよね。だ

から、本当にかねての生活はともかくとして、いざ自分の大黒柱である人の病気だとかケガあるいは死亡、そうなったときにさっと支援できるような制度を是非お願いしたいなど。御承知のとおり、与論島は鹿児島県のいわゆる離島出産支援条例で、出産するときの費用は賄われていますが、是非妊婦さんだけではなく、いわゆる重症な患者だとかあるいはそういう者に対しても是非やっていただきたい。その辺については、町長いかがですか。

(停電のため中断)

-----○-----

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長(沖野一雄君) それでは、会議を再開します。

田畑町長。

○町長(田畑克夫君) すみません、停電で質問の事項を忘れないうちに発言したいと思います。喜山康三議員からありました、やはり優先順位があってしかるべきだということでは十分に承知しています。共同墓地は、次の福地元一郎議員からも質問がありますが、私は当然やるべき事業というのは、その年度、年度、事業にあつて、それは丁寧に進めていく事業であれば進めてまいりたい。共同墓地に関しましても、やはり少子化対策と全然無縁ではなくて、やはり今、空き地・空き家対策等をやっていると、どうしても神棚問題があつたり、御霊、魂の問題があつたり、そういうところは共同墓地にさせていただいて、空き家がリフォームして貸し出せる状況をつくっていきけるのではないかな。そこはまた移住・定住で、子育て・少子化対策につながっていくのではないかなというところでの考えも持っていたりします。確かに、あと給食センターとか那間小の問題、それに続いていくのですが、そこは私の考えといたしましてはオールチーム、課の垣根を超えたチームプロジェクトで、また進めてまいりたいという考えを持っています。さっき奄振法の中で、子育て支援の方でやはり与論出身、今まで首長でそういう町長が発言しなかった。そこはまた、私の方で是非その中で発言して、どれだけの賛同が得られますかわかりませんが、各島々の各町長さんと一緒に声を1つにして子育て支援、非常に奄美群島地区は同じような現象に、同じような問題を抱えている首長さんが多いと思いますので、丁寧に提言してまいりたいと思います。

○議長(沖野一雄君) 5番、喜山康三君。

○5番(喜山康三君) ありがとうございます。個別の事業についてああだこうだというわけではなくて、この事業が優先事項なのかどうかということと、いわゆる事業

予算が適正規模かどうか、また予算規模はどの程度抑えるべきかという、その辺についてもきちんと締めて、事業をやっていただきたいと、それをお願いしておきます。そうしないと、これ町長、4年後に田畑町長は言ったけど一体何をやったのだろうかなと、振興計画見てもいわゆる百花繚乱ですよ。もう並べ立ててね、いっぱい事業はありますよ。その中からどれを選択して、どれだけの集中投資をしていくかというのは、それこそが町長の手腕ですから、是非よろしくお願いします。

それから、特に住宅問題は子育て支援、いわゆる子育て世帯に対して優先的に住宅を割り振りするとか、先般のニュースでも都城市では、都城市に移住したら一世帯500万円のお金を出しているのですよ。もうそういうニュースが出ているのですよ。それで結構入ってきて、要するにもう人の奪い合い、そういう時代に入ってきているなとつくづく思っているのですが、本当に大胆な考え方で子育て、いわゆる与論島への人の入り込みについて積極的な施策をしていかないと、これは大変な時代に入っているなとつくづく思います。住宅問題について、いろいろな手法があると思いますが、その住宅建設で民間資金等の活用における事業資金、いわゆるファイナンスですよ、PPPとかPFI。簡単な話がクレジットですよ。ローンを組んで、あれは15年ローンみたいな形でやっているのですが、ましてやそういうことなんかをしたら先々の財政まで縛ることになるから、そういうことだけは絶対やめていただきたいと、是非これは町政に釘を刺しておきます。そして、町内でも住宅を建てることのできる土地を持っているけれど、それをするためには、例えばいろいろなインフラ、上水道それから下水道、そこに例えば公共排水があった場合は、特別な合併浄化槽とかそういうのが必要ないわけですよ。それは別として、民間活用として、民間の人で自分の土地があって、そこに住宅を自分の資金で建てたいという人に対して、行政が側面から支援してそれを促す施策も必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） インフラ整備に関しましては、建設課とかいろいろな課があつて専門的なところはそこがお答えするとして、私としては今喜山康三議員が言われたそっちの側面の後押しというか支援というのは、大いにやってまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。与論町が土地を買って住宅を建てて、そしてそれを貸して、それでその家賃をもらって、そしてまた補修をしたときは自分でやる。役場職員でそんなに暇ではないと思うのですよ。やはり役場職員の人的資源のこととかですね、この役場業務とは全く関係ない業務が多いような感じがし

ますよ。だから、そういうのは積極的に一般業者にそういう形で、島内の建設業者とか、そういう島内で資金があって、住宅でも建てたいなと思う方がいらっしゃると思うのですよ。そういうときに、例えば土地のいわゆる農地だけどその転用許可とかですね、その辺の行政手続き上の側面の支援とか、それから上水道は入り口までは引きましょと、そういうこととか、その辺の支援策があると業者も思い切ってできると思うのですよ。その辺、是非業者がこれだったら思い切って住宅、アパートでもつくってみようかと思うような、たくさんじゃぶじゃぶお金をあげるというわけではないですが、僕はそのくらいは支援してもいいのではないかと思いますので、是非その点もあわせて御検討ください。一応、子育てのことはこれで終わりにして、次に移りたいと思います。

貴重な自然環境をしっかり守っていけるということをお願いしているのですが、今日まで、昭和42年に田村剛といういわゆる自然公園法をつくった博士が与論に御来島されて、昭和43年にNHKの新日本紀行で、3回目に与論島ということで放映され、ほとんどそれを契機に与論島の観光ブームが走ったと僕は思っているのですが、そのときに「与論島は東洋の海に浮かぶ1個の真珠である」という言葉というのは、ほとんどの方が御存じではないでしょうかね。やはりこれだけすばらしくきれいな島だったと。特別に与論島が宣伝をしなくても、これだけお客様が次々に来ていらしたと。それは海のすばらしさ、人のすばらしさ、さっき教育長がおっしゃいましたけどね。海、空、人かもしれないですよ。しかし、その中で一番大事なのは、このすばらしい海を楽しむためのプレゼンテーションをしている業者が当時はいっぱいいたわけですよ。御存じのとおり、当時の民宿は来たお客様が泊まって一泊二食500円でした。そのお客様をどうしたかと言えば、海に連れて行って、泳がせたり、遊ばせたりすることのいわゆるオプションの競争だったのですよ。それを始めたのが南海荘さんですよ。そういうのを見て、周りの方々が、俺も民宿やろうかという形で次々伝搬して行って、当時の爆発的な与論島ブームができ上がったと私は解釈しています。当時の民宿は、全部海にお客様をタダで連れて行ってあげていたのですよ。でもそういうわけにいかず、結局今度は海のレジャーとか遊びをする業者が次々生まれてきたわけですが、是非ですね、前にも教育の決算の方でも述べましたが、是非与論島の海をお客様が喜んで、これだけ与論島に来ていらっしゃるということは、では果たして与論島に住んでいる小学生、中学生、高校生、大人の皆さんが、与論島の海を本当にどれだけ知っているかということですよ。だから、私はまず与論の方、そして子供たちに与論の楽しさ、すばらしさというのを教える教育も必要ではないかと思っているのですよ。教育長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。自分も、高校3年まで与論で過ごして、与論の海の良さというのを知らずに東京に出ました。東京に行って初めて与論の海がこんなにすばらしいものかということを知り、与論で泳ぎながら魚を釣ったりしたことができない子供たちが関東にはいるのだなと思ったときに、やはりこの与論の良さというのを伝え、体感させていかないといけないなと思っています。その頃は、そういったものはどちらかというと、自然の遊びの中で海に行って学んできたつもりですが、今の教育の中ではそういった機会というのがなかなかできない状況です。そこにこの海洋教育という部分の中で、海を学ぶ時間、自然を学ぶ時間というのをこうやってカリキュラムとしてできていること自体、すばらしい取り組みだと思っています。そこに、あとは子供と学校だけではなくて、地域、親、そういう方々が自分の子供や孫を海に連れていき、昔やっていたような釣り方だったり、海岸清掃も含め、そういったものを地域の方それから親を通して体験をさせて、見た目だけのきれいさだけではなくて、実際潜ったり獲ったりしながら、その体験ができるということの良さをさせていく場、機会というのは必要であると考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 質問事項とはちょっと横道にそれた感じですけど、住んでいる私たちがこの島の良さを知らないために、容易に浜を破壊したり、自然を破壊したりするのではないかということなのですよ。本当にこの島の楽しさ、すばらしさというのを知ったら、ああ、ここは壊したら駄目だ、ここは守って次の子供たちに残しておこう、次の世代に残すべきではないかとみんなが考えるようになる。そういう意味で、私たち自身がこの島の良さを本当に知っているのかどうか。だからそれを知るために大人が何をやっているか、学校が、行政が何をやっているかというのが問題だと思います。もちろん海洋学校それからNPOのヨロンSCさんでもそれはやっていますが、昨晚もそのホームページも全部見たのですが、やはり遊ぶにしても金が高すぎる。何千円、5,000円とか何とかという金額の範囲内ですよ、SUPとかボートに乗って遊ぶだけでもね。こんな金額で子供たちが遊べるわけじゃないですよ、家族で。もう少しその辺も見直す必要があるのではないかと、つくづく思います。是非与論の楽しさを知るために、もう少し工夫も必要ではないかと。その私がいつも思うのは、皆田の石浜の方の、昔は石浜と言われたのですが、今は全部土砂で埋まっていますよね。そこに耕地からの排水路が来て、その排水路から全部その皆田の内側に土砂が流れ込んでいるわけですよ。これはもう30年、40年。それでいわゆる海水公園と言われていたところが全滅状態。こうい

う公共工事がこういう海浜への影響というのを一切無視して進められている。それも問題だと。そういう意味で今言っているP D C Aね、公共工事であったとしても私たちの海浜を大事にするための、そういうのを無視してやっていないかということをチェックする必要もあると。それから今、海岸とかに全部放置している放置船の件です。この放置船を見たら、「今後も漁船については与論町漁協と連携協力し」とありますが、漁協に相談したことないのではないですか。私も漁協には何回も行っていますが。それで県の大島支庁の審査の方にも問い合わせ、「大島郡は何していますか。」と聞いたら、結局徳之島・奄美では、漁船の場合はいわゆる業務用なのです。業務用のグラスファイバーというのは産廃業者しか処理できない。それを一旦砕いてから、県から許可を得て泥に埋めているわけ。それはもちろん許可を取って。グラスファイバーというのは毒性がないから、そういうことはオッケーなそうです。また、一般の小型船ね、民間が使っている、個人で使っているボート。それは業務用ではないから、いわゆる法律上は一般廃棄物扱いなのです。ということは一般廃棄物ということは、簡単な話はその破砕するときに周りに迷惑さえかけなければ、誰でも破砕して一般廃棄物として出せるかどうか。それを与論町が一般廃棄物として受け入れるかどうかということ条で定めていないから、一般廃棄物として排出できないわけですね。そういういろいろなもろもろのこともあわせて、今私たちの法律の範囲内でどこまで何ができるかということもきちんと調査してほしい。この文面見ると、もう杓子定規なのです。適当に書いてあるだけ、何にも勉強していないわけ。県の方にも私は電話をかけて問い合わせしました。鹿児島県のこういう廃船の放置船の処理状況は、どういう状況でやっていますか、誰がやっていますか、どういう法律がありますかと。是非ね、こういう通りすがりの答弁はもうやめていただきたい。ある程度きちんと調べて答弁はいただきたいと思います。それから、先ほどにも申し上げた観光の景観条例の件、これについては町長、いつ頃までにまとめて、どういう内容なのかということ。そして、どういうことが討論されているかということ、ホームページでちゃんと公開していただきたい。その辺いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答え申し上げます。

第1回、第2回の検討委員会の会は、先月の26日に開催しています。この議事録に関しては、速やかにホームページにアップしたいと思っています。今後のスケジュールにつきましては、明後日の週報によって、町民の意向調査を全戸に配布する予定です。また同日、同じプリントアンケートの裏に、今後の予定を載せまして、また町民参加型のまち歩き、ワークショップを経て、町民説明会という段取り

を取って、あとそれを条例なり、景観計画を同時進行させるのですが、この中身についても町民参加型でつくって、練り上げたものを来年の3月議会に頑張ってお出せるようにしたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町民参加型というのは、その会合だけで決めたことを公表して、その組合の方、いわゆる会合の方はどういう形で選定されたかわかりませんが、その内容を公開しながら、なおかつそれに対して町民の意見があったら、その中でも募集すべきですね。できればそういう形で町民の意見を広く入れてやっていただきたい。もう答弁は結構ですので、大馬環境課長の頑張りはよくわかっていますので、是非お願いします。

次に移ります。道路の問題ですね。土木課長がすごく一生懸命やってくれて、いろいろなところから評価をいただいています。それで私が次に、これには触れていませんが、道路そのものも問題ですが道路の脇の伐採問題です。なかなか人数も少なく追いつかない、予算上の都合とかね。今、マラソンのコースを一生懸命やっているみたいですが、この伐採というのはある程度主要道路は町がやって、小さなそのちょっと入って5、6世帯とか2、3世帯とか、そういう道路はもう周辺の方々に地域の協力を得るような方法なんかはどうですか。例えば公民館の中で一定の手数料を払って、地域の皆さんでここの伐採はやったらどうですかと。そして今町がお願いして伐採をしている方々は、主要なというかそういうところだけを集中的に伐採して、だからそういう伐採のあり方も今までのやり方ではなくて、見直してやっていただきたいと。是非それをお願いしておきます。

それから今、交通事故がここ1年ぐらいで15件ぐらいあって、その中に自損事故とかいろいろあっているのですが、15件のうち6件が大体いわゆる対人というか賠償になるような事故になっているのですよね。この情報は、消防での情報です。派出所に行ったら事故の件数は公表できるが、場所も教えられないと、中身についても教えられないと。どういうわけかわかりませんが、是非町で事故が発生した場所ぐらいは把握して、その発生する場所の改善策をする必要もあるのではないかと。これは県の方に情報公開でもしないと取れない情報ではないかと思いますが、是非その辺の御努力をお願いします。

次に、供利港について移ります。供利港については新港建設に取り沙汰されていますが、これについては議会でも議決されているわけではないですよ。いきなり港ができることによって、欠航・抜港がどれだけ解消するかもわからないのに、すぐ新港の話はないでしょうと。町長も船舶・運輸関係で仕事もされましたし、一応私も別の船舶会社で5年ほどそういう仕事もしています。供利港の状況、茶花港の

状況、船の接岸するときの状況、そういうことの実態もよく知っています。だから、それとともにこの供利湾の貴重な海底景観、私はこれは非常に重要なものだと思いますけど、町長の答弁にもありますけどもう一度確認したいのですが、私はこれ以上の破壊は避けてもらいたいと、それをお願いしたいのですがいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 新供利港建設については、当然新たに僕は検討を見直す必要があると考えています。それありきではないと、はっきり申し上げます。でも、欠航・抜港・条件付きで運航しているこの対策というのは、県の出先機関である沖永良部事務所の土木出張所や大島支庁、そして県の担当のやはり港湾航路担当課にちゃんと詳細な調査等をお願いしながら、抜港条件における島での影響、島民に与える影響の改善は、対策は、解決は、もっと進めていかないとはいけないとは認識しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 確かに近年抜港とかが多くなっていますが、御承知のとおり、船が結局かさが高くなって、風の影響を受けやすいということで大きな影響を受けたということで、当時私が船会社にいた頃は、船を入港するかしないか、接岸するかしないかというのは、その現場に来てから船長の判断でほとんどやっていたのですよ。でも今は、ほとんど鹿児島の方の運航管理部の指示で動いているということをお聞きしています。要するに、天気図を見ながら鹿児島の方で今回は抜港する、欠航する、それも全部ほとんど決められている。そういう状況ですので、これは船会社の安全運航のためで、向こうがほとんど決定している事項なのですよ、今のところ私が聞いている範囲では。だから、今町長がおっしゃるように、これの改善に向けて努力することは当然ですが、やはりそれは限界があると思うのですよ。それといわゆる接岸したときに、どういう状況にあるかということとともに、港の手狭な件ですよ。それを解決すべきではないかと僕も思っているのですが、今は新供利港建設についてですので、こういう状況というものをもう1回検討し直して、是非町長も関係部署と連絡を取り合って進めていただきたいと、是非これをお願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、6番、福地元一郎君に発言を許します。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 先に通告いたしました一般質問を行います。

まずは田畑町長、山下副町長、中山教育長、御就任誠におめでとうございます。町長におかれましては、多くの議員や多くの建設業協会の方々が相手候補を応援する中で、598票の大差で勝利いたしました。このことは田畑町長が唱える「想いどう力 みんなが輝く島づくり」の基本理念や、公約を多くの町民が指示した結果だと思います。所信表明の中で、これからやろうとしていることを述べておられますが、財政厳しい現実があり、苦難に満ちたいばらの道が待っています。しかし、私は田畑町政に越えられないいばらの道はないと信じています。何とぞ健康に留意しながら、職員と一丸となって、険しいいばらの道を切り開いてください。よろしくお願いします。

1 共同墓地（納骨堂）について

- (1) 先に行われた町長選挙で、「田畑候補には何も政策がない。」と、言う相手候補の応援弁士がいたそうで、演説を聞いたある独居老人から、「共同墓地もできないのか。」と心配の電話があった。「継続事業だからそんなことはないと思う。」と答えたが、確認のため改めて伺います。町長はこれまで山町長が進めてきた共同墓地（納骨堂）建設を継続して進めていく考えか。

2 YM菌活用による堆肥化実証実験について

- (1) 増え続ける牛に、糞尿処理が追いつかず、処理を促す目的で去る5月22日から7月15日まで堆肥センターにおいてYM菌活用による堆肥化実証実験が行われたが、与論では費用対効果が得られない結果になったと聞いた。そこで改めて伺います。

①実証実験の結果はどうだったのか。

②実証実験の結果を受けて、今後もYM菌活用による堆肥化を推進するのか、あるいは別の方法を検討するのか。

以上、質問いたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 福地元一郎議員の御質問にお答えする前に、皆様、議員さんにお伝えしたいことがあります。先ほど福地元一郎議員から私を含め、副町長の山下哲博そして教育長の中山義和に対しまして、お祝いの言葉をいただき本当にありがとうございます。私は、ここに書いてあるように何も政策はありません、力也没有ありません。当然私は行政経験がないのでそういうことは言えません。素直に正直に申し上げます。でも、政策は役場職員の手の中にある、私はそれを訴えてきました。今も信じています。その職員の中から、町民の中にも政策は手の中にあるという言葉いただきました。それを聞いたときに、私は自信から確信に変わりました。町

民の意見を聞く、そして町政を町民に伝える、それは先生方、町議会議員の方々も同じような境遇で、同じような立場にあるのではないかなと思います。あえて、私は議会と一緒にやはり方向性を見出して、一緒に歩いていかなければならないと思っています。私を擁護するような発言をお願いしているわけでは決してありません。それを伝えたくて、福地元一郎議員の質問に答えたいと思います。

共同墓地（納骨堂）についてお答えいたします。

共同墓地の整備につきましては、山前町長が、令和5年3月定例会における一般質問において、与論町墓地基本計画策定委員会からの提言を踏まえ、施設型共同墓地の整備を進めていく旨の答弁をされたと承知しています。

私も、共同墓地については、お墓のない人の納骨先として、また、墓じまいや無縁墓の改葬先として、これからの時代、本町にも必要な施設であると考えています。

共同墓地の整備につきましては、山前町政を引き継ぎ、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、質問事項2で、YM菌活用による堆肥化実証実験についてお答えします。

本町堆肥センターが生産する製品の品質向上のため、議会からの提案を受けて、原料となる牛糞にYM菌の種菌を混合し、超高温好気性発酵により短期間で堆肥製造が行えるかの実証実験を行いました。

その結果、御質問事項①の実証実験の結果については、現在、堆肥センターにおいて行っている堆肥製造手法においては、4カ月から5カ月かかる完熟堆肥製造が45日間で製造できることや90度以上の超高温を15日記録するなど、当初示していただいたとおりの結果となりました。今後は御協力いただける農家の畑に散布試験を行い、肥料効果や雑草種子の死滅効果等の検証を行う予定としています。

一方で、質問事項②の今後の具体的な導入へ向けての推進についてですが、このYM菌を活用して堆肥の生産を進めていくためには、現在の堆肥センターの大規模改修が必要なことや新たな建屋の建設・人員・機械等の増強など、導入の前段階で数億円規模の設備投資が必要なことや、導入後においても町負担分だけでも年間数千万円のランニングコストの負担が想定されます。また、ただいま申し上げた施設整備・運営経費に加えて、種菌の購入費用や鹿児島からの輸送コストなどの追加経費についても、数千万円の費用負担が継続していくことが考えられ、このコストを賄うためには、現在の本町の財政状況から鑑みても、家畜排せつ物を排出する畜産農家へも費用負担を求めていかなければならないことが予想されます。

これらの状況から、現時点でのYM菌活用による堆肥製造方法の導入は非常に難しいものであると考えています。

今後、堆肥センター運営委員会においても協議を重ね、委員からの意見なども踏まえて、堆肥の生産性や品質の向上について検討を重ねてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 共同墓地について再質問を行います。ただいまの町長の答弁で、共同墓地建設を継続していくということがわかりましたので安心いたしました。改めて電話やインターネットあるいはSNS等で、広く町民に告知をしていきたいと思えます。参考までに申し上げますと、共同墓地の整備について初めて与論町議会で一般質問をされたのが平成28年3月です。その後、令和元年9月に与論町議会において共同墓地調査検討特別委員会を設置し、その後、令和2年6月には議長から町長へ意見の申入れを行っています。それから、何度も一般質問に取り上げられていますが、今年3月に与論町墓地基本計画策定委員会から山町長へ、共同墓地をつくるべきであるとの提言がなされています。田畑町長は、そのとき商工会長として委員会のメンバーでありましたが、つくるべきとの意見に賛成であったと聞いています。そういうことからして、今回の答弁の内容は当然予想されたことありますが、龍野町民生活課長にお伺いしたいと思います。今の段階で共同墓地完成までのタイムスケジュールがわかれば教えてください。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

そのタイムスケジュールにつきましては、林隆壽議員の質問にも少し触れてございますが、来年度に建設予定地である奉行墓につきましては、実施設計を計画しています。そして再来年度、令和7年度に本工事という計画が最短のスケジュールです。供用開始が令和8年度ということを目指しています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） それでは、令和8年度から供用開始ということによろしいですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 令和8年度が最短の供用開始のスケジュールと、今のところ考えています。その財政事情とかいろいろ財源確保、そういった問題をクリアしながらその目標に向けて頑張っていきたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） わかりました。そのように頑張ってくださいと思います。この質問に関しましては、課長からもありましたように、この後、林隆壽議員からも一般質問が出ていますので、私はこの辺で次に移りたいと思います。

次は、YM菌活用による堆肥化実証実験についてですが、おさらいをしてみたいと思います。そもそもなぜYM菌活用の話が出てきたということですが、堆肥センターができた平成17年には、牛の出荷頭数が2,327頭で、販売額が10億6528万円でありました。それが令和3年には、2,864頭の出荷頭数で537頭増えて、販売額は19億449万円と約2倍に増えています。つまり、堆肥センターができた18年前に比べて、牛の数が増えて糞尿処理が追いつかなくなった。そこで、YM菌を活用したらいいのではないかとということで、先ほどから述べていますように、今年の5月22日から7月15日まで、堆肥センターで実証実験を行ったということです。堀田産業課長、それでよろしいですね。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

導入した経緯についてのその17年間の流れについては、ちょっと詳細はありませんけど、おおむね実験を始めた経緯はそのような形になっています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） そこで、堆肥センターの現状をおさらいしますと、現在は、年間約6,000トンの牛の糞尿を原料として受け入れて、それを堆肥にして約3,000トンから3,500トン出荷をしていると。受け入れる際には、畜産農家から1トンにつき500円を頂いているということです。それでは、こういった実験の内容かと申しますと、農家から運んできた原料31.15トンに対し、YM菌53.45トンを船で運んできて混ぜたということです。原料に対して約1.7倍のYM菌を混ぜたわけですが、混ぜた総重量は31.15トン足す53.45トンで84.6トンでありました。ところが発酵させてでき上がった堆肥は51.15トンで、総重量の84.6トンから33.45トンも減ってしまっていた。その減ってしまった原因は、畜産農家から運んできた原料の約8割から9割は分解されてなくなっていたということです。残ったのはほとんどYM菌で、それも粉塵の状態で畑には散布できなかったということです。散布の様子は傍聴人の皆さんには写真をお配りしてあるので、資料は見ていただくとわかると思います。粉塵の状態である堆肥をペレット状に、要するにこういった粒ですね、ペレット状にして散布すればいいという話も業者からはあるようですが、ペレット工場をつくるにしても莫大なお金がかかるので、現実的ではありません。実験の結果を現実には当てはめてみますと、現在行われている6,000トンの農家から集めた原料をYM菌で処理するためには、YM菌を約1.7倍の1万200トンを購入して混ぜなければなりません。購入したYM菌を運んでくるには、専用の貨物船をチャーターする必要があるようで、1回チャーターするのに1000万円かかるそうです。それも抜港したり、台

風で接岸できないときには、1日90万円から100万円の追加のチャーター料金が発生するそうで、この前の台風6号のときのようにになると、1200万円以上の追加料金が発生することになります。またYM菌は、年4回は購入する必要があります。菌の購入だけでもトータルすると億に近い金額が必要になります。さらに、購入したYM菌を貯蔵しておく大きな倉庫や、畑に撒く際にはペレット状にしなければいけませんのでペレット工場も必要となり、それだけでも数億円かかることになります。それらを全て受益者負担ということで畜産農家に負担してもらうことになると、今は1トン500円を畜産農家に負担してもらっていますので、1万円から数万円まで跳ね上がってしまいます。現在、一番多く原料を出している畜産農家は200トン程度ですが、現在は約10万円の負担をしています。ところが、それが一気に1万円以上となりますと、200トン出している農家は200万円以上の負担になってしまいます。そうすると、誰も堆肥センターに原料を持ち込まなくなると思います。そういったことから、間違ってもそのような会社と不利益な契約を交わすことがないように、慎重の上にも慎重に事を運んでいただきたいと思います。副町長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

ただいま福地元一郎議員の説明内容は十分理解できました。課内の方でもこの問題についてはいろいろまだ検討中ではございますが、しっかりとまた見定めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） しかしながら、牛の数が増えて糞尿処理が追いついていない現実があります。畜産農家は今も大変な状況です。糞尿処理は、町長が提唱する自然を守る環境保全にも直結しています。早く対策を講じないといけません。そこで、堀田産業課長にお伺いします。今後どのような取り組みをしていくのか、予定があれば教えていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

YM菌の実証実験につきましては、今福地議員の方から私よりも詳しく御説明いただいたので、今のところ検討中ですが、今後の方向についてですが、どうしても本町の堆肥が評判が悪かったという時期が、牛が増えて堆肥センターに堆肥が集まり過ぎて、それが、切り返しがちょっと不備なままで中熟して出したところで、雑草種子が残っているというのがそういった評判が悪かった原因だと思いますが、昨年度から堆肥を有料化して回収することで、若干堆肥センターに集まってくる堆肥

が減っているのと、それぞれの農家さんが、今肥料も上がっているということで自家使用している堆肥と、さとうきび農家と畜産農家で構築連携をして、お互いにやり取りをしているというのもあって、若干量が落ち着いてきています。それできちんと堆肥をつくれるようになってきているので、実は去年の堆肥センターでつくった与論町の堆肥は県で1番を取っている、最優秀賞を取っているぐらい、製品の性能としては非常にいいものができていますので、このきちんとした質のいい堆肥をつくっていくのと、中熟堆肥の質をもうちょっときちんと切り返しを行って、質を上げていくということをしていこうと思っています。また、中熟堆肥がどうしても必要になるのが、与論町の今農業としてありますので、中熟堆肥を活用した自然環境を守る自然保護型の農業で、その堆肥を活用して消毒をするというのが、今さといもの畑の方でもずっと広まっています。そういった循環型農業というのを推進していきながら、堆肥の有効利用と質の向上を図ってまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 是非、畜産農家が困らないように、早く対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に申し上げます。町長は所信表明の中で、「開かれた町政における対話と協働を重視したまちづくりを進める」と述べています。開かれた町政とは、物事を決定したり事業を進めるに当たり、決定に至るまでの過程も全てオープンにして、情報を開示することだと私は思います。そうすることで、若者や町民がもっと田畑町政や議会のやることに関心を持つようになり、町長が述べている対話と協働が生まれてくるものだと考えます。是非、情報の開示をお願いして、一般質問を終わりたいと思いますが、町長に最後一言お願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 福地元一郎議員、誠にありがとうございます。先ほども質問の前に「政策は職員の手の中にある」と申し上げて、もう一つ言いたかったのは、この激動する先の見通しのしづらい社会では、1人の独断、決断では大きな過ちを犯すかもしれません。これからは、今おっしゃったようにオープンにして、密室の町政をしない。それは私が職員と約束しました。そして、オール与論、オールチームで話し合いをしながら、選択の道を選んでまいりたいと思います。そこは議会の方も私を、三役を注視しながら見守っていただき、そして御指導をいただければと思います。本当にありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

午前中は以上で終わります。昼食のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 早朝のトンビ、サシバのピッピーと鳴る鳴き声が聞こえる中、大分秋らしくなり涼しくなりました。

それでは、令和5年第3回定例会の一般質問をいたします。

1 少子化、子育て支援対策について

(1) 町長は、思いどう力、みんなが輝く島づくりを掲げ、少子化対策、子育て支援など、子育て家庭が安定して生活できる環境を整えて、民間と連携した臨機応変な支援サービスの提供や、男性も子育てに参加しやすい環境づくりなど、未来へ繋ぐ10年後、飛躍する島づくりを、どのような手順で計画的に推進していく考えか伺います。

2 青年団、老人クラブの年齢引き上げについて

(1) 現在、少子高齢化、人口減少が進展する中、本町において青年団活動や老人クラブの活動が行われているが、青年団を18歳～35歳までと、老人クラブを65歳以上または70歳以上と年齢を引き上げる考えはないか。

3 琴平神社境内の環境整備について

(1) 先日、琴平神社境内において、十五夜豊年祭や大島地区相撲大会が盛大に行われたが、土俵のやぐらが老朽化しているが、改築する必要があると痛感される。また、トイレに行く通路に外灯を設置してほしいと町民の声があるが、どう対策を講じていく考えか伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の質問事項の1、少子化、子育て支援対策についてお答えいたします。

政策形成の一般的な手順としては、大きく政策形成、政策実施、政策評価の3つに分けて捉えることができます。

具体的には、問題の提起、そして課題の整理、目標の設定、政策原案の決定、そして町長の決定や議会の決定等を経て政策の実施となります。

計画の形態としましては、総合振興計画のような総花的な計画ではなく、設定した目標達成のための戦略的な計画が必要となってまいります。

このようなことから、各部署の政策立案能力の強化を図るとともに、担当職員や課長を中心としたプロジェクトチームで計画立案に当たり、企画調整会議等を経て政策決定し、政策を実施していくという流れを構築したいと考えています。

また、職員の政策形成能力の向上を図るため、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等への派遣などの職員研修も積極的に推進してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 林敏治議員の2番目の青年団、老人クラブの年齢引き上げについてお答えいたします。

現在、与論町連合青年団は、与論町内在住の18歳から29歳（高校生を除く）の団員で組織されています。年齢については、青年団規約において定められていることから、年齢の引き上げについては町で決定することはできませんが、10月1日時点の18歳から29歳までの人口は190人ですので、年齢を引き上げなくても、魅力ある青年団活動を推進することにより、団員の数を増やすことは可能だと考えています。

また、与論町老人クラブ連合会の年齢については、会則において「満60歳以上」と定められています。鹿児島県老人クラブ連合会及び全国老人クラブ連合会もおおむね60歳以上となっています。年齢の引き上げについては、青年団同様に町で決定することはできませんので、老人クラブの意向に沿いたいと思います。

続きまして、3番目の琴平神社境内の環境整備についてお答えいたします。

琴平神社境内の相撲場は、昭和53年に建築されましたが、御指摘のとおり老朽化が進んでいます。大規模な改築工事は計画していませんが、屋根の修繕と塗装の塗り替え等を来年度計画したいと考えています。

与論城跡周辺は、美しい星空を守るためのモデル地区となっており、光害を軽減した防犯灯に取り換えを行っています。トイレに行く通路の外灯の設置については、フットライトなど、光害に配慮した適切なあかりを設置してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） まず1点目の少子化、子育て支援対策についてですが、町長は、少子化、子育て支援を政策の柱に上げて、重点事項として取り上げています。あまりにも政策の範囲が広すぎて、本当に実現できるかという大変懸念される点がございます。そこで、もう少し掘り下げて、追加質問をさせていただきます。私の

この質問事項の中身をかいつまんで、ひとつ質問をしたいと思います。町長は、その少子化対策を第一にどうしたら子供たちを増やせるか、今の現段階では高校存続が大変厳しいということで、私は町長になられたと聞いています。ですので、この少子化対策というのをどういうふうに、今の町長個人としてのその意見を聞いてみたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員からありましたことについて、私はその去年1年間の出生の数を聞いて、最初聞いたときには24人、そして、29人ぐらいまでは出生があったと後で聞いていますが、まさかコロナで少しは、僕自身は外に出ないから、普通は停電が起こるとその次の年は何か人口が増えたというニューヨークの大停電のそういう話も聞いていて、コロナだと内にこもって何か子供が増えたような感じがしたのですが、実は平成何年ですかね、30人になって、それ以降20人台になったというところで、まあそれだと10年後、二十数人、30人切った出生だと、特に15年後は与論高校に入学するときには、二十数人だともう1クラスになるのは目に見えていますよね。よっぽど定住者が増えて、その数を補えるような子供を持った家庭が増えれば解消できるでしょうが、なかなかできない。そこで、いわゆる抽象的ではありますが、やはりそういうその環境をどうにかして変えたいという、その思いで立ったわけですので、最初から政策がこれだこれだこれだとわかっていてやったわけではない。で、今感じられるのは、やはり先ほども午前の部でも、少子化対策とか子育て支援等にはいろいろ質問がありました。だから、国が行うべきところを言い訳するわけではないですが、そこをやはり鑑みながら、一緒になってできる場所。町内の予算も果たしてその予算がちゃんと充てられるのか。例を挙げて言うと、例えば給食費を本当に無償にしているのか、その予算がちゃんとできるのか。そこは丁寧に進めてまいりたい。また、いろいろな活動をしている、例えばあんまあ〜ずの会とか、出産に係るそういった問題を抱えていろいろ活動している方々と連携をして、どういう子育て、子供を産んで与論で生活し続けていくためには、どういう問題があるのかというのは、そういう関係団体とも連携しながら対策を講じてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私もこの人口減少に伴って、子供をいかに増やすにはどうしたらいいかと、私も考えているところです。今の若い青年団は、先ほど190人ということですが、これはつい最近結婚式が1件ありましたが、この与論で結婚される方、これは少ないわけですね。それからまた子供を産む方も少ない。これは将来本当に子供を増やせるのかという疑問があります。もしそれが10年後までにできな

ければ、私はもう大変なことになると思っていますが、例えば、島外からIターン、Uターンの親持ちが呼ぶとか言っていますが、本当にそれができるのか。島外から例えば与論人会のあたりからお願いして、与論島に本当においでになるのか、子供たちを連れた家族がいらっしゃるのかとかですね。やはり与論島内でできなければ、島外からどうしても与論にお越しいただかないと私は増えないと思います。ですので、これはそう簡単な政策ではないと思います。今まで、いろいろな子ども・子育て支援事業があります。今までの本当に手厚く、いろいろな島外の出産手当、いろいろな支援金、助成金を出しています。ところが子供は増えません。それはどうしたものかわかりませんがね。そういうことも考えて、私はこれに関しては相当な大改革をしないと、子供は増えないと思います。いかかですか、町長。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） まさしく林敏治議員のおっしゃるとおりで、それは国も岸田総理も異次元の政策をしないと、少子化には歯止めがかからないと。これは何も与論だけが抱えている問題ではなくて、もう日本、北は北海道から日本全体が抱えている問題ですよ、実際に。それで、私は何を変えたいかという、そういう手当とかそういうのももちろん大事ですが、要はその町がやっている方向性、どういうところにちゃんと手当をどういう方向に向いて、どういうことをやっているか、それはちゃんと町民は見ます。そして、私たちができることは、その今はモラハラ、パワハラ、セクハラみたいな言葉もありますから、例えば、独身の女性に対して何で結婚しないのか、そういうことは一切言えません。そういう中で、男女が出会って、男女が結びついて、子供が産まれる状況をどうやってつくるか、そこは知恵の絞りどころで、例えば独身者が暮らす世帯の自然にそういった環境整備をするとか。そして、あんまあ〜ずの会とも活動中に話したところ、結婚して1人目が産まれれば、2人目はそう問題でもない。2人目は自然に増えていくような感じがしました。お金ではない。いろいろな役場の手当、今、出産手当はほとんど手当てができていますので、早急な対応、そういう支払いとか、そういうのが早急にできればそっちの方が重点のような意見もありました。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 本当にいろいろな手当を手厚くしていますが、本当にお金ではないと私も思っています。例えば、第1子が生まれるときには何か10万円、第2子が20万円、第3子が50万円、第4子が60万円、第5子が70万円となっていますね。約380万円かな、支給しています。ところが私がよく考えてみると、その第5子まで本当に産んでくれるだろうかな、その第5子までは70万円ということ。ただ、与論の出生率は大体1.75人ぐらいですかね。はっきりしたこ

とはちょっと忘れましたが、2人までには及ばないと。ということはですね、私はこの第1子に10万円というのも少ない、第2子には20万円も少ない、第3子も50万円では少ないのではないかと思います。というのは、3人までやっと産めるのです。2人までもですね、やっと産める。5人まで産んだら70万円というのは、これはちょっといかなものかなと。できれば、第3子までが、もし産んでいただければ100万円とかですね、お金で言うのであればですよ。そういう少しでも多く産んでいただきたいという、そういう努力が必要ではないかと思います。これは金ではないというのは私も言いましたから、これは参考にひとつ今後また検討していただきたいと思います。

それからですね、子育て家庭が安定して生活できる環境を整える。これは先ほどから出ていますが、この環境を整えるというのは非常に大きな問題です。また、いろいろな環境がありますから、これに対しては。それで、やはり住環境であったり、医療機関の環境であったり、いろいろな整備をしていくということがあるようですので、これに関しては本当に今後の課題だなと思います。その中で医療体制、例えば安心して子供を産み育てることができるには、医療機関というのも大事ではないかと思います。やがて徳洲会が何か新築をするらしいのですよ。その中に産婦人科あるいは小児科の機材を入れて、常時お医者さんを置くのではなくて、一応機材を入れて整えておいて、島外からまたいろいろなところからお医者さんをお呼びで、与論で産み育てるといったことも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員からおっしゃった、すごく重要なことだと思っております。実は、情報ですと与論病院の移設というか移動が2027年ですかね、予定として行われる。僕も産婦人科医院、小児科、そういう感じまで高杉院長と話したことはありませんが、沖永良部の方でも和泊町長の前登志朗町長も、やはり産婦人科医のそういう確保が必要だということで、沖永良部の方では確保しているのかどうかわかりませんが、そういう情報は得ていますが、それが果たして可能なのか。先ほどアイデアとしてあった、まずは機材とかそういうのを先に準備ができるのか、果たしてそれが町としてどういう関わりで与論病院の方としてできるのか、それは担当課を通じてまた検討してみたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 昔は旧診療所があったところで、大分私たちの子供は産まれました。これはもう本当に地元で安心して子供が産めたんですよ。ところが今はもうみんな島外ですよ、島外出産。ですから、また支援金、助成金も必要になってく

る。ということの観点から考えますと、やはり与論で安心して出産できる体制を、私は今後構築する必要があると思います。是非ですね、それはまた肝に銘じて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、民間と連携した臨機応変な支援サービスと質問をしたのですが、これは町長がいつもそうおっしゃるものですからこれは質問したのですが、これは民間と連携してどのような支援サービスを行うのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 先ほども申し上げましたが、そういう子育て支援、出産等を行っているあんまあ〜ずの会とか、またほかにいろいろな支援団体の活動団体、子ども食堂も含めてですが、そういう支援して活動している団体グループがありますので、そこを支援していけるのか、それも検討を踏まえながら、実際に与論で子育てをしている団体等との連携を取るということでの、あと民間というかやはり子供から小中高、こども園から行くわけですが、やはりハレルヤこども園と町の茶花こども園、与論こども園もありますので、そこら辺も含めた幼児からその小学生に上がるときまでの子育ての支援等も、いろいろ町の方でできる限りのことはまた支援してまいりたいとは思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） いろいろな民間ということですが、島内にある民間の方々なのか、あとはまた島外からとか、例えばいろいろな機関、どういった民間なのかということでもちょっとお聞きしたかったわけです。それから、男性も子育てに参加しやすい環境づくり、当然これは男性も子育てをしなくてははいけません。しかしながら、なかなか男性というのは仕事が忙しくて、いろいろ私もそうだったのですが、なかなか子育てにタッチできなかったということもあります。ところがここに男性も子育てに参加しやすい、この参加しやすい環境づくりというのはどういうことでしょうか、伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私たちの年代、世代というのと、当然共働きも少なかったわけですよ。やはり男社会というか、男性が会社に出て、女性は家庭を守るみたいな、そのときの稼ぎがいくらだったかわかりませんが、どっちかという子育てとか家事、炊事、家庭におけるのは女性が。でも今は、本当に男女とも平等で、働く機会もほとんど平等なので、その母親だけに家事や育児を任せるという時代ではもうなくなっているわけですよ。そこで、やはり男性もそうやって二人でつくった子供ですので、平等にやはり育てられる、またお産に関しても聞いて回ったところ、やはり母親に対しての医療いろいろな手当がありますが、また同伴して行く御

主人、お父さんの場合には費用とかそういうのが支給されなかったりとか、そういったところもありますので、それが支援できるのかできないのかも含めて検討して、そういう予算があるのかも含めて、できるところであれば一緒に心配して付いていく御主人がいれば、支援できるところは支援してまいりたいなとは思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 我々男性もやはりこれからは子育てということで、これからの若者たちにも是非これを伝えていって、やはり夫婦で互いに助け合いながら子育てをするんだということも、私は一番重要ではないかと思います。今、子育て支援ということもあって、休暇も男性はもらって育児をしながらでも頑張っていらっしゃるというのがありますので、やはり今後とも、この男性が子育てをするということが一番大事ではないかと思います。そういうこともあって今質問したのですが、この町長の答弁の中身を見ますと、私はこれは政策の流れですね、政策の流れ論を言っていますよね。私がさっき質問したこの中身を問いたかったといいますか、そういうことでした。それで喜山議員からも子育て支援のこともありましたように、ここに答弁されていますように、これからがまた一番あらゆる分野でひとつ、いろいろな子育てに関しては、聞くところによるとプロジェクトチームをつくって、いろいろな方々と話し合って、課長を中心としてやるということなんですということです。田畑町長のその政策の中に、島外からの人材確保をして取り組んでいくというふうに私は聞いたのですが、その島外からの人材の確保というのは、どういう方々を島内に呼んでいろいろな政策をされていくのか、そういうのをちょっとお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 島外からの人材という誰だという、どういう方だという方は今のところ想定はしていませんが、いわゆる先ほど申したプロジェクトチームというのは、子育ては何とかの課の1つの担当の課ではなくて、例えば、全部教育までつなげるのであれば当然教育委員会から、また住宅問題等があれば建設課だったり、予算的なものであればやはり総務企画課だったり、あらゆるそういった問題に対応できるチームをプロジェクトとして立ち上げて、多方面から意見を集約して、何とか住環境も含めたそういう子育てができる環境を整えたいということで、プロジェクトチームを立ち上げたいということです。その中でまた有識者であったり、専門家であったり、島外からアドバイスできる人たち、また保育士とかそういうのであれば募集をかけて、足りないのであれば島外からも募集をかけたり、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。いろいろな島外からの人材の確保ができれば、大変ありがたいと思います。地域おこし協力隊というのもありますので、是非活用していただいて、またこれについてはひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。それから、ある住民の方から1つだけ提案がありましたのでお聞きしたいと思いますが、例えば急な旅行などが出てきた場合、子供を一時預かりできないか、ましてや夜間預けられないか、また一日中預けられないかという御意見があるようですが、今のその旅行をするときに、0歳からお子さんを預ける人はいないと思いますが、しかしながら急な旅行が出たときには、預けてから旅行をしたいというような方がいらっしゃるんですね。そういうときの対応、あるいはまた夜間保育はできないかという意見もあるようですので、ちょっとそのあたりはどう思いますか。担当課長、どう思われますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

その丸一日子供を預かるというのは、今のところしておりませんが、ハレルヤ保育園さんなどでは少し遅い時間まで預かるとかですね、それから旅行者が一時的に預けたいというときの一時預かりは、こども園の方でもしています。それから、子供がちょっと風邪とかを引いて病気なのですが、やはり親の方がどうしても仕事に行かなければいけないというときには、そのちょっと具合の悪い子供を預かるというサービスもしてはいますが、その丸一日とか旅行のために一日、二日預けてというこのサービスについては今のところしておりません。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私もそうは思っていますけど、でも新町長は恐らくこれは真剣に考えていただきたい。このことについては、検討する余地があります。しかしながら、住民が一日旅行したいというときに預けられる、そういう環境、そしてまた夜間また預けて働きたいという人もいらっしゃると思いますので、そのあたりを今後検討する必要があると私は思います。町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の林敏治議員の旅行するに当たって何日間かわかりませんが、例えば急用で丸一日であれば、どういう関係者なのかにもよりますが、なかなかナーバスというか、全然他人の子供を、もしそういう機関、そういう施設ができればでしょうが、個人で預かることもなかなか難しいでしょうし、それだけその施設がどれくらいの施設で、そういう言葉で子供たちのことを需要と言っては何でしょうけど、何件くらいそういう声があるのかというので、いろいろまた対応が変

わってくるのかなと。例えば、時間というのであれば、その勤務時間に行われてちゃんとその親元の帰すということでちゃんとできますが、一日預かりとか二日預かりだと、もし何かその子にあったときの保障だったり、マイナスの方で考えてはいけないのでしょうか、あったときのところの方が今のところでは何か不安視があって、安全・安心で預けられる施設のそういった全国的にそういう事例があればまた参考にして、少数でも短日でも預けられるそういう事例があれば、また担当課を通じて対応ができるようなところでまた検討したいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） これは役場職員では当然無理です。ですから、施設を新たに設置して、やりたいという人がまたいるかもしれません。また島外からもいらっしやっています。実際に私は話も聞いています。ですから、そういった方々がもしそういう施設をつくるのであれば、それに対しては、やはり補助だったりいろいろな財源があると思いますので、それをまた協力するというのも私は重要ではないかと思うので、今後そういうことがあった場合には、是非検討していただきたいということです。

次にいきます。2番目の青年団、老人クラブの年齢の引き上げです。これは与論町連合青年団、18歳から29歳までです。特にヨロンサンゴ祭ですかね、今の青年団というのは活動はそんなにありません。今の青年団の活動は、もう一年中で最も一番活動できるサンゴ祭しかないと思います。昔はそうではなかったのです。昔は集落でいろいろな大会もし、お互いにいろいろなスポーツ大会もやりました、交流会もしました。ですから、出会いもあったのです。だけれども、今はもうサンゴ祭だけでやっておられる。しかし、よく青年団を見ますと、190人いらっしやるんですね。ところが青年団に入る人はいません。なぜかと申しますと、やはり横の連携といいますか、お互いに自分の思いばかりしているなと思いながら、僕はよく見ているのですが。というのも、やはりサンゴ祭の8月ですか、その前に週報で青年団の募集をしておりました、確かに。ということは、青年団はいっぱいいるが、サンゴ祭とかそういう行事にはあまり参加したくないというのが本音です。この青年団をなぜ引き上げをしてほしいのかというと、この18歳から35歳まで幅広く活動をするためにも、これはオールラウンドプレーヤー、結局幅広く活動させて、そこでいろいろなことをさせるということもこれは重要ではないかと思います。ただ区切って青年団というよりは、できればもう時代とともに、子供は少なくなっているわけですから、またUターンする人も少なくなっているわけですから、これを幅広くとって与論町が主導するべきだと思います。僕は主導するためにこれは提案しているのですけどね。もちろんこれは青年団にそう言えばいいわけ

であるわけですが。わざわざこれに私が一般質問として載せているのは、与論町が少しは主導してくださいということでこれは載せてありますので、ひとつ教育長どうですか、どう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。190人今いる中で、実際LINEグループ等で登録しているのが32人ぐらいいて、実際その中で活動しているのは20人ぐらいだと聞いています。そういった意味で、その人数のわりにそれぐらいであれば、私たちが上げる、上げないということではないのですが、今言われるように、35歳まで年齢を上げた場合は、あと239人プラスになります。実際、その幅がですね。ですので、その幅は広がりますのでそういう活動の人数も広がっていくと思いますし、またそういった中での先輩、後輩等も出て、いろいろな活動も出ていくのかなと思っています。この機会に他の郡内のところを調べたところ、もうすでにそういう組織がないところとか、もう集落単位でバラバラであったりとか、もう一様に同じような町や村が今ない現状です。そういった意味では、こうやって青年団を活性化させていこうとする、そういう御意見というのは非常にありがたいことだと思います。青年団活動ではないかもしれませんが、先日の町民運動体育大会であったりとか、各集落ではそういう若者が一生懸命頑張って、地域を盛り上げている現状がありますので、その青年団に入っているか入っていないかというのはまた別として、そういう若者、元気な若者はたくさんいますので、そういったものをまた有効活用して、活性化させていくという方法は大事なことだと思います。また、私たちがこのところに入って、こうしなさいということとはできないかもしれませんが、一緒になって盛り上げていく方策を考えていくのは必要だと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 大島郡でも幅を広げていると私は聞いています。ですので、是非今後活動しやすい、参加しやすい、そして出会いの場として、結婚にもつながるでしょうから、ひとつ幅広くとっていただいて、活動と一緒にやって応援していくということが、私は与論町のサービス事業ではないかと思っていますので、是非そちらあたりをまた積極的に取り組んでいただきたいと思います。青年団については以上です。

それから肝心の老人クラブ。この老人クラブは、高齢者の生活を豊かにするために、同じ地域に住む高齢者の方々が集まって、高齢者の自主的な活動組織として老人クラブが結成されているということです。老人クラブは、生きがいづくりや健康づくりを推進する活動をはじめ、ボランティア活動、高齢者の見守り活動、地域社

会を支える担い手としての活躍にあります。おおむね大体60歳以上の方なら、どなたでもこれは参加し、入会ができるということは、それは私もわかっているつもりです。ですので、この老人クラブというのを私は真剣に考えてみました。この老人クラブというのは、何で60歳から入会しなくてはいけないのか。もちろんこれは強制ではありません。しかしながら、ある集落では強制に入会させられるというのを聞いています。それで、全国の例としてちょっと調査したのですが、横浜市は積極的に参加するというのは、もう30%ぐらいですよ。それから、誘われたら入るという人もそんなにいない。ある程度の年齢になったら入るのが一番多いのです、ある程度の年齢になったら。要するに60歳以上ですが、ある程度の年齢というのは、これはどういうことかといいますともう70歳ぐらいなのですよ。そういうことで、全国的にもその60歳から入る人はなかなかいないのです。そして、またアンケート調査をしたということもあったようですが、私もいろいろネットでも調べたりいろいろしたのですが、とにかくその理由としまして、やはりその新規入会というのが減少している理由というのは、その65歳まで働く高齢者が増えていると、もう65歳まで元気だと。まだ体がぴんぴんして、全然足腰は立たないのではなくて立って立って仕方がないということで、これは働いているわけです。ですので、私は今の時代は100年時代と言われているわけですが、これはもうある程度やはり高齢化社会になりますので、改革をしたほうがいいのではないかと想着て質問をしたのです。そういうこともあって、ひとつどうか、線引きというのはちょっとまずいですが、私はこの65歳あるいは70歳からというのを考えています。それで、各集落の方々にも60歳になった人に聞きますと、まだ若い、まだ私は老人ではない、私は入りません。もう60歳になって会費をくださいと言っても、いや、入りません。特に女性はそうですね、女の方は入りませんよ。そういうこともありまして、なかなか老人クラブ、もちろんこれは強制ではありませんが、そういう状況です。そういうことですので、私は大体65歳を目安に、ひとつ与論町の老人クラブをやっていただけないか、加入というのがその65歳からでないとはいけないのかなと思いつながら、最終的な老人クラブとの話し合いあるいはいろいろな協議になると思いますが、私はそういうふうに考えています。それと老齢厚生年金ですね。これが満額受給できるようになったのも、この65歳からなのです。それから、老人福祉法という法律がありますよね。その老人クラブの結成されているいろいろな法的なものがありまして、その中にも謳われているのがおおむね65歳からだと言っています。そういうのもいろいろ考えまして、是非とも65歳あるいは70歳から、ひとつ是非加入は考えていただければ私は思っています。それと同時に、いろいろと考えてみますと、この60歳以上、70歳というの

は、もうほとんど健康な人が増えておりまして、健康な高齢者はその老人クラブに入るよりは、自分の趣味を楽しむという傾向があるようですね。だから、こうしたことを考えたときに、私はこの将来、シルバー人材センターの設置も検討すべきではないかと思います。老人の活性化ですよ。ですから今まで培ってきた知識、経験、技術を活かせるさまざまな仕事がありますね、シルバー人材センターというのは。施設の管理、観光ガイド、粗大ごみ回収、家事手伝い・子育て支援、植木のせん定、大工、草刈り、パンフレット・チラシ等の配布、墓の掃除や墓参りなどの幅広い分野があるようです。これはもっとありますよ。そういうことで、これは将来、私はシルバー人材センターをこの人手不足の解消として考えるべきではないかと思いますか、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員からおっしゃったそのシルバー人材センターですか、それは本町としても検討に入りたいと思います。林敏治議員と2人も同じ学年で65、まだまだ元気ですよ。それで、一応僕の東京とかいろいろな全国にいる同級生も、もう65歳を過ぎたら与論に帰ってきたいと。で、また仕事があるのかなと言ったら、もう与論には全然仕事がありますので、また今まで身につけた技術等がありますので、それをまた若者に伝えたいという、そういう方もいらっしゃいますので、そのさっき言われたシルバー人材センターを立ち上げて、そういう方々は登録していただいて、さっき言われたいろいろな分野にそういう人たちが派遣というか、そういうところで活躍できるようなところを捻出したいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございます。やはり将来はシルバー人材センターをつくっていただいて、私もまたそこに入って、ひとつまた頑張っていきたいと思っています。それとちなみに、鹿児島県薩摩郡さつま町というところは、老人クラブの入会資格はおおむね65歳以上だと聞いています。鹿児島県にもありますので、いろいろと研究、調査を重ねて、できるだけ65歳か70歳から加入するというような方向で、ひとつ御指導していただきたいと思いますが、事務局長どうですか。

○議長（沖野一雄君） 老人福祉ということで、林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 老人クラブのその年齢のことについては、答弁にもあったように、老人クラブの連合会の意向を踏まえながら一緒に考えていきたいと思っています。議員の御意見を踏まえつつ、また再検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） では、私があまりに燃え尽きてしまっではいけませんから、次にいきます。

琴平神社境内のこれは周辺というふうに、今、事項をちょっと書けばよかったのですが、琴平神社内の環境整備についてですが、これはもう先日行われました十五夜豊年祭なり、あるいは大島地区の郡の大会の相撲大会なりですね、いろいろな行事が向こうで行われています。そういったいろいろな行事において、向こうの土俵の上のやぐらと申しますか、そこをいろいろな角度から見てみますと、まず東側、ちょうど風が当たる東側の屋根の壁、もうここは見たことがありますか、皆さん。ものすごい壁がもうはがれて、もう風が吹き込んで穴も開いて、もうそのままほったらかしですよ。前々から言っているのですがね。それと同時にあの四本柱。あれは鉄骨でできているのですが、あれはもうひび割れしています、ひび割れ、亀裂が走っています。ただあれは外からペンキで塗って隠してあるだけなのです。そういったことの耐震強度も少しは調査していただいて、もうあれはいずれ建て替えないといけないと私は思っています。今までどうですか、調査したことありますか。事務局長。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

林議員の御指摘のとおり、昭和53年に建築されましてから何回かの補修作業は行っていますが、屋根の部分を支えるその壁の部分のちょっと穴が開いたりとか、ペンキが落ちていたり、鉄骨の部分のところも上の方がちょっともろくなっているところが見受けられています。これまでちょっとその修繕の方を行っておりませんでしたので、来年には予算化をしまして行いたいと思っています。また調査についても、調査をしながらその安全に施設が維持管理できるような形で、また来年の方は進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば、もう改築したほうが私がいいと思うのですが、その改修というか修繕するよりは。だから、ここはもうシンボルマークであり、本当に与論の琴平神社のシンボルですので、是非将来これもう建て替える必要があるのではないかと思いますので、是非ひとつ検討させていただきたいと思います。

それから、トイレに行く外灯ですね。これについてはもう高齢者の方々が特に言うんですよ。高齢者の方が暗くて全然見えないと。この間、十五夜豊年祭も夜遅くまで行われましたが、もう高齢者がここに座っていてベンチもない、もうトイレはつまっている、ああ、どうして、どこに小便しようかという、そういうこともありましたので、ベンチぐらいもまた設置していただいて、それは必要なのではないかと

と思います。ですので、これはもうフットライトというか、このあかり、どういうあかりか知りませんが、センサーによるあかりではないかと思っているのですが、このフットライトを光害に配慮したというのが非常に引かかるのですが、何で星空を守るために外灯をつけていない、防犯灯に切り替えたとか。その防犯灯がいくつあっても星空は見えますよ、向こうは。向こうはモデル地区となっているかもしれませんが、外灯があっても星空は見えますよね、どこでも。と、私は思うのですけどね。高台だからそこに設置したということで、サザンクロスセンターもあるわけですから、その辺はやはりどういうことで向こうをその星空を守るために、そういうモデル地区になったのか、それは知りませんが。とにかくトイレに行くのが大事ですよ。もう転んだらおしまいですよ。だから、是非そこはもう早急に取り組んでいただきたいと思います。また豊年祭が来ますよ、よろしくお願いします。商工観光課長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 御質問にお答えいたします。

確かに前回の十五夜踊りのときに、ちょうどまた曇っておりまして暗く感じておりました。確かに御指摘のとおり暗かったですので、ちゃんとまたライトを設置できればなと思っています。また、光害になるのですが、こちらの方はただ暗くするだけではなくて、必要なところに必要な分だけするという考えですので、どうかそこら辺の方はまたよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 最後に教育長、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 今、御指摘がありましたとおり、私の集落、城集落でもありますが、日々そこを見ながら、ここを修繕しないといけないなとか思いながら、そして確かにトイレに行くところを实际夜歩いてみました。あそこの通路だけ暗いんですね。そういったところに、またでも暗いですが星はきれいだと。そんな中でその両方を達成できるように頑張りたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 時間となりました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。執行部の準備がありますので、10分間休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後２時２５分

再開 午後２時３３分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、９番、原栄徳君に発言を許します。

９番、原栄徳君。

○９番（原 栄徳君） 先の通告書に基づいて、質問をいたします。

１ 与論港新岸壁整備の必要性について

（１） 近年、毎年のように欠航・抜港、特に条件付き運航が多発し、社会経済活動への影響が深刻な問題になっているが、与論町としてこの問題への解決策をどのように考えているか。また、与論島内及び島外の取引業者等に及ぼす経済的な損失は年間どれくらいの額だと試算しているか伺いたい。

（２） 欠航・抜港・条件付き運航に伴う物資供給の停滞による医療活動等への影響について、これまでに発生した事案とその対策に向けた与論町としての取り組み、また、今後どのような方針でこの問題の対策に取り組まれるかについて伺いたい。

（３） 欠航・抜港・条件付き運航に伴う人員輸送の停止や一次産業活動への影響、子供たちの教育及び交流活動への影響等、与論町としてこの問題を改善するための方針・解決策について伺いたい。

以上、答弁と求めます。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 原栄徳議員より質問事項１、与論港新岸壁整備の必要性について、（１）社会経済活動への影響が深刻な問題、また与論島内及び島外の取引業者等に及ぼす経済的な損失は年間どれくらいかというところでの御質問にお答えいたします。

本町の海上輸送における欠航・抜港・条件付き運航の対策につきましては、先般の議会本会議における私の所信表明においても申し上げましたとおり、定期船による海上輸送航路が、外海離島の環境下に置かれた与論町の社会経済活動を支える生活インフラとして重要な役割を担っており、この島に暮らす全ての方々が当事者となる課題として、定期船の定常運航率の向上を図る各種対策の重要性は大変大きいと認識しています。

昨年度本町において、欠航・抜港・条件付き運航による経済的影響に関する調査を実施し、貨物・人員輸送の停滞がもたらす町内各分野の産業における事業者の逸失額が６．２１億円と試算されています。

本町における社会経済活動の持続可能性の確保の観点からも、町内の各産業分野における逸失額の低減を図ることは大変重要であると認識しています。そのため、欠航・抜港・条件付き運航対策の推進に際しては、定常運航率の向上と逸失額の低減という目的を堅持し、目的を実現するために最も効果が高く、かつ多くの町民の皆様にご理解をいただける方法を選択できるよう、直面する問題の構成要因を十分に分析し、各方策の効果の検証について施設管理者である鹿児島県及び関係する中央省庁、並びに輸送事業者等と引き続き連携し、対策内容の精査と方策の実施に取り組んでまいります。

質問事項の１、与論港新岸壁整備の（２）供給の停滞による医療活動への影響についてお答えいたします。

海上輸送における欠航・抜港・条件付き運航による物資輸送の停滞については、特に危険物輸送における影響が近年深刻化しています。

令和３年２月には、冬型の季節風の影響による欠航・条件付き運航の発生により医療用酸素等の一部ガスの供給が停滞し、医療機関における酸素の残存量の逼迫により危機的状況に陥ったため、緊急措置として特例的に巡視船を用いた酸素ボンベ輸送を行った事例も発生しています。

こうした一部重要物資の供給・備蓄対策についても、町民の皆様の命に直結する重要な課題であると認識しています。

そのため町内の医療福祉分野や運航事業者と連携し、まず町民の皆様の御意見を幅広く伺いながら、施設管理者である鹿児島県及び関係する中央省庁、並びに輸送事業者等と引き続き連携し、対策に取り組んでまいります。

質問事項１、与論港新岸壁整備の必要性、（３）一次産業活動への影響、子供たちの教育及び交流活動への影響についてお答えいたします。

先の答弁においても申し上げましたとおり、本町の海上輸送における欠航・抜港・条件付き運航により、町内の社会経済活動に多大な影響が生じています。

観光業に及ぼす影響の事例として、修学旅行生の受け入れ中止に伴う事業者負担の発生が挙げられます。また、農業における資材移入の停滞や子牛セリ市の関係者の来島中止に伴う順延など、本町の主要な産業分野における生産活動への影響は大きく、欠航・抜港・条件付き運航に伴う社会経済的問題は早急に対応策を推進していく必要があると認識しています。

加えて、本町の児童生徒の教育活動における島外交流や研修活動の際には、定期船による移動を伴うことが多く、過去には抜港により修学旅行が延期となるなど、子供たちの育成過程における影響の低減も図っていく必要があると認識しています。

これらの課題解決に向けた対応策の推進に際しては、あらゆる手法を全方位的に検討していかなければならないと考えており、国及び鹿児島県にも引き続き課題解決策について要望を続けながら、広く町民の意見を聞くために対話を重ね、与論島が将来にわたり持続可能な島として発展していくための最適解を、町民の皆様とともに検討してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 深堀りをして追加の質問をしてまいりたいと思います。3点答弁を求めたのですが、前向きな答弁だとは思えないような感じがします。そういうことで、再度質問をさせていただきます。まず、現在の与論港の供利港そして茶花港、2つ港があるのですが、まずこの2つの港というのは、供利港が四十四、五年前に開設をしています。もうすでに老朽化をし始めている状況です。また、茶花港については、一番最初にできている港はそれ以前にできています。また、継ぎ足した新岸壁もかなり年月が経っています。その当時、港の建設においては、船舶も小型化で小さな貨物船だとかありあけ、あけぼの、波之上丸とか、そういった小型船でありました。そういった小型船に対応するための港ということで、当時四十四、五年前に供利港も開設をしています。現在は、船舶もかなり大型化をしてくれています。それはやはりその経済活動で大型化を求めてきたわけです。それに対応できない港の状況に、私はすでにもうなっていると思っています。そういうことで、新岸壁の整備が必要だというその思いから、その立場から、今日は深堀りをしていきたいと思っています。

まず現在の岸壁についてです。これは決して条件付き抜港が多いというのは、運航会社が悪いとか、船長の腕が悪いとか、船長が悪い、そういうことだとは1つも思っておりません。自然環境が悪いときはあります。しかし、その自然環境に耐えられない今の状況にある港が私は悪いと、過去の40年、50年前につくった港の状況が、現在の船舶の運航に関しては対応できていないということから、新しい岸壁を新設するべきだと思っています。つくった当時は先ほども言いましたが、本当に小さな船が対応しておりました。10年後、20年後を見据えて整備されたと私は思っています。しかし、先ほども言ったように現在の岸壁は、現在の船舶に対応はできていないと、大型化をしているということですよね。先ほども言いました。そういうことで、是非その港の整備を早急に進めていただきたいと思います。そこで、そのなぜ今の港が、今の大型化した船舶に対応できていないかという理由について、少し述べてみたいと思います。それは、供利港そして茶花港、岸壁の向きが同じ方向の岸壁になっています。茶花港と供利港は少しずつれているぐらいで、ほとんど同じ方向にできています。そういうことで、南東の風ないし東の風、その

風に非常に弱い向きになっています。船舶が接岸したときに、風の影響を受けて離岸ができない、そういう港になっているわけです。なお、これから船舶は大型化していきます。なお、耐えられない状態で抜港なり条件付きが増えていきます。欠航は仕方ありません、わかります。台風が来るので欠航、嵐が吹いているので欠航、前もって準備はできます。しかし、抜港や条件付きというのは、ほとんど予想ができません。そういうことで、荷の積み下ろしだとか積み込み、そういったことに大きな影響を及ぼしてくるわけです。一番のくせ者はこの条件付きですね。最近かなり条件付きが増えました。生鮮食料品なり生もの、そういったものは鹿児島の方から積んでもらえません。でも、条件付きでもほとんど着くことが多いですよ。そういうことで、その抜港・条件付きを解消するためには、何度も言いますが今の岸壁のスタイル、今の岸壁では対応できないということを私は強く皆さんに申し、わかっていただきたい。なぜかという、さっきも言いました。その理由を今日は総務企画課の課長補佐である町聡志さんに参考人として来てもらっています。彼は、かなりその船舶の運航だとか船舶の機能だとか、そういうことについてかなり詳しい方です。クイーンコーラルクロスの名付けの親でもあります。それぐらい船舶には興味を持たれ、知識を持っていますので、この港と船舶と風の向きと、そういったことについて知り得る範囲で構いませんので、私が言ってもあまり信憑性もないし、信用性もないですので、やはり専門家というのか、私から見たら専門家だと思います。そういう立場から皆さんに風の影響、そして港の向き、船舶の大型化、なぜ離岸・接岸が難しいか。そういう面について少し助言をいただければと思い、今日はお呼びをしています。町さんよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 町港湾空港対策室長。

○港湾空港対策室長（町 聡志君） 御質問ありがとうございます。冒頭、大変恐縮な御紹介もいただきましてありがとうございます。与論町役場総務企画課で港湾空港対策室長を拝命しています町と申します。原議員からの欠航・抜港対策に係る供利港の新岸壁整備についての御質問に係る現在の状況の補足について、せんえつではありますが、私の方から御説明を申し上げます。と、言いましてもここにおられる議員諸氏の皆様、そして傍聴されている島民の皆様にとりましては、日常的にこの与論港、そして定期船の着岸したり、あるいは着岸できなかったりする様子については、現実の風景として御覧いただいているものですので、私の方から取り立てて新しい事実を述べるような形ではございませんが、今回、この新岸壁整備、与論港の欠航・抜港対策に係る1つの施策の検討に係る状況を整理する上で、ひとつその背景から申し述べさせていただきたいと思います。

皆様御存じのとおり、与論町に定期船を運航している事業者が現在2社ございま

す。鹿児島から沖縄の那覇港まで定期船を運航してございます。各社とも2隻の定期船を保有・運航しておりまして、計4隻が与論町を含む奄美群島各島そして鹿児島と那覇港の間を運航しています。本町では、和泊そして本部から各1便が与論港へ寄港接岸している状況かと存じています。また、冒頭原議員の方からも御説明がありましたとおり、与論港というのは1つの港ではございまして、与論港の中に茶花地区と供利地区という2カ所岸壁が所在する形で構成をされてございます。定期船の寄港時は、もっぱら供利地区の岸壁を主に使用する形ですが、供利地区の港内状況の悪化や別の船舶によって使用されている場合などに、茶花地区を使用している現状がございまして。この供利地区への入港時は、この供利の岸壁が本町の南西部の沿岸に位置をしてございます。そして、御説明がありましたとおり、おおむね南北方向に岸壁が延びてございます。こちらの方に和泊あるいは本部の方から与論島の方に接近しまして、20ノットぐらいで進行してまいりますが、順次港に近づいた辺りで減速をいたしまして、最終的には船長としての接岸のゴールは、この供利港の岸壁に船体の舳先を南側の外洋部、船尾を陸側に向けた形、いわゆる出船と呼ばれる形ですが、進行方向に向かって船体の右側を接岸する出船右舷付けの体勢によって接岸することが多くなっています。これは船内のエスカレーター等の旅客をデッキが高くなっていますので、エスカレーター等を用いてできるだけ乗船してもらおうという形になりますと、右舷に設置してある船が多いものですから、船の旅客乗降設備を供利港の岸壁側に向けて付けるという形で、出船右舷付けが主流となっています。したがって、与論港への入港時には、岸壁の南側の海域において1回ターンをして後進にかけてバックで岸壁に接近・接岸する方法、若しくはそのまま入り江の中まで前進をしてきまして、岸壁の東側の入り江の中でぐるっと方向を変えまして、船体を180度入ってきた向きと逆の方向に舳先を向けまして、岸壁に接近・接岸する。この2つの方法のいずれかによって接岸する必要が船長には出てきます。近年のこの与論港のこの供利地区への接岸が大変困難な状況の1つの背景には、先ほど原議員の方からもありましたとおり、船舶の大型化という背景がございまして。本町への定期船を運航しているこの2社を含めまして、全国的、世界的には燃油コストの上昇ですとか、運行に係るさまざまな経常経費が増大する中において、1回当たりの航路輸送における収益の最大化を図る観点から、1回当たりの貨物輸送量を増やす必要が出てまいります。こうした観点から、貨物輸送量の確保を図るために、船舶を大型化する傾向にありまして、奄美群島の航路におきましても10年以上前は5,000トン級の船舶が主流でございましたが、近年は船舶が、4隻中3隻が8,000トン級になっていますので、5,000トンから8,000トンとなりますと、1.6倍ほどの規模に大型化をしている状況です。この供

利地区の岸壁付近は、島民の皆様御承知のとおり、入り江の北側の道路側の方から、東側の対岸、供利漁港にかけて。それから南東部のまんまの浜にかけまして発達したサンゴ礁が所在をしております、8,000トン級の船舶の出入港の際には、大変泊地が狭い状況になっている特徴があることが指摘されます。加えて、船舶というのは大きくても小さくても、低速で前進する際ですか、あるいは後進、バックでの航行をしている際には舵が全く利かない状態になりますので、自分の船の進路を一定に保つということとは、低速になればなるほど前進においても後進においても難しい状況になります。与論港での操船時におきましては、この船を通常動かす前の方向に向かって船を進める推進力を加えるためのメインスクリュウのほかに、船首、船尾、船の舳先とトモの方ですが、その水中に船体に対して横方向の推進力を加えるための小型のスクリュウ、これをサイドスラスタと呼びますが、これが設置されておまして、入港のときにはもっぱら舵による自船の進路保持ではなくて、サイドスラスタを使いながら船首の方向を左右に細かく振るような形で方向転換を行ったり、進路の保持等を行いつつ操船を行っている状態がございます。このサイドスラスタは、エンジンによって稼働するメインスクリュウに比べまして、電動で小型ですので、1つ当たりの推進力が小さくて、船体に対して横方向の風や波の力、そして潮流による力が加わった際に、サイドスラスタを出力いっぱいにしたとしても、それを上回る自然の力が加われば、船は自分の進もうとする方向ではなくて、その力に流される形で船の位置がずれていくという現象が起きます。こうした状況になりますと、船は自分その船の進路保持が大変困難となるほか、その中で接岸できたとしても、先ほど原議員から御紹介いただきましたとおり、今度は出港のために岸壁から船体を離そうとしたときに、サイドスラスタの出力をいっぱいにしても、岸壁方向に押し付ける風が一定以上吹けば大きな船体に対して風圧がかかりますので、出港のための離岸が困難になるなど、港内環境の影響を受けて運航に支障が生じているケースが多くなっているのが、近年の船舶の大型化に係る供利港での出入港の困難さの一因となっている状況です。

以上、船舶の大型化に関する与論港での欠航・抜港・条件付きの一因としての状況の整理を、私の方から御説明申し上げた次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） ありがとうございます。今、お聞きになってわかるように、とにかく風、岸壁に向かって吹く風、現在は12メートル以上になると接岸はできないということになっています。あとは静穏度、波の収まり具合とか波の具合、そういった静穏度も影響しますが、一番船長さんが大事にするのは、岸壁に向かって

の風の方向、その方向の強さ。接岸できても離岸ができなければ、船を着けてくれないわけですよ。それで、今の茶花港と供利港をいくら修繕して、補修しても無理だということです。周りを掘り進んでも無理、特に茶花港になると、冬場になると北風が非常に強くなってきます。ちょうど北風が岸壁に向かってまっすぐに吹いてくるわけですので、まず船長さんは着けません。そういうことで、大まかに見て、現在の港では抜港・条件付きは解消できないと、さらに増えていくということになるわけです。ではそれをどうしたらいいかというと、今私たちが進めている新岸壁の整備、これにかかってくるということです。まず、新岸壁の整備となると、さまざまないろいろな問題も出てきます。出てきますが、それを進めて後世に残していかないと、未来永劫、子々孫々まで、今私たちがやる責任があると思うのです。四十四、五年前にね、50年前に、やはり先人の龍野元町長さんが、命を懸けて空港をつくり、そして港の整備をし、その恩恵を受けて私たちは今経済活動をしているわけです。私たちはやはり今の交通インフラが、これから島の経済の発展に一番重要だと私は思っています。経済インフラを整備して初めていろいろな島々といろいろな方々と、対等に私は付き合っていけると思っています。やはり、今私たちが本当に真剣になって自然を壊す開発、保護、保護する人もいるでしょう、開発する人もいるでしょう。やはり両方がうまくやっていかないと、経済の発展は絶対に私はないと思います。町長の一丁目一番地、子育て支援、これにも大きく影響してくるわけですよ。経済が安定して経済が潤わないと、我が家の財布にお金が詰まっていないと、みんな不安なのです。子育てどころではない、結婚どころではない。やはりこういった生活インフラ、インフラが一番大事ということを残し時間、皆さんと一緒にお互い話をしながら進めてまいりたいと思います。

さて、今冒頭に町長の答弁もあったように、毎年6億2000万円、これはあくまでも島内の試算です。島外の試算を加えると、私はもっとはるかに膨らんでくると思います。例えば、条件付きや抜港・欠航による鹿児島からの卸屋さんの荷の積み出しもなくなるし、いろいろな経済活動が停滞するわけですよ。そのことによって今言うように、6億2000万円ではなくて7億円になるかもしれないし、8億円になるかもしれないし、それは毎年これだけ発生してくるわけです。今大型化していくと、もっと欠航・抜港が増えるともっとどんどん増えていくわけですよ。目に見えない損失、逸失額ですよ。町長が今稼ぐ力をつくるんだと、稼ぐ力において島を、経済を発展するんだと言うのですが、非常に大事なことです。でも失う方が多いんですよ、毎年。失うのも抑えるべきだと、それから対等な交通インフラを整備して、稼ぐ力をつけていく。そういったことも非常に重要ではないかと私は思います。その点について、年間今島内で6億2000万円損失が出ているというこ

との、この経済損失について意見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、原栄徳議員から御指摘のあった6億2000万円ぐらいの損失が出ている。いろいろな条件からも集積された数字だと思いますが、確かにそれを削減していくという努力をしないといけない。また、今新岸壁で新しい港が必要だと、それはもう例えば1、2年で早急にそういうのができれば、そういう対策も講じていかなければいけないでしょうが、原議員は、その新しい岸壁をつくるに当たって、大体何年ぐらいを想定していらっしゃるのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 計画の段階、今、我々はもう令和3年度から特別室をつくり、町長ともども、議長ともども、議員ともども推進をしてまいりました。もう入り口には着工というわけにはいかないが、ある程度の入りに口には来ていると私たちは思っています。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） その入り口と言いますと、県のその港湾空港課はその事業にそれを載せているのですか。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 今年のかごしま未来創造ビジョン、それに徳之島港そして与論港の整備を進めてまいるというふうに載っています。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） その与論港というのは、新岸壁のことを与論港と言われているのですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長、一旦座ってください。

9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） その整備もかねて、新岸壁もかねて、全てその港に関する事業に関して、今進めていく必要があるということで、鹿児島県の方はかごしま未来創造ビジョンという、後で見てください、それにちゃんと載っていますので。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私は、昭和61年から皆さん御存じかと思いますが、有村運送店で仲仕の組合という港湾関係のいわゆる荷役作業をして35年間やってきました。原栄徳議員がおっしゃった、今のバースが大型化に対応していない、まさしく多分今のバースはそういうふうになっているのですが、もともと平成元年にフェリーあけぼのというのが、有村治峯翁が大型化をした5,000トン級に上げた。そこでは何ら問題はなかった。時速19ノットで走ってきた船を2ノット上げた

んですよね。それは何を目的としたかいうと本部港に着きたい。その2ノット走っていくと時速4キロ変わっていて、10時間走れば40キロの差が出てくる。その40キロの差を本部港に充てたいと。周りは全部反対でした。なぜかというとな覇港に着けるのにまた遅くなって、何で那覇から輸送で全然北の陸地まで、でも治峯翁は将来を見越して、大型化したのはそういう条件も重なって、名瀬や奄美大島や沖縄の流通が増えてきますと、徳之島や沖永良部や与論の荷物がだんだん積みなくなっていくことで、そこも補うということで、多分クロスもあれだけの大型化になったと思います。それで、実は大型化になったからといっても、今の供利港が全く使えないわけではない。いかにも原議員は、もう港が老朽化して、その供利港が使えないような言い方で、それこそあの供利漁港のある岸壁は、果たして実現可能なのでしょうか。あれは南北にあるからあの波の大きなうねりを耐えているのですよ。ちょっとでも斜めにしたらもう全部持っていかれて、毎年毎年あの港ができるまでの工事が、僕としては実現可能には思いません。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 町長のこれまでの経験上でお話をされているというふうにお伺いしました。それでは、町長はこの条件、今現在起きている経済的なダメージ、経済的な逸失額、そういったことを解決するためにはどうしたらいいと思っていますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） それは何も新しい港までの時間、例えば15年、20年、その期間に今の現状のままでそれを補わなければならないですよね、実際にできるまでは、もし計画としてやったとして。その間は、例えば条件付きとなったときに生鮮食料品を積む業者がどういう補償を求めているのか。そういうところも事情聴取しながら、大島支庁ともこの前29日の十五夜するときにも、時間がなくていろいろ、その間にはいろいろ新岸壁の検討もしながら、供利港がどれだけできるのか、また茶花港も含めてどれだけ抜港条件が緩和できるのか話し合いましたが、例えばこの前の台風6号のように、1週間から10日、12日間ぐらいかけると、さすがに品物も物資も与論の中で無くなって、そのときに例えば備蓄されたヤードが本当に必要なのか、そこはどう設備してどう管理していくのか。また船会社に対して、今町の方では監視カメラ、県の方では風力計、そういった措置で、本当に町民の方島民の方も、何でこの条件で船会社は条件等を付けているのか。それが町民にも島民にもわかりづらいと、そこを今見える化していこうということで、先ほど申し上げた、いろいろ一つ一つで被害が出ているところで、どう解決していこうというのは県の方とも担当者とも今調査しながら、どういった方向で解決していくというのは

話し合い中です。

○議長（沖野一雄君） 9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） あまり方向性がわからないような答弁ですが、では、このままの港で続けて今の条件付き抜港、そういうことでずっと続けていっていいということで、今の考えを申されているのか。また、今おっしゃっていたライブカメラや風速計、これは当たり前には置けるものでみんな付いているのです。付いていないものを付けるだけです。ほかにいい解決策、これだけ経済的な逸失額が出ているわけだから、明確に町長の考えとしてどうしたほうがいいのかというのははっきり、今話し合っているところですよという、よくおっしゃるが政策は職員の手の中にあると。やはりリーダーとなるトップがある程度方向性も示して、それに向けて職員が協力していくと、職員の力を借りて成し遂げていくと、私はそれもありかと思うのですよ。ほとんどはそういう方向でやっています。このこともやはり職員の手の中であって、みんなで考えて解決していこうと、そういう考えですか。これもいつまで待てばいいのですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） これは期間を限定して、いつまでとかいう問題ではないのです。だから、原栄徳議員がおっしゃっているその新しい港を建設するに当たっては、時間がものすごくかかるでしょう、大きな費用と。条件付き抜港をなくそうと思っても、本当にできるものなのかということも含めて。それをできるかできないものに対して、私が保障を何とかするのですかと言ったら、そこはちょっとお答えかねます。それと一緒に職員のどういう解決方法を出して、いろいろな分野で私の方に提案を出さないと、私は専門ですとやってきたわけではないので、その政策に。それはお答えできません。だから、いわゆる県とのコンセンサス、ちゃんと県の事業にこの事業は則っているのか。それを私は町長になってから確認しないといけないのですよ。

○議長（沖野一雄君） 9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） もう令和3年度から今言うように私たちは動き始めて、そして総務企画課の方に特別対策室もつくって、今までずっとやってきています。そして山町長もその方向で協力をしながら、いろいろ進めてまいりました。山町長の町政を、考えを引き継いでやっていくということを何度も申されています。だから、その辺についてはどうですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 確かに山元宗町長の2期8年、その間に令和4年度から令和13年度まで町の第6次総合振興計画、その中を基本的に継承してやっていく。その

振興計画の中に、新しい新岸壁の建設は1つも載っておりません。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 1つも載っていない。私たちはその方向で今、特別室もつくってやっているのですよ、現在進行形です。では、その特別室なるものはもう廃止するということですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 検討はしないといけない、調査もしないといけない、果たしてそれがその新岸壁がちゃんと実現可能なのか、そこはちゃんと調査します。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） ありがとうございます。調査をしながら是非それ続けていってほしいと思います。これは今現在の私たちの問題だけではありません。5年かかろうが10年かかろうが、20年後に完成されようが、時代はどんどん変わっていくわけですよ。今のままではとてもではないが、毎年のようにみんな苦勞していくわけですよ。つくったものも出せない、ちゃんと出荷準備をして出そうと思ったら、欠航だ、抜港だ、条件付きだと。いくら頑張っても実にならないわけですので、是非その辺は検討ではなくて、現状を維持していただいて進める方向で、それは町長が考えている部分もあるでしょう、こういうふうにしたいと。それも結構でしょう、それも進めながら。私たちが今、未来永劫のためにやっている新岸壁の件に関しても、是非進めていただきたいと思います。そこで、ちょっと新しく就任された教育長に、とにかく子育ての面で、僕はこの生活インフラは安心・安全な確実な方向で整備する必要があるといつも考えています。修学旅行の問題もいろいろありましたが、前任のときにね。港まで行って教育長が見送りの挨拶をして帰った後に、抜港だということで、子供たちは非常に涙を流しながらうちに帰ったということもあります。そういった面で、教育環境の面からこのインフラの問題はどういうふうに捉えているのか、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今までも言われたように、子供たちが船を使って教育活動をするという機会は多いわけです。その中で、こういう状況が続いた場合、その時期をいつにするか、計画はしたものの天候等を見ながら余儀なくされるという部分があるので、そこはハード面の部分とそしてまたソフト面の整備という部分では、私たちも各学校としっかり寄り添って、その代替案であるとかあらゆる場を想定しながら、各関係機関と連携を取って、子供たちの教育の機会がなるべく損なわれないようにしていくことは、大変重要なことだと思います。そこをまた教育長会等でも、各島々の教育長とも意見交換をしながら対策を進めてま

いりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） ありがとうございます。ではちょっと、商工観光課長に一言。人員輸送の面で、非常に最近修学旅行の観点から見ると、修学旅行の誘致度がかなり落ちていますよね。以前はもう相当2桁台ぐらい与論に来ていましたが、なぜその与論に本土の修学旅行生が来なかったのか。外国に魅力があったとかいろいろあるのかと思いますが、与論についての原因、それをどういうふうに捉えているのか考えをお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） お答えいたします。

私の考えになるのですが、コロナの関係で修学旅行が中止というふうになってきて、またそれがいつまでになるかということで、学校で予算とかを組めなくなっているのではないかと考えています。また先月、看護専門学校の方が六十数人ほど来られまして、それがまた去年も来られていまして、これからまた宣伝していった増えていければなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） やはり、これも交通インフラも非常に大事だと思いますよ、安心して渡れる。条件付きになると、もうおのずとキャンセルになりますので。いろいろなそういった面からも、やはりこのインフラ整備というのは私は必要だと思っています。あと産業課長、その一次産業の及ぼすこの影響。例えば牛だとか園芸作物、そういった面の影響について答弁にもあるのですが、どう思われているのか。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

一次産業についての影響については、答弁にも書いたとおりなのですが、また、もう一つ大きいものとしては、やはりその適期に出せない花であったり、ああいった生鮮品が一番影響を受けるのかなとは思っています。そこの対策としては、もう適期に出すか出さないかなので、冷蔵で置く施設でもうまく時期がずれてしまうと値が下がってしまうので、そういった影響が出てきてしまうというのはあるので、産業としては何かしらの補償の手立てをしていくしかないかなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） あまりインパクトのある答弁ではなかったような気がしますが、それではまだ時間もありますので町民生活課長、ちょっと医療福祉の面で、やはりインフラ整備についてはどう考えられているのか、一言お答えをいただきたい

と思います。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 医療福祉に関しても、確かに交通インフラはとても大事なところだと思います。質問にもありましたように、酸素ボンベが足りなくなったり、お薬が足りなくなっているというのは、定期薬が少なくなっている処方短くしたとか、そういうお話も聞かせていただいています。なので、交通インフラの整備は喫緊の課題かなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 最後に副町長に、これまで与論町の重要なインフラ整備に関わってきたそういった観点から、生活インフラというのがいかに大事かというのを一言。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

この定期航路の欠航・抜港・条件付き運航につきましては、これまで議会の皆様も重要案件として、今、県選出国會議員とか国交省、そして県議会の方々にも要望活動を重ねて御協力されましたことを、心から感謝申し上げたいと思います。この港湾施設の整備については、まずは県の管理の施設ですので、対策の必要性をしっかりと説明していく必要があると思います。しっかりと数字を示して、条件付き運航・欠航・抜港が、どれだけの経済的損失があるかというのを説明してまいりたいと思います。確かにこの抜港・欠航対策については、先ほども子育ての面からいって抜港になるのか、欠航になるのか、自分の子供がいざ何か異変があったときに、その産婦人科とかいつ行けるのかとかいうような、非常に町内全体の考えるべき課題だと思います。ましてや7億円という数字も上がってきています。これはこの話題を申し上げますと、ちょっと大げさになるかもしれませんが、災害救助法を適用してもいいような数字になっていると思います。しっかりと見極めて、この対策については引き続き頑張っていきたいと思っています。今、頑張らないと、これから先また疎かにすると、この課題について与論町は何をしているのか、ほかのことでいいのかというような疑問点も出てくると思います。しっかりと協議をしながら町の重大責務であるということを肝に銘じて、町長と一緒に頑張っていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） ありがとうございます。心強い、少しは希望が持てる答弁をいただきました。ありがとうございます。インフラ整備に関しては、新岸壁の整備に関してもいろいろな選択肢があると思います。また、これだけ経済がダメージを受

けているわけですので、つくるのも稼ぐのも大事、しかし損失を抑えるのも大事、両方大事です。自然を守るのも大事、開発も大事。やはり両方いろいろ話し合いをしながら、どこが、どれが島の経済の今後の発展につながるか、島が良くなっていくか。やはり今こそ早い時点で早急に方向性を出して、私は進めていくべきだと思っています。これこそが町長の一丁目一番地の子育て支援、全てに係るわけですので、社会福祉から。産まれて亡くなるまでね。だから、そういう意味においては是非新岸壁の整備も加えていただいて、あらゆる方面から早急に解決をしていく施策を行っていただきたいと思います。

今日は、皆さんどうもありがとうございました。いろいろお答えいただき、何か解決がしそうな気がいたしました。どうもありがとうございます。これで終わります。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君の一般質問を終わります。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 最後になりましたが、原議員の緊迫した一般質問の後に、やわらかい質問をさせていただきたいと思います。まず、一般質問を行う前に一言申し上げます。このたびの町長御就任おめでとうございます。あわせて山下副町長、中山教育長の御就任おめでとうございます。フレッシュな与論町のトップ3が勢揃いし、初の一般質問を受けられますことに対し、私も少し身の引き締まる思いをしています。よろしくお願いいたします。今、与論町においては、確実に遂行しなければならない大型公共事業が次々と控えています。事業内容についてはいちいち申しませんが、私たちの住む与論島は、外海離島に存在する約5,000人の小さな島です。島民の願いは、本土並みの便利な生活そして安心して暮らせる島、子供たちが将来の夢を描ける島・町、お年寄りが安心して暮らせる与論島を目指すことは当然の権利であると考えます。田畑町長におかれましては、このことの実現を目指して、政策は職員の手の中にあるということを大いに活用し、今後4年間の堅実かつ大胆な町政運営に努められますよう御期待を申し上げ、ただいまより一般質問をいたします。

1 与論町の基である農業の振興対策について

- (1) 農畜産物の生産コストを巡っては、ウクライナ情勢の緊迫化や円安の影響で燃料・肥料・配合飼料・粗飼料等生産資材価格高騰に伴い農家の再生産意欲の減退を招きかねない事態である。この状況をどのように認識し、現在どのような対策を講じ、今後どのような対策を行っていくのか伺います。

- (2) 与論町の限られた狭い耕作面積の中で、さとうきび・畜産・野菜、花卉、果樹等を生産しているが、過去20年間の農家数の推移は、約170戸程減少している。若い農業後継者への就農促進のための農地集積が急務であるとするが、これまでの農地集積の進捗状況と、今後の取り組みについて伺います。

2 堆肥センターの適正管理運営について

- (1) 現在、堆肥原料の牛糞を回収する際に農家が回収料を支払っているが、適切な管理運営がなされているのかとの畜産農家から不安視する声がある。今後とも、牛の生産が盛んになれば糞尿の処理対策が重要になってくるが品質向上もあわせて、適正管理運営について、どのような取り組みを展開しているのか、又、今後の取り組みについて伺います。

3 上水道施設の石灰問題対策について

- (1) 上水道施設の石灰堆積問題は、徐々に町民への生活に大きな影響を与えてきている。町の財政的課題により、前進する様子が見えない中で、水道器具の取り替えや修理などに高額な負担がかかり、町民の家計にも圧迫をかける事態が生じているが、これまでの対策の進捗状況と、今後の対策について伺います。

4 共同納骨堂建設計画について

- (1) 現在、町民の声として、家族構成や家庭状況等により、早期建設着工を要望する声が大きくなっている。共同納骨堂建設計画の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

以上、伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 先ほどは私を含め、3人に対してお祝いの言葉、ありがとうございました。林隆壽議員の質問事項1、与論町の基である農業の振興対策について（1）の燃料・肥料・配合飼料・粗飼料等生産資材価格高騰に伴い、農家の再生産意欲の減退を招きかねる事態である。現在どのような対策を講じ、今後どのような対策を行っていくかというところでお答えいたします。

肥料や飼料、粗飼料等の農畜産物生産資材の高騰は、農業の経営安定に非常に大きな影響を及ぼしており、農家の経営を圧迫し苦しい状況にあると認識しています。現在、肥料については若干価格が下方推移しているようであり、また、国・県において肥料コスト上昇分の支援事業も行われていますが、畜産農家においては、子牛の取引価格の下落も続いているため非常に厳しい状況にあると考えています。

生産資材の高騰については、目まぐるしい世界情勢の変化や加速する円安の影響

が非常に大きく、今後とも国・県の政策を注視し、有効な助成制度の活用を図っていくとともに、農家に対しては適期・適量施肥の推進や耕畜連携による経費削減と資源の有効利用の推進、粗飼料自給率の向上を図るなど、いかに経費を抑えて収益を上げるかという農業経営におけるコスト管理の徹底を推進してまいります。

質問事項１の（２）で、これまでの農地集積の進捗状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

御指摘いただいたとおり、農林業センサス調査結果によれば、平成１２年から令和２年の２０年間に於いて農家数は約１７０戸減少しており、また、令和２年に農業委員会において実施した農地意向調査によると、７０歳以上の高齢者のうち約６割が「後継者が決まっていない」という回答となっており、５年、１０年後には後継者不在農地の問題等さまざまな問題が発生しかねない状況が考えられます。

耕作放棄地や遊休農地を発生させることなく、利用希望農家に有効的につないでいくなど、担い手農家の規模拡大のためには計画的な農地の集積・集約を推進していかなければなりません。令和４年度においては１２．６ヘクタールの農地が新たに担い手に集積されており、また、今年度４月からも農地意向調査を実施していますが、借り手の希望に対して貸し手の希望の方が少ないのが現状です。今後も離農や規模縮小の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等の活用を推進し、担い手農家への集積を図ってまいります。

質問事項２、堆肥センターの適正管理運営についてお答えいたします。

現在、原料の確保の方法として、堆肥センター職員が畜舎へ向かい回収し、回収量に応じて農家に費用を御負担いただいています。回収をする際は、運搬ダンプから糞尿が流れないように一定基準の水分率以下の原料を回収する基準を設け、原料回収や製造堆肥の運搬・散布の際は、細心の注意をはらうよう運営を徹底しているところですが、畜舎からの原料回収の際に、一部水分率の多い原料の回収依頼もございます。この原因として、法令に定められた堆肥舎の未整備によるものや、堆肥舎が整備されていてもうまく活用されていないケースなど、その要因はさまざまです。この対策として、県の畜産専門員等の協力もいただき、畜産農家を訪問し、畜産経営に関することや畜舎環境指導も含めたアドバイスを行っています。堆肥舎などの畜舎環境整備に係る補助事業も継続して行うとともに、敷料化ラブセンターの敷料利用を促進し、畜舎環境整備を図ることで、牛の生育環境にも自然環境にも配慮した畜産経営を推進してまいります。

質問事項の３、上水道施設の石灰問題対策についてお答えします。

与論町は原水硬度が３９０ミリグラムパーリットル前後と高く、電気透析設備にて処理し、水質基準値３００ミリグラムパーリットル以下の硬度２２０ミリグラム

パーリットル前後まで低減させて配水していますが、町民からはもっと硬度を低くできないかという要望があります。水質管理目標値１００ミリグラムパーリットル以下にするためには、高度浄水施設が必要であり、建設と維持管理には多額の費用が必要となります。持続可能な水道事業にするためには住民負担を軽減することが重要となりますので、そのために必要な建設費と維持管理費に対して国・県の御配慮をお願いしているところです。現在の浄水施設は、平成１３年度の供用開始から約２２年が経過し、更新が必要な時期に来ており、施設の更新は急務だと考えています。今年度アセットマネジメントを発注し、優先順位を判断し、更新事業の基本計画を進めてまいります。

質問事項４、共同納骨堂建設計画についてお答えいたします。

共同墓地の整備につきましては、先に福地議員からの御質問にもお答えいたしましたとおり、早期整備に向けて取り組んでいくこととしています。

施設の建設場所につきましては、与論中学校の西方に位置します奉行墓（ブジョウバカ）と言われていました町有墓地が適地と考えています。

本年６月には、奉行墓の周辺地権者の方々への事業説明会を開催し、事業計画案への御理解をいただいたところです。

今後の計画といたしましては、来年度、必要に応じて当該墓地の遺跡調査を行うほか、施設の実施設設計などを進めていく予定としています。

厳しい財政運営の中ではありますが、建設基金を創設するなどして、財源確保に努めながら、令和８年度の供用開始を目標に事業を推進してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君）　４番、林隆壽君。

○４番（林　隆壽君）　私は１５年前に初めて議員になったときに、私は農協の族議員であるというふうに言われました。私はそうではありません。私は、農業がこの世の中の職業において一番重要で大切な職業であるということを疑わないために、この農業政策について久しぶりに質問をさせていただきました。本来、この答弁書を見ますと、大体おおまか私の質問にお答えされたので、はい、いいですよということの下がってもいいのですが、せっかく立っていますので４５分ありますので、今少しお付き合いをいただきたいと思います。この与論町の基である農業の振興対策、これは与論町の町を形成するためのやはり重要な職業ですので、生産資材コストによる再生産意欲の減退をさせないためには、生産資材コスト削減支援が必要不可欠であると考えます。今年の県議会９月定例会において、「生産資材コスト削減支援を」との議員の質問に対し、農政部長が答弁で、「農家の約９６％がコスト高を価格転嫁できていない。国への支援要請などに取り組んでいく。」と答弁をされ

ています。農家が生産する農畜産物は、コストが高騰すれば自分では対応ができないと、価格転嫁ができないのが農業です。したがって、緊急事態に対処できるのは、国・県そして町単事業等の導入など、適切な支援対策しかないのです。再生産意欲を高める適切な支援対策を速やかに講じていただきますよう、再度、町長にお願いを申し上げます。このことについて答弁を求めます。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私も身内に甥っ子とか、周りに畜産に関わっている方々が多いので、一時期平成何年の頃は、子牛競りの価格が60万円から70万円ぐらいの平均のときには、今のくらいの情勢もなく、飼料も肥料も安定して、利幅だけがあった子牛生産農家にとっては、バブルと言っているのか、いい時代がありました、今いろいろなものが上がって、午前中の南有隆議員からもありましたが、もう10月にもあらゆる物価高騰になって、一般町民だけではなくてあらゆる農家、さまざまところに漁協にしても燃料の高騰とか、いろいろなところで逼迫している状況を感じているのは、私も本当に感じています。私は、専門的にこういったそういう価格転嫁とか生産資材のところに支援金があるというのは勉強不足で、まだ即答でこういう支援金があるとか、支援策があるというのは今のところわかりませんが、また産業課の方からそういう支援策等がありましたら、また産業課の方でお答えしていただければと思います。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。町長が申されました、政策は職員の手の中にあるということのを大いに活用していただいて、職員をフル活動して、是非この農家に対する支援というのをもっと突っ込んで考えていただきたいと思います。やはりこういう資材高騰になっていきますと、農家の疲弊が出てきますと、昔だったらさとうきびが1トン6,000円ぐらいのとき、みんな外に出稼ぎに行っていました。そういう状況が出かねないという懸念がありますので、是非お願いを申し上げます。

それでは続きまして、2番目の農地集積の進捗状況について少し質問してみたいと思います。令和4年度の町政要覧によると、令和3・4年期作付面積実績では、さとうきびが394ヘクタール、畜産の飼料畑が403ヘクタール、さといもが25ヘクタール、園芸20ヘクタール、花卉3ヘクタールで、作付面積が合計845ヘクタールとなっているが、耕作面積が1,100町歩と農業センサスでは発表されています。数字に出ない残りの255ヘクタールは、農業委員会で内訳を把握しているのか。把握しているのであれば内訳を教えてくださいたいと思います。また、個人出荷面積や自給用作付面積、遊休地面積等が存在していると思います。こ

の遊休地の面積等及び対策について、どのような措置をしているかお伺いします。
産業課長に伺います。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

正直に申し上げます。正確な数字が今はっきりわからないので、後で資料をお持ちしたいと思いますが、差については、250ヘクタールについてはちょっと精査します。ただ、今遊休農地の考え方がなのですが、農業委員会の方では全体の遊休農地というのは聞き取りの中で調査をしているのですが、聞くと、ここは帰ってきたら使う予定ですよというようなところがあったりして、ちょっと見た目畑になっていないなというところもあるのですが、ここはまた開墾して使いますという返事をいただいているところについては、一応、今後また畑になりますということですので、遊休農地の方はあまりないということで認識はしているのですが、そこをうまくちゃんと活用して、農家の方に集積していくようにできるような体制を今農業委員会と産業課の方で連携でやっていこうとしていますので、答弁にありますように、なるべく新規就農者なり、また担い手農家なりが土地を集約して、広く農業経営ができるような形が推進できればと思っています。すみません、詳細な数字につきましては、後日、後ほど御回答申し上げます。申しわけございません。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 詳しい数字は後ほどゆっくり頂ければ結構です。この遊休地面積というのが、私が覚えている限りでは昔は10ヘクタールあったように思います。この10ヘクタールが一番問題で、与論町におられない地主が、地主が不明な方々あるいは与論に地主がおられなくてなかなか転用できない、そういう農地が10ヘクタールぐらいあったというふうに、20年ぐらい前ですね覚えているのですが、その後の法律改正で、その遊休地もいろいろなその使い方によっては町の方で何とか融通できるというふうに、恐らく改正になったのではないかなという私は覚えがあるのですが、もしそういうのがあれば是非調べていただいて、そういう遊休地も、与論町は小さい島で1,100町歩といっても私はこれは嘘だと思っています。900町歩ぐらいしかないかなと私は思っています。この1,100町歩という数字は30年、45年前の数字ですからね。そのほかに構造改善やいろいろなことをやって、1町歩の構造改善をやるのに1反歩は取られますから、道路に。そうすると100町ぐらいは恐らく減っていると思いますので、こういう遊休地なんかも洗い出して、有効活用をしていただきたいと思います。また集積、前は転用集積ではなくて流用していたのですが、今はやはり若い人たちは集積という形で大きな畑を使わせないと、今はほとんど機械化をされていますので、ホイルも大型化され

て、牛や畜産の農家なんかはもうみんな機械化されていますので、やはり若い人たちが農業に意欲のある、そういう環境整備をしていただくというのが一番いいのかなと、これからの与論町の農業においては一番これが必要ではないかなと思いますので、是非これも推進していただきたいと思います。本町の狭い耕地面積を有効活用するには、集積の推進が有効であると考えます。町長も申されました、政策は職員の手の中にあるとして強力に推進していただき、与論町農業が魅力のある産業として継続できるよう、農業政策をしっかりと進めていただきたいというふうに強く要望いたします。このことについて町長に一言お願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林隆壽議員からありましたその熱い思いを私も感じて、やはり島の基である基幹産業は大事にして、島のまた財産である農地は大事にして、有効活用、本当に余っている、空いている遊休の土地があれば、どんどん有効利用できるように施策をまたして推進してまいりたいと思います。誠にありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは次に移ります。堆肥センターの適正管理運営についてということで、与論町の農業は今や畜産が主力品目です。今、16億円の販売高実績を誇っており、全体の60%を占めています。今後も畜産業の副産物である糞尿も大量に排せつされ、ますます堆肥センターの利活用が重要になってくる状況です。家畜排せつ物は法律でちゃんと決まっております、御存じかと思いますが、法律で廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出業者はいわゆる畜産農家が自らの責任で適正に処理することになっています。なお、糞尿の投棄、野積みは、自分の所有地であっても不法投棄になりますと明記されています。したがって、堆肥センターの重要性がますます重要になってきます。福地議員の質問にもありましたが、有効かつ可能性のある対策については、是非とも推進していただきたい。ここでも、政策は職員の手の中にあるということをフル活用していただきたいと思います。与論町の上水道は地下水を利用しており、地下水汚染及び環境汚染防止のためにも、敷料化ラブセンターのフル活動を行い、畜産農家の畜舎環境の改善指導を徹底し、堆肥センター運営のより一層の健全化対策を推進していただくよう、強く要望いたします。このことについて産業課長を経験されていますので、副町長お願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） 御指名いただきまして本当にありがとうございます。本町の産業、農業は非常に大事ですので、林議員の御指導のもとにいろいろ頑張ってまい

りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 4 番、林隆壽君。

○4 番（林 隆壽君） どうぞよろしくお願いします。これは笑って済まされない大きな問題ですので、水道事業にも直結しますので、与論町の町民の健康にもあるいはこれらを疎かにしますと、観光問題にも大きく波及しますので、是非本腰を入れてお願いをしたいと思います。堆肥センターの職員は大変かと思いますが、やはり政策は職員の手の中にあるということで、是非頑張ってくださいと思います。

それでは続きます。3 番目に上水道施設の石灰問題対策について。水道の石灰問題は財政的課題が大きく立ちはだかっているのは理解していますが、町民生活に多大な金銭的負担を与えていることを考えると、一日でも早い解決が望まれます。町長の新しい経営感覚を駆使して、解決に取り組んでいただきたい。是非ともこれは町長の決意を一言いただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 水というのは、もう人にとっては無くてはならない一番のもので、それは怠ることなく、また最後の方にもアセットマネジメント、いわゆる長期計画ですかね、短期的ではなくて、やはり更新事業の基本計画をちゃんと長期計画で立てて、安心して安全な水が町民全員にわたるように、ちゃんとそこは肝に銘じて事業をやってまいりたいと思います。御指摘のお言葉、本当にありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 4 番、林隆壽君。

○4 番（林 隆壽君） これまで何回も一般質問も出ましたし、担当課の方でも大変御苦労をされていますが、石灰がたまってなかなか飲みづらいとか、観光客がなかなか違和感があるとか、そういう問題をもうすでに乗り越して、町民の水道器具の取り替えにも多額お金がかかるという、実質的な被害というのが出てきているということを考えますと、やはりこれは安穩としてはおれません、やはり早く大変苦しいお立場ですが、水道課長、よろしく頑張ってください。引退までもうちょっとありますから、頑張ってください。町長また是非よろしくお願いします。

次に行きます。共同納骨堂建設計画について。福地議員の共同墓地の質問に対し町長の答弁を伺い、大いに安心をいたしました。私の周りでも早期建設を切望する声が日に日に増しています。周りの方々からも、この共同納骨堂の建設に対しての期待が大きく膨らんでいるという現実がございます。少子高齢化、人手不足問題等を解決する一助になるのではないかと、先ほども町長も申されましたように、これはやはり 1 つの解決策にもなるかと私は信じています。人手不足解消のための移住者などの不安要素、移住者が来るときにお墓の問題は必ず出ます。住宅の次にお墓

はどうでしょうか、それが必ず出ますので、是非不安要素として、お墓の問題があることを見逃してはならないということを私は思っています。あらゆる要素から共同墓地納骨堂建設の必要性が顕著になっています。是非とも、建設計画が途中頓挫することのないよう、建設基金等の創設や島外の利用者を募り、資金調達など政策はこれもまた職員の手の中にあるということを大いに活用して実践をし、早期実現に取り組んでいただきたいと思います。これについては副町長、あなたがお金がないからやめるというふうに足を引っ張らないように、あなたの方からは是非お願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

大変今若者定住促進だとか、いろいろな関連でこの墓地は大変必要なことと思います。もう龍野課長も、もう先を見越して年次計画も立てていることを引き継いでいますので、早急に建設できると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 力強いお言葉ありがとうございます。一番危なかったあなたが。お金がないと言って途中で足を引っ張らないかと思って、もうそれが心配でした。是非、お願いいたします。

最後に、田畑町長に一言申し上げます。農業は国の基であり、与論島が町として形成される基礎であり基です。そのことを十分に御認識いただき、農業政策並びに経済振興対策などの町政運営に取り組んでいただきますよう、強く希望いたします。今、世界を見回してみると、すでに食糧争奪戦が始まっていると言われていいます。日本がいろいろな物資を買い付けに行っても、中国の買い占めや一番深刻なのは農業に欠かせない化学肥料の原料は、ほぼ100%輸入に頼っています。中国は国内需要が増えたから日本には売ってやらない。ウクライナ戦争が、紛争が起こってカリウムを依存していたロシアとベラルーシは、敵国の日本には売ってやらないというふうに言っています。化学肥料の原料は日本に入っていないので、価格は2倍に膨れ上がって、もうつukれない配合肥料まで出てきていると言われていいます。このままでは日本の慣行農業、化学肥料を使った農業ですね、慣行農業は成り立たなくなるというふうに危惧されています。このような状況の中で、農業政策に本気で対処していただき、また、町長が所信表明で述べられました「思いどう力」を、与論町民全員の合言葉として浸透させていただき、与論町発展の大きな力になればと願う次第です。

今回の監査委員からの指摘に「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」との地方自治運営の基本原則を常に念頭に置きつつ、業務に取り組む職

場環境を構築するよう特に要請したい。」との指摘がございました。この際、職員の皆さんへの原価意識というものを浸透させていただくよう、私からも要請をいたします。「政策は役場職員の手の中にある」という町長のお言葉に、私なりに職員の自主性、積極性、創造性に期待するのだなと理解をいたしました。ただし、信頼される役場、親しまれる役場、期待される役場を是非実現していただき、町民の期待に応えていただきますよう御期待申し上げます。ただ、職員任せ、職員に丸投げというものでは、何をか言わんやです。しっかりと町長として健全かつ大胆な町政運営を行っていただきますよう御期待申し上げ、議員の任期はあと1年足らずですが、これから町長との議論を、または々非々で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町長のお考えをひとつお聞きをして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、最後に林隆壽議員からお言葉がありました。まさしく最小な経費で最大の成果を得る、役場職員にもそういう意識改革をしていただき、公務員だから役場だから、いろいろな無駄があってもいいわという感覚ではなくて、やはりここは、町民から頂いた税金とかいろいろなものがあって成り立っているわけですので、一般の町民は苦しみながらも、私たちここに立っている人たちが優遇されるということないように、私自身も身を引き締め、林隆壽議員からありました、ちゃんと開かれた政治、町政、職員に丸投げでなくて、当然私も一緒になって汗をかいて、山下副町長そして中山教育長、三役一緒になってこの4年間頑張ってまいりたいと、また議会の上においては、やはり切磋琢磨でいろいろな議論を交わしながら、そこ後はノーサイドで本当に方向性を決めれば、オール与論ワンチームで一緒にやっていければと思います。これからも御指導、御協力本当によろしく願いして、挨拶としたいです。本当にありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 御清聴ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次は、10月12日本会議ですが、日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻まで御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時10分

令和 5 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 5 年 1 0 月 1 2 日

令和５年第３回与論町議会定例会会議録
令和５年１０月１２日（木曜日）午後２時５８分開議

1 議事日程（第３号）

開議の宣告

- 第１ 認定第 １号 令和４年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第２ 認定第 ２号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第３ 認定第 ３号 令和４年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第４ 認定第 ４号 令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第５ 認定第 ５号 令和４年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第６ 認定第 ６号 令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第７ 認定第 ７号 令和４年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第８ 議案第５２号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第９ 議案第５３号 令和５年度与論町一般会計補正予算（第７号）
- 第10 陳情第 ７号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について（環境経済建設常任委員長の報告）
- 第11 陳情第 ８号 令和６年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第12 発議第 ２号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
（野口靖夫ほか２人提出）
- 第13 発議第 ３号 令和６年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（林隆壽ほか２人提出）
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会
運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会

2 出席議員（１０人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 吉 田 剛 君 | 2 番 南 有 隆 君 |
| 3 番 林 敏 治 君 | 4 番 林 隆 壽 君 |

5 番 喜 山 康 三 君
7 番 大 田 英 勝 君
9 番 原 栄 徳 君

6 番 福 地 元一郎 君
8 番 野 口 靖 夫 君
10 番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長補佐 町 聡 志 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会生涯学習課長補佐 林 健太郎 君	与論こども園長 吉 田 朋 子 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター副所長 川 北 英 代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午後 2 時 5 8 分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 4 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7 号 令和 4 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（沖野一雄君） 日程第 1、認定第 1 号「令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 7、認定第 7 号「令和 4 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの 7 件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号、令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第 1 号、令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、令和 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度与論町水道事業会計収入支出決算認定については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。

意見1 地域おこし協力隊の活用が地域産業の振興に大きく役立つものとする。

活用の構想を練り、地域産業との融合を図り、協力隊の募集に積極的に取り組むこと。

ふるさと納税の返礼品では、係る費用を抑える工夫や、魅力ある商品の開発、組み合わせなど、納税意欲の高まる返礼品の開発に取り組むこと。

消防業務には、支障がないよう人員の確保が必要である。また、防災避難所として使用の地域公民館施設の防災強化に取り組むこと。

2 町民の納税意識の向上に努めること。

納税者の理解を深め、滞納者へ意識させる督促の工夫など、不納欠損が生じないように納税相談を進めていくこと。

3 福祉のサービスは、全体へのサービスと個々のニーズに応じていく必要がある。限られた人員ではあるが、全ての町民がサービスを楽しむよう改善や、制度の活用に取り組むこと。また、集落サロンの活動を充実させ、高齢者の心身の健康増進に努めていくこと。

4 塵芥処理施設の建物・設備などは修繕に大きな費用がかかる。施設を適正に管理運営し、施設の延命、ランニングコストの軽減に取り組むこと。

景観条例制定への情報の公開と早期制定に取り組むこと。

5 デジタルチェックインシステムを有効活用し、集積できたデータをもとに観光戦略を立て、早期に取り組んで、持続可能な観光地としての方向性を示し、導くよう取り組むこと。

渚の交番は、地域住民・事業者との意思疎通を行い、理解を得て進める努力をすること。また、進捗に変化や計画の変更があった場合は、内容や状況の説明を関係機関に行い、情報を共有し進めること。

6 高校存続のため離島留学受け入れに取り組んでいただきたい。施設の建設や設置、管理者を置くなど、これまでの経験を生かした新たな取り組みを進めること。

トイレの改修が必要な学校が見受けられる。計画的に取り組むこと。

1人1台端末が、さらに有効活用できるよう取り組むこと。

- 7 魅力ある観光地構築のため、放置されている廃船・漁船等の対策、対応が必要となっている。

与論港待合所が、活発に活用されるよう対策を講じること。

住宅不足であり、朝戸地区に住宅の整備など、住居不足の対策を進めること。

- 8 不納欠損の生じている分担金について、適切な処理を行うこと。

ため池・コイン給水施設の水質検査について、疑念のないよう検査を行うとともに施設の維持管理に努めること。

- 9 有害鳥獣やミカンキジラミ等の駆除や防除の事業は、引き続き事業を継続し、根絶する努力をすること。

特産品開発においては、成果の見える取り組みを意識して進めること。

死亡獣畜処理については、国や県に補助事業制定を引き続き要望し、現状の改善に努めること。

- 10 浄水施設新プラント建設に向けた取り組みや、漏水対策としてスマートメーターの導入など取り組んでいくこと。

以上、意見申し入れます。

○議長（沖野一雄君） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第52号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第8、議案第52号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第52号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、鹿児島県屋外広告物条例の規定による許可申請等に係る手数料を新た

に規定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 鹿児島県の広告物条例の件で、これの手数料について伺いたいのですが、改正前は空欄で、今回ここに急に出てきているのですが、どういうわけかということになるのですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今回の改定内容については、屋外広告物の許可事務について平成15年4月から県から権限移譲されています。島外事務に係る費用について、受益者負担の観点から本来は申請者が手数料として納めるべきものですが、本町はその手数料の規定がなかったため、今般規定するというように条例を出していただいています。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 私も県の方に電話をかけて問い合わせをしたのですが、やはり平成15年に与論町が移譲されているけど、その後どういう具合になっているのかなということであまりよくわからないで聞いたら、これについて細かい規則はつくられているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

鹿児島県の屋外広告物の手引きというのがありまして、その中にいろいろな立て看板なり細かく第1種禁止区域とか、そういうところで何平米以内なら許可は必要ありませんよとか、そういう細かい規定はたくさんあります。その場所場所によってですね。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 空港とか港湾とかの場合は、広告物は一切禁止されているというのは前から聞いているのですが、これ以外の与論町の区域がどういう規制をされているかということの細かい条例というか規則はつくられていますか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 与論町としてはそういう条例はありませんので、鹿児島県の屋外広告物のその条例に則ってやっていくということです。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 与論全域を見渡すと琴平神社の界限をはじめ、文化施設ですよね、いわゆる城跡として、その場所とか百合ヶ浜のところに修学旅行の何か石碑に書いたものとかですね、それからいろいろな場所場所に広告物なんかがあるのですが、これについては、やはり与論町が独自に一定の規則をつくるという必要があるということで県にお尋ねしたら、そういうところはまた区域の指定は与論町がやるべきだというような考えのことを受けたのですが、是非これについても細かい規制の、ある程度の区域を設定した形の規制は行うべきではないかと、それについて私が知り得る範囲ではそのように理解しているのですが、副町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

この広告物の与論町手数料徴収条例の広告に関しては、一応県の定めに準じて行いたいと思いますが、喜山議員が先ほど私のところにおいでいただいて、こういうことはどうする、細かい件については今後またいろいろ検討したいというふうに思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 令和5年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（沖野一雄君） 日程第9、議案第53号「令和5年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第53号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、雑入22万5000円を追加しています。

次に歳出としまして、保健体育総務費22万5000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ22万5000円を追加し、一般会計予算総額52億7763万6000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） この補助金は、全国で相撲教室を開催されていると聞いています。来る10月28日に琴平神社で子供たちの少年相撲教室がされるということを私は聞いていますが、これに鹿児島県志布志市の出身の千代鳳、現在大山親方がいらっしゃって指導をするというふうに聞いています。そういうことで、この22万5000円をどのような使い道にされるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 林教育委員会生涯学習課長補佐。

○教育委員会生涯学習課長補佐（林 健太郎君） 御質問ありがとうございます。

本イベントの使用の内容につきまして御説明いたします。歳入と歳出同額ずつ組んでいますが、歳出の方は町の体育協会への補助金として支出予定です。その支出の中身といたしましては、いざというときの看護師さんへの謝金、それから連盟の講師の派遣旅費、それから賞状、ファイル、切手等の消耗品費、そして参加者の昼食代や飲料代、そして会場の利用料、あとケガをしたときのスポーツ安全保険料、それから必要な振込手数料などを組んでおりまして、トータルで22万5000円となっています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 内容についてはわかりましたが、このことは全国で相撲大会の教室をされているということで、この与論町は相撲に関しての情熱があり、千代ノ

皇というすばらしい力士が出ていますが、このことはもう子供たちが最近燃えていて、この与論から手を挙げて、私はここの与論町に持ってきたということを聞いています。ですので、是非この大会をひとつしっかり応援していただいて、今後ともひとつ、またこういったせっかくの補助金ですので、有効に使っていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 陳情第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について（環境経済建設常任委員長の報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第10、陳情第7号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」、審査の経過と結果

を御報告申し上げます。

当委員会は、10月3日火曜日午後3時から、全委員出席のもと開催し、庁舎2階委員会室で審査いたしました。

本陳情は、森林の多い鹿児島県において、防災上の観点からも関心を持つべき内容であり、陳情の趣旨を審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情第8号 令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第11、陳情第8号「令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第8

号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、10月3日火曜日午後3時15分から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、本町所管の小・中学校の理科教育環境改善のため、令和6年度理科教育整備予算の計上をお願いする陳情です。

本町において所管する教育委員会事務局杉田課長補佐の同席を願い、総務厚生文教委員会委員全員の出席の上、検討を行いました。

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業ですが、補助を受ける自治体・学校法人が総事業費の半分を負担する事業である。本町の小中学校においても、観察・実験機器の不足があることから、理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みを図り、予算の増額計上を行い、理科教育環境向上に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で本件を採択することとしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第8号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 発議第 2 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について（野口靖夫ほか 2 人提出）

○議長（沖野一雄君） 日程第 1 2、発議第 2 号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8 番、野口靖夫君。

○8 番（野口靖夫君） 発議第 2 号。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、林隆壽、同じく与論町議会議員、大田英勝。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を、別紙のとおり与論町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再造林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、森林の多い市町村への配分を高めるような譲与基準の見直しを求めるものである。

このため、地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく申し上げます。

○議長（沖野一雄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書につ

いてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 発議第3号 令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（林隆壽ほか2人提出）

○議長（沖野一雄君） 日程第13、発議第3号「令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく賛成者、大田英勝。

令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い。上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を述べます。

理科教育においては、ますます観察・実験が重視され、学習指導要領の中で、小中ともに「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。観察・実験重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業であるが、補助を受ける自治体が、総事業費の半分を負担する事業となっており、自治体間の格差が生じています。

つきましては、積極的に補助事業を活用いただき、理科教育環境向上のため、「令和6年度理科教育設備整備予算の計上」「観察実験に伴う消耗品についての十分な予算措置」「理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保」「実験支援員の配置」について取り組んでいただけますようお願いします。

観察・実験こそ理科教育の基本であります。小・中・高等学校理科教育環境向上のため、与論町及び与論町教育委員会に対し、「お願い」文書を提出し、積極的な予算措置と要望するものです。

以上です。

○議長（沖野一雄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてをお願いを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（沖野一雄君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄君） 日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出

書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 剛

与論町議会議員 福 地 元一郎